

平成30年田原本町議会第3回定例会

平成30年9月6日

(第3日)

田 原 本 町 議 会

平成30年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成30年9月6日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 梶木 裕文 君	2番 山田 英二 君
3番 寺田 元昭 君	4番 村上 清司 君
5番 牟田 和正 君	6番 森井 基容 君
7番 安田 喜代一 君	8番 古立 憲昭 君
9番 西川 六男 君	10番 竹邑 利文 君
11番 吉田 容工 君	12番 植田 昌孝 君
13番 松本 美也子 君	14番 小走 善秀 君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本 定嗣 君 局長補佐 森 惠 啓 仁 君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町 長 森 章 浩 君	副 町 長 住 井 康 典 君
町長公室長 植田 知孝 君	総務部長 小林 昌伸 君
総務部管理監 田中 信幸 君	住民福祉部長 竹島 基量 君
産業建設部長 三浦 明 君	産業建設部参事 岡部 泰也 君

上下水道部長	谷口定幸君	総務課長	森里義則君
監査委員	米田隆史君	教育長	植島幹雄君
教育部長	持田尚顕君	会計管理者	松原伸好君
選挙管理委員会 事務局長	小林昌伸君	農業委員会 事務局長	田邊義巳君

平成30年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月6日（木曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 6番 森井基容 議員

1. 本町の水害対策および避難対策について

- (1) 田んぼダムの効果的な運用のために
- (2) 水害対策のためのため池活用の進捗状況について
- (3) 小河川の擁壁の嵩上げによる貯める対策について
- (4) 新たな貯留施設の建設予定について
- (5) 十分な情報伝達について
- (6) 避難のあり方について
- (7) ハザードマップの妥当性について
- (8) 土砂災害警戒情報について

2. 小中学校等へのエアコン設置について

- (1) エアコン設置が完了するまでの対応について
- (2) 授業等校内における水分補給について
- (3) 小中学校等へのエアコン設置の期限目標設定について

2. 4番 村上清司 議員

田原本町の農業振興について

- (1) 農産物の販路の拡大について
- (2) 農産物のPRとブランド化について
- (3) 地産地消の取り組みについて

3. 9番 西川六男 議員

子どもから高齢者まで誰もが生き生きとした暮らしを楽しむまち、たわらもとを創るために

- (1) 愛和会の汚職事件について
- (2) タクシー利用料金助成方式について
- (3) 談合情報に伴う中学校給食施設等建設工事の入札中止について
- (4) 学童保育所（放課後児童クラブ）の昼食の提供について
- (5) 教職員の4月人事について
- (6) 被災地への職員の派遣について

4. 11番 吉田容工 議員

1. 地震対応について

- (1) 通学路の安全点検をされた結果は？対策はどうするのか？建築基準法に合致していない建物はあるのか？
- (2) 役場庁舎の棚等は固定されていますか？地震があった時、職員がはさまれることはないですか？
- (3) 部分型耐震化補助制度と危険な塀撤去助成金制度に取り組む決意はありますか？

2. 受動喫煙について

- (1) 本町の受動喫煙対策に対する姿勢はどの程度ですか？
- (2) 完全禁煙に取り組むかどうか？
- (3) 禁煙外来受診促進に積極的に取り組みますか？

3. 認定こども園について

- (1) ゼロ歳から2歳の子どもの対象から外した理由は何ですか？
保育室を増やさなくても十分な保育を提供できるのですか？
教育及び保育のねらい、内容の概略を説明願いたい。
- (2) 昼食をすべて給食に出来ないのか？
幼稚園児にも午睡時間を確保できないのか？
- (3) 保育料が何故概ね8割なのか？
給食費が主食費月600円なのか？

4. 青垣生涯学習センター総合管理業務について

(1) 総合管理業務仕様書の指摘した内容に間違いありませんか？落札された(株)文政にセンターと類似した施設の日常管理業務をした実績はありましたか？

(2) 仕様書と違う条件で入札に参加を認めるのはおかしいのではないですか？どう対処されますか？

5. 2番 山田英二 議員

1. 人口減少対策について

「まち・ひと・しごと総合戦略」による具体的な人口減少対策の主な施策の進捗状況と現状分析について

2. 旅券窓口の開設について

市町村での旅券(パスポート)窓口の開設について

6. 8番 古立憲昭 議員

1. 子どもの命を守るについて

(1) 子どもの命を守る対策について

①登下校時の安全について

②学校生活と熱中症について

2. 町内総生産、GDPについて

町内総生産、GDPについて

7. 1番 梶木裕文 議員

公共施設のリノベーションについて

(1) 民間の活力を積極的に導入してリノベーションを進め、今ある公共施設をどのように有効活用されるのか

(2) 今後リノベーションの必要性がある施設、また、廃止・撤去の必要性がある施設がどれくらいあるのか

(3) その中での優先順位は

8. 13番 松本美也子 議員

1. 共生社会のまちづくりのために

(1) 避難行動要支援者のための「避難支援個別計画」の策定について

(2) 「ヘルプマーク」の普及と周知の取り組みについて

①配布数及び普及率について

②普及及び認知向上のための周知への取り組みについて

(3) 障害者差別解消法に基づく対応要領の策定及び地域協議会の設置について

(4) 手話通訳の配置について

2. 学校環境整備のために

熱中症対策における幼稚園・小学校・中学校へのエアコンの設置について

9. 14番 小 走 善 秀 議員

1. 街づくりについて

(1) 堤防の美化等の活動 町の支援件数、活動状況

(2) 町の花、水仙の植栽について

2. 防災について

(1) 防災無線について

(2) 危険なブロック塀の状況

○総括質疑（議第38号より認第1号までの7議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（植田昌孝君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（植田昌孝君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。6番、森井議員。

（6番 森井基容君 登壇）

○6番（森井基容君） おはようございます。

議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

第1番目にお聞きしたいのは、本町の水害対策および避難対策についてであります。対策について確認させていただくとともに、幾つかの提案をさせていただきたいと思っております。

まず、田んぼダムの手法を用いて、排水ますの整備等で一時貯留化を進めていただいております。協力いただいている水田面積も徐々に増加しているわけですが、まだまだ目に見える効果を生み出しているとはまでは言えないのが現状かと思っております。そこでお聞きしたいと思っております。

より多くの農家、すなわち耕作者や地権者の方々の協力をいただくには、その方々のメリットとなることも実施されなければ、多くの水田を網羅することには結びつかないと考えられます。排水ますの整備はもちろんのこと、畦畔の再構築も重要な要素であると思っております。例えば、畦畔の再構築について積極的に財政措置をし、取り組みを進めていく予定はありますか、お教えてください。また、ほかにも手だてをお考えであれば、それについてもお教えてください。

次に、目に見える効果が見込める対策として、点在するため池の活用がありますが、その取り組みの進捗状況と今後の見込みについてお教えてください。

さらに、ためる対策として、寺川等に流入する小河川の擁壁のかさ上げを提案させていただきたいと思います。20から30センチメートルのかさ上げで、その貯留効果は非常に大きなものとなるかと思っています。

例外的な異常な降雨、すなわち時間降水量が100ミリを超えたり、50ミリが何時間も続く降雨には抗し切れないかもしれませんが、今まで経験してきたレベルのものには十分対応可能であり、溢水、冠水、浸水被害の起こる確率を低減できると考えております。特に、常襲地域について早急に着手していただくことを提案させていただきます。この擁壁のかさ上げに関して、見解をお教えてください。

既存のため池活用以外に、新たに貯留施設や遊水池の建設をお考えでしょうか。特に地下への貯留施設建設について、建設予定はあるでしょうか、お教えてください。

ここまでは、いわゆるためる対策についてお聞きいたしました。そのほか洪水対策として顕著なものがあれば、それもお教えてください。

次に、浸水、氾濫時の対応についてお聞きしたいと思います。

今ある情報伝達では放送が聞こえにくい等、不十分であるとの指摘は以前からなされております。戸別受信機の設置も一方法であると思いますが、住民の皆さんの不安解消の手だてとして、町では新たなことも含んで手だては考えておられますか。それについてお答えください。

災害発生の際、もしくは発生が予測される際、避難情報等を流すこととなりますが、避難することの是非についてお教えいただきたいと思います。つまり、全て一律に町民に対して避難等を促す対応でいいのかということでもあります。

すなわち、地震発生の場合と水害発生の場合、当然、対応に違いがあるかと思いますが、本町ではどのようにお考えでしょうか。また、水害でも浸水被害と堤防の決壊等の洪水被害では対応に違いがあるかと思いますがいかがでしょうか、お教えてください。

浸水被害の場合に限って考えてみても、発生の時間帯、浸水の水深の状況、自宅と避難場所との高低差等を考えれば、避難場所へ行くことが最善とは考えにくい場合もあるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

自宅から避難場所へ移動することが危険を増幅することにつながる場合もあるかと思っています。平屋と2階建ての住宅では違いはあるかと思いますが、本町で発生す

る多くのものを考えれば、一律に避難を促すことは現実的ではなく、避難所への移動と自宅の2階等への垂直避難との二本立てでの対応が現実的であると思いますが、いかがでしょうか、お教えてください。

先般の西日本豪雨の際、特に岡山県真備町や広島県や愛媛県の土砂災害についても、ほぼハザードマップどおりと言われていました。本町でもハザードマップが作成され、周知を図っていただいているところでもあります。

東大総合防災情報研究センター長の田中 淳氏は、「ハザードマップは過去のデータと現在の科学的な知見を合わせてつくられているため、危険度を示す精度は高く、活用する意味は大きい。課題はいかに地域へ事前に周知できるかで、住民にとってわかりやすく情報を整理しないといけない」と話しておられるとの記事が産経新聞にありました。

一般的には確かにそうだと思いますが、本町のハザードマップはどのようなデータをもとに作成されているのでしょうか。また、その妥当性は田中氏の言うとおりののでしょうか。といいますのも、ハザードマップをもう一度精査してみますと、疑問に思うところが散見されました。なぜそこが避難所になっているのか、なぜそこが近くよりも深く浸水するのか、なぜその区域が浸水想定区域外なのか、幾つもの疑問が湧いてきます。町民の安心と安全のためにも、作成の経過と妥当性について、町としての見解を求めます。

土砂災害警戒情報についてお聞きしたいと思います。

先般の台風12号においても、大雨警報や洪水警報とともに土砂災害警戒情報が本町に発令されました。この土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の皆さんや対象地域に滞在されている方々の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、奈良県と気象庁が連携して発表する気象情報ですと解説されています。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの発生する可能性のある地域であるはずですが、本町は、奈良県における指定状況の資料においては、指定区域はゼロとなっております。しかしながら、毎度のように土砂災害警戒情報

が発令されます。町民の皆さんの不安を増幅するものであり、何をもとにこの土砂災害警戒情報が発令されるのか、お教えてください。

第2番目の質問に移ります。

小・中学校等へのエアコン設置についてお聞きしたいと思います。

本年は、7月に入り体温前後の猛暑日が長らく続き、毎日のように熱中症対策、熱中症での搬送件数等、ニュースが流れない日はないという状況でありました。さらには、気象庁作成の2100年の天気予報が報道され、その内容にはさらなる高温化の予想も含まれ、衝撃的なものでありました。

この高温化と熱中症の多発は本年だけの状況ではなさそうであり、7月、8月、9月の高温化は今後避けることのできない状況であると考えられます。これは、全ての年代の人々の命にかかわる危険な暑さという以外にはないと考えられます。

生徒、保護者のみでなく、現場の教職員の方からもエアコン設置の強い要望は随分以前からあったものの、以前にも増して切実なものとなっていると言わざるを得ません。しかしながら、すぐに設置されれば問題ないのですが、きょう言ってあしたというわけにもいかないのが現状であるかと思えます。

そうであるならば、9月の2学期に入ってもまだまだ暑さが厳しい時期が続くわけで、そんな中で実施される授業、課外活動について、今までどおりのカリキュラムでよいのか、大胆な発想の転換が必要ではないのかと考えてしまいます。全教室へのエアコン設置が実施されるまでの間、何か対応できることは考えておられるのでしょうか、お教えてください。

校内における水分補給の実態はどうなっているのでしょうか。授業時間、休憩時間、その他さまざまな時間帯についてお教えてください。

全教室へのエアコン設置率がニュース、新聞等で取り上げられておりましたが、奈良県は全国でもワーストの部類に入っておりました。いわゆる猛暑日が連続する中、エアコン設置は急務というほかありません。事は命の問題と言っても過言ではないかと思えます。

蒸し風呂状態の教室で、もはや熱風を送る道具と化した扇風機が回る教室で、子どもたちの学習意欲も低下せざるを得ないでしょうし、全力で教えようとする先生方も疲労困憊の状況にあるのではないのでしょうか。

文部科学省はことし、小・中学校の教室の温度の基準を54年ぶりに引き下げています。これまでの基準は30度以下、それが28度以下に引き下げられています。これは、役場庁舎における冷房28度の設定温度と同じであります。小・中学校等も役場庁舎と同様の環境が求められています。

そこで町長にお聞きいたします。

本町の教育施設に期限を区切ってエアコン設置の決断をしていただけませんか。例えば、本年度すぐに補正を組み、取りかかる、来年度予算で取り組み、来年度完了する、来年度から2年計画で完了する等の宣言をしていただけませんか。国も荒井知事も、助け舟を出すとの会見を行っておられます。ご決断の時でもあるかと思えます。よろしく願いいたします。

なお、再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 6番、森井議員の第2番目、「小中学校等へのエアコン設置について」のご質問にお答えいたします。

小・中学校等へのエアコン設置の期限目標設定についてでございますが、文部科学省の学校衛生基準による望ましい学校の教室の温度を、従来の「10度以上、30度以下」から「17度以上、28度以下」にする見直しがあり、本年度からの実施となっています。

そういった中、特に今年の夏は記録的な暑さとなり、最高気温の記録更新があった地域もあり、危険な暑さとも言われたところでもあります。また、田原本町連合PTAからも、設置に向けた要望をいただいたところでもあります。

ここ数年の夏の暑さを考えますと、子どもたちの熱中症対策、また教育環境の向上として、エアコンの設置は喫緊に取り組む課題と認識しております。

本町の小・中学校のエアコン設置状況は、保健室、図書室、パソコン教室など特別教室に設置しておりますが、普通教室が未設置となっています。また、幼稚園は各園とも預かり保育の部屋に設置しており、平野幼稚園は今年度の改修工事に合わせ全室に設置することで、幼稚園の設置率は50%となっています。

小・中学校や幼稚園の保育室のエアコン設置について、本年度で実施設計を行い、

工事の実施については、国・県の財政措置の動向を注視しながら、できる限り早期に進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 引き続き、第2番目、「小・中学校等へのエアコン設置について」のご質問にお答えいたします。

まず、「エアコン設置が完了するまでの対応について」でございますが、ことしの7月の天候は、気象庁によりますと30年に1度の猛暑であると発表されています。9月に入っても残暑が厳しいと考えられますので、熱中症対策を引き続き実施する必要があると考えます。

小まめに水分補給することや、気分が悪くなった場合エアコンが設置してある保健室等で休養をとることや、軽度・中度の熱中症の状態に有効とされている経口補水液を摂取させる対応をしてまいります。また、一定の温度を超えた場合に、運動会の練習も含めた運動の制限、ミストシャワーの活用、あるいはエアコンの設置された特別教室を利用するなどの対応も行ってまいります。

次に、「授業等校内における水分補給について」でございますが、幼稚園、小学校は休憩時間以外でも教員の指導のもと補給が可能であり、中学校は、休憩時間及び体育の時間は可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 三浦 明君 登壇）

○産業建設部長（三浦 明君） 6番、森井議員の第1番目、「本町の水害対策及び避難対策について」のご質問にお答えします。

「田んぼダムの効果的な運用のために」につきましては、大和川流域総合治水対策におけるながす対策、ためる対策、ひかえる対策の3つの対策の中で、田んぼダムは本町におきまして、ためる対策の主要な対策の一つとなっております。

平成25年より奈良県と共同で水田貯留事業を推進しており、平成30年7月末時点で阪手・法貴寺・小阪・西井上・大安寺・大木・阿部田・伊与戸地区の31.

9ヘクタールの範囲において、地権者をはじめ耕作者の方々にもご協力をいただき、水田を効果的かつ容易に貯留できる排水ますの設置工事について、奈良県主導のもと完了しております。

議員お述べであります、畦畔の再構築に伴う財政措置も重要な施策であることから、奈良県では大区画化の農地推進等の観点も踏まえ、3反に1カ所の畦畔に対し再構築の補助を実施されているところでございます。

本町の現状といたしましては、1反ごとに所有者や耕作者が異なることが多く、1反ごとの補助を希望されている方が多いところも事実でございますが、農地大区画化の遅延や農業の衰退、耕作面積の減少、畦畔の維持管理の増加、境界への課題等を勘案すると、奈良県の考え方同様、3反に1カ所の畦畔再構築に対しての補助が妥当であると考えております。

次に、「水害対策のためのため池活用の進捗状況」についてでございますが、現在、ため池を活用した水害対策を実施しておりますため池は、阪手二丁池及び西竹田長池の2池でございます。

進捗状況といたしましては、阪手二丁池におきましては、南西部に自動流入出用ゲートの設置並びに南東部に排水用のポンプの整備を、今年の台風21号の被害を受け1年前倒しで今年度完了する予定であり、2万3,200立方メートルの雨水貯留機能を持つため池となります。また、西竹田長池におきましては、平成28年度より護岸整備工事を進めており、延長450メートルのうち現在200メートルまで進んでおり、整備完了は平成32年を予定しており、貯留量は2,800立方メートルとなります。

また、平成27年度より工事を行ってきました十六面新堀池に関しましては、昨年度完成し、1,200立方メートルの貯水施設として今年度より稼働しています。

先ほどの田んぼダムの水田貯留につきましては、平成29年2月の大和川流域総合治水対策協議会において、流域対策の貯留量としてカウントすることが認められ、これまでの整備と田んぼダムを合わせて1万8,810立方メートル、本年度工事が完了します阪手二丁池で2万3,200立方メートル、合計4万2,010立方メートルで、本町の目標貯留量3万2,140立方メートルに対し約130%の達成率となります。

また、阪手二丁池の工事が完了するまでの間につきましては、災害時の雨水一時貯留に関する協定書を阪手水利組合及び阪手南・北自治会と締結し、ため池を活用した内水被害対策を推進しているところです。

その他、ため池を水害対策に活用するに当たり、町内のため池の治水利用状況を確認し、今後も浸水被害地域の軽減が図られるよう、水利組合等のご協力、ご理解を得ながら推進してまいりたいと考えているところです。

次に、「小河川の擁壁の嵩上げによる貯める対策について」でございますが、寺川等に流入する地域におきましては、浸水被害が広範囲で発生している地域であり、水路も複雑に入り組んだ地域でありますことから、擁壁のかさ上げの範囲が広くなるほか、河川管理者が異なる場合や周辺の地形の状況により、民地への影響が発生することも考えられます。

さらに、かさ上げによるその他の地域の浸水被害が新たに発生する懸念もあり、細心の注意を払い検討を進める必要があります。全て適用できるとは限りませんが、後で述べます新たな貯留施設も含め、内水被害軽減のために検討したいと考えております。

次に、「新たな貯留施設の建設予定について」でございますが、平成30年5月17日より奈良県平成緊急内水対策事業が創設され、床上浸水解消に2年、さらに床下浸水解消は3年を目標に設定されたことを受け、本町は5月、6月にかけて奈良県河川課、国に対し、近年多発する集中豪雨に対する被害を少しでも減らすために内水対策事業の要望を行いました。

本町は、内水対策の適地候補地をため池や官有地等から13カ所について要望いたしました。現在のところ、奈良県の適地選考委員会にて内水対策箇所について選考中でありまして、今後、適地が決定しましたら、速やかに整備箇所等についてご報告をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 引き続き、第1番目、「本町の水害対策および避難対策について」のご質問にお答えいたします。

まず、「十分な情報伝達について」でございますが、情報伝達手段につきましては、平成23年度に導入したMCA同報通信システムによる防災無線により、町内46カ所に設置した屋外スピーカーにより町内へ防災情報を伝達しているものでございます。

このシステムは放送機能を有しておりますが、サイレンにより危険が迫っていることをいち早く伝達し、自分の身に危険が迫っていることに気づいていただくことが前提となり、屋外スピーカーによる防災情報は、周囲の建物や気象条件によっては聞こえない場合がございます。

このシステムによる防災無線のほかに、防災無線フリーダイヤル、安心安全メール、緊急速報メール、町ホームページ、フェイスブックなどがございます。また、広報車による伝達や自治会を通じての周知をお願いするなど、さまざまな情報伝達手段をとっております。今後も、情報伝達手段の検討、充実に努めてまいります。

また、避難情報を発信する際の対応の違いにつきましては、対象区域を町内全域とするか、区域を絞った情報伝達にするか、災害等の内容により判断することが必要であると考えております。

地震発生時や長雨による浸水被害が想定される場合には町内全域を対象とし、堤防決壊等の洪水被害による避難勧告等については対象区域が限定されることから、避難エリアを適切な範囲に絞り込むことが望ましいと考えております。

次に、「避難のあり方について」でございますが、対象とする水害が床下浸水にとどまる等、命を脅かす危険性がないと考えられる区域につきましては、避難勧告等の発令対象区域外であり、避難行動としては屋内での安全確保で十分な場合が多いと思われ、議員ご指摘のとおりと考えております。

特に、内水氾濫の夜中の避難は、河川堤防の決壊による氾濫とは異なり、濁流にのまれる危険性よりも、道路と水路の見分けがつかない場合や道路が冠水し避難所に近づけない場合があり、自宅が一番安全な場合が多いと考えます。したがって、避難勧告が発令している場合であっても、自宅の2階等への避難である垂直避難をすることが有効であると考えております。

本町におきましても、台風の接近等が想定される場合には、日中の明るいうちに自主避難場所を開設し、自主避難者の受け入れを積極的に行っております。ただし、

事前の想定を超えて河川の氾濫が発生し、命の危険のおそれがあると判明した場合や、居住者・施設管理者等自身が必要と判断する場合は、立ち退き避難を含め、その時点でとり得る、命を守る避難行動をとるべきであると考えております。

次に、「ハザードマップの妥当性について」でございますが、田原本町洪水ハザードマップは、奈良県からの情報をもとに、大和川については流域全体に24時間総雨量209ミリ、ピーク時の1時間に70ミリの降雨を、曾我川、飛鳥川、寺川及び鳥米川につきましては流域全体に24時間総雨量195ミリ、ピーク時の1時間に69ミリの降雨がある場合をシミュレーションし、大和川、曾我川、飛鳥川、寺川及び鳥米川流域の各浸水想定区域図からそれぞれ浸水深の深い数値を採用して合成し、町内の浸水想定区域図を作成しております。

なお、近年の雨の降り方については、短時間で局地的な降雨となっており、状況が変わってきていると思われやすいため、変動する状況に応じ更新していきたいと考えております。

次に、「土砂災害警戒情報について」でございますが、まず、土砂災害警報についてでございますが、気象庁が発表している大雨警報の中で、特に警戒すべき事項として土砂災害や浸水害が示されることとなっております。

議員お述べのように、土砂災害警戒区域は田原本町内には存在しないものの、気象庁において、土砂災害警戒判定メッシュ情報により大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを地図上で5キロ四方の領域で区切って判定していることから、隣接する橿原市、天理市、桜井市等のメッシュエリアに本町が含まれており、土砂災害警報が発表されております。

そういったことから、かねてから奈良県や気象庁に対しまして意見を述べているところでございますが、今後も土砂災害警報解除に向けて要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 6番、森井議員。

○6番（森井基容君） ご答弁ありがとうございます。

たくさんご答弁いただきましたので、質問の順とは違いますが、ご答弁順にもう一度聞きたい部分についてお答えをいただきたいと思っております。

まず、エアコンの設置に関して、期限目標の設定ということをお願いしたわけで、喫緊に取り組む課題という認識であるということと、国・県の財政措置の動向を注視しながらできる限り早期に進めたいとのご答弁でありました。

しかし来年の夏にとにかく設置というゴール設定をしていただきたいというふうに思っているわけです。ただ、教育に関しては給食の実施もあり、2つの大きなプロジェクトが同時進行というふうなことになると思います。

エアコンに関しては全国的に、特に奈良県は設置率が低いので、多数が設置を決定し、既に決定したという市町村もあるわけですがけれども、機材の調達が非常に困難になっていくのではないかと。来年の夏に稼働させて、子どもたちを守ろうとしたときに、非常に難しいのかなと。国や県の補助という、財政措置を待っている、決断していただいてもその機材の調達自体が難しくなるのではないかと。

先に、本町の財政状況を考えれば同時進行は非常に難しいかとは思いますがけれども、同時進行で新たな起債をし、来年の夏に実現するために12月の定例会までに補正予算を組んでいただいて、臨時議会でも開いていただいて、さあいきましようというようなご決断をいただければなというふうに、これは給食やエアコンを同時に進行しようという場合であります。

もう一つ打開策として、既定路線となっている給食のことですけれども、入札がうまく進行していないという現状に鑑みると、ある意味物議を醸すかもしれませんが、給食をリセットして命を守るエアコンを最優先で進める、限られた財源をこちらに回して、来年の夏のエアコン設置、稼働に向けてご英断をいただくというふうなこと、この2つぐらいが打開策として私に考え得ることでありました。その辺について、即断即決とはいかないかと思っておりますけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、授業等校内における水分補給ということに関してですが、幼稚園、小学校と中学校で対応にわずかな違いがあるということでありましてけれども、その辺のところを同様としていくほうが望ましいのかなと。生徒指導上いろいろ問題点もあるかと思うんですが、その辺のところをちょっとお考えいただき、ご答弁を再度いただければなというふうに思います。

もう一点、エアコンとの関係があるんですが、各幼稚園、小学校、中学校

ともに始業式を迎えました。第2学期が始まっているわけですがけれども、その始業式は大概体育館でしているかと思います。それに関して、今年度は何らかの措置を打たれたのかどうか、その辺についてもお教えいただければなというふうに思います。

続いて、水害対策に関連するものです。

畦畔の再構築について、県の補助ということもあって、3反に1カ所でいきたいというご答弁をいただきました。ただ、ご答弁の中にもあるように、所有者や耕作者が1筆ごとに違うんですね、現実ですね。田んぼダムをやっているところであっても、1筆ごとというのか1反ごとにしていただかないと、前向いて非常に進みにくいというのが現状であります。

町のほうでもそういう認識であられるかと思うんですが、特に田んぼダムを推進していただいている地域については1反を条件にやる方向へ、自前の財源でやろうじゃないかと、協力いただいている、やり遂げるために、そういう財源を用意しようじゃないかというご決断はいただけないでしょうか。その辺を含んでご答弁をお願いしたいと思います。

それから、小河川の擁壁のかさ上げの件ですがけれども、いろいろ懸念されることが多数あるのはよくわかるんです。ただ、ここをちょっと上げるだけでいろんなものが影響、いろんなファクターが重なり合っただけで起こるというふうなこともあるかもしれませんけれども、床下というか、浸水するところが十分いけるような場所って結構あると思うんです。そこも精査しながら検討したいというふうにお答えいただいていますので、十分調査の上お願いしたいというふうに思っているんです。

それから、新たなそういう要望を上げてやってくれているということであるので、県の適地選考委員会で選ばれることを願っております。

次に、防災のほうであります。

情報伝達をいろいろ行っているということはよくわかるんですがけれども、MCAの屋外スピーカーがうちの自治会内にも1カ所設置されております。一昨日の台風の際、外の様子をちょっとうかがっているときに、横に大きなイチョウの木や電信柱、MCAのスピーカーがありますがイチョウの木が一番揺れておりました。風速30メートル前後だろうと思いますけれども、そういう状態ですよ。

電信柱は、電線は揺れておるものの電信柱自体はしっかり立っておりました。次、スピーカーを見ると、結構、免震構造かもしれないんですけどもゆらゆら揺れているんですね。民家が近くにもあるんで、相当な高さがあつて、これが倒れてきたら民家に被害を及ぼすのではないかというふうなことも思いましたので、その強度について、十分なものをもちろんやっていただいていると思いますけれども、国の補助金でつくっているものですので、その辺についてちょっとご答弁をいただければなというふうに思います。

あと、避難のあり方については、垂直避難もありだよというご答弁をいただいておりますし、場面、場面に応じてそういう指示は出していただければよいかというふうに思います。

ハザードマップの件なんです。私、これ今手元に資料として持っているんですが、29年3月というのが最新版になるのかと思うんですけども、それを見ていまして、何カ所も「えっ」と思う場所があり、私の住まいする自治会内において、既に開発が済んで2メートル以上上に家が建っているのに、この発行された時期には既に家が建っているのに、そこが阪手内で一番が浸水するという色分けがされているんですね。

この情報を見て家の購入を考えはる人もあるんじゃないかなというふうに思いますので、何も私、業者の味方するわけでも何でもありません。こういうハザードマップを見ましようよという空気のある中で、やはりそのところは町で許認可を与えて開発されていっているわけですから、ここは違ふとかいう、部署ごとに仕事をされるんじゃないしにそういう連携をとって、その開発行為があればもうそこはすぐに色を変えるというふうなことをやっぱり対応いただきたいと思うんですが、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

最後に、土砂災害警戒情報に関してです。

ご説明でメッシュ情報だと、5キロ四方だということを僕も確認いたしました。当然要望を続けていただいて、早くこれが修正されることを願うんですけども、この土砂災害警戒区域について、町民の方々に対して情報を提供するというんですか、本町にはそういう場所はないんだということと、メッシュ情報によってエリアとしてこうなるんだと、市町村界をまたいでいるんだと、だからうちにも出るんだと。

だから、100%ないとは言えません。物すごいのが来たらどうにもなりませんけれども、99%以上の確率でないというふうな情報提供がやっぱりあったほうが、皆さんの安心・安全という、そういう意識につながるのではないかなと。これって何だ、どこだということを、よく質問を受けますし、私も誤解をしておりました。これでちょっと勉強させていただいたんですけれども。その辺について、町民の方々への情報提供についてご答弁お願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、エアコンの設置につきまして、県・国ともしっかりと密に連携をとりながら、やはり町にとって有利な財政措置を有効に利用していきたいと考えております。ただ、議員言われるように来年の夏までということもあります。当初予算でまにあうのかどうかというところも、恐らくほかの市町村も同じであらうかなと思います。

ただ、聞いているところによると、やはり来年の夏までにほかの市町村もつけていきたいという要望もありますので、恐らく国・県もそこに合わせた形の財政措置をしていただけるというふうに認識しております。それを逃さないためにも、今回補正予算で上げさせていただき、事業ボリュームを、何とかちょっとくろみを立てながら、来年度予算の中で入れていきたい。ただ、国が補正予算を出してきた場合は、それに乗れるようにこちらで財政措置をして、また予算を上程させていただこうというふうには考えておりますので、私の考えといたしましては、来年の夏までに全ての小学校、幼稚園、中学校でのエアコンの設置をしていきたい。全ての教室ではなかなか一気にはいかないんですけれども、全ての幼・小・中に設置をしていきたいと考えております。

あと、給食をやめてエアコンの設置ということでございますが、中学校給食の開始は、住民の皆様ともお約束をさせていただいている案件でございますので、それをやめるわけにはいきませんので、今それを同時並行で2つ進めていきたい、そういう決意でございます。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 水分補給を統一したらいかがかというご質問ですけれども、確かに議員お述べのとおり生徒指導上の問題等もございまして、とりわけ中学校、自由にとというのが難しい部分はございますが、生徒の状況あるいは当日の気温等に応じまして、健康第一ということで柔軟に対応してまいりたいと、そのようには考えております。

それから、さきの2学期の始業式につきましては、学校環境衛生基準の範囲である気温28度を下回っておりまして、大体27度ぐらいであったかなと思うんですけども、通常どおり体育館で始業式は行っております。

運営に際しましては、体育館の窓を早朝よりあけておきまして風通し、風が入りますと体感温度がかなり違いますので、風を入れておいたということと、大型扇風機がある学校については準備しておいたということで、特に子どもたちを座らせて始業式を執り行っております。

それから、8月に臨時校園長会を開きまして、9月以降の対応についていろいろ共通理解をしたんですけれども、ささいなことではございますが、どうしても久しぶりに子どもたちを前にすると、あれもこれもと多くを語られる園長先生、校長先生おられますので、趣旨簡潔に短く願いますということで指示は出しております。

各学校からは、気分の悪くなった子どもたちがいたという報告は受けておりませんので、いつもよりは短い時間で挙行できたかなと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） まず、畦畔の再構築に対する補助金についてでございます。

先ほども述べましたように、本町といたしましては県と同様、3反に1カ所の畦畔に対しての再構築が妥当であるという考えでおりますけれども、県が主導している市町村におきましてもこのような問題が多分出てきているかと思われまますので、その辺の動向を見ながらまた研究してまいりたいと思います。

それから、小河川擁壁のかさ上げによるための対策についてでございますけれども、こちらのほうも一応、先ほど述べましたようにいろいろ問題、課題等がございます。

ます。その辺を、細心の注意を払いながら検討を進めていきたいと考えているところでは。

それから、新たな貯留施設の建設につきましては、国・県にさらに要望をしたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） まず、MCA屋外スピーカーの支柱の件でございますが、メーカーに問い合わせますと、風速60メートルの風には耐えるといったことを聞いております。

それと、ハザードマップの情報が間違っているといった話でございますが、これにつきましては、開発部局と横のつながりを密にいたしまして、県への最新の情報を提供し、次期になります更新をしていきたいと考えております。

続きまして、土砂災害警戒情報についてでございますが、これにつきましても関係機関、県ないし気象庁でございますが、そちらのほうと相談しながら、可能であればホームページ等により住民に周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 6番、森井議員。

○6番（森井基容君） どうもご答弁ありがとうございました。打開策として2つ提起させていただいたんですけれども、何せ気になるのが、来年の夏しようと思ったからオーダーがもうどんどん出て、本町も決断したけれども実際機材がないということが起こり得るのではないかというふうに思うわけです。だから、せつつくような質問をさせていただき、ご決断を迫ったわけでありましてけれども。そのことも含んで、今後積極的に考えていただいて、来年の夏に教室で気持ちよく授業が受けられるように環境をつくってやってほしいというふうに思っておりますので、その点、いま一度お言葉をいただければなというふうに思います。

あと、土砂災害警戒区域の話です。

奈良県や気象庁と相談してということなんですけれども、ただ、向こうとしては、情報は5キロ四方しかないわけです。それにかかっているならば土砂災害の警戒区域だという基本は多分変えないのではないかと。予想が容易にできてしまうんですよ。

それが間違っていたら結構なんですけれどもね。

これ、何だろうと聞いて聞かれる方が結構おられるということを知り、最優先に取り組んでいただきたいんですけれども、もう一度部長、申しわけないですが一言いただければというふうに思います。

以上です。すみません。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） 機材確保等、本当に懸念されることが多々あると思います。

例えば奈良市であれば、一気につけるとなればかなりの数をとっていかれるということもありますので、そのあたりも踏まえながらしっかりと国・県と調整をし、近隣の市町村の動向を見ながらも、何とか来年の夏までにはつけられるようにいろいろな方策を考えていきたいと考えております。

それと、土砂災害のほうでございますが、また气象台や県とも調整をさせていただきませんが、例えばメッシュ情報で入っていたとしても土砂災害指定エリアがない場合は除くことができないのかとかいうことで要望をまず上げていって、検討課題として台に乗せていきながら、住民の皆様が混乱しないような形をとっていきたいと思っております。そこまではホームページ等で、土砂災害の指定エリアはございませんというような形での告知を一度検討してみたいと思っております。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして6番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、4番、村上議員。

（4番 村上清司君 登壇）

○4番（村上清司君） 議長のお許しを得ましたので一般質問させていただきます。

田原本町のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「子どもから高齢者まで誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち、たわらもと」をまちの将来像として基本構想が策定され、それを実現させるために基本計画を策定し、これに基づく施策を推進させるために実施計画に取り組むことが示されております。

その中の自給率向上に向けた本町の農作物全体の市場性の強化につながるブランド化、並びに販路拡大に向けた宣伝能力や消費の強化拡大についての取り組み状況について、お教えいただきたいと思っております。

田原本町は、従来より大和川水系が南東から北西に縦断し、肥沃な農耕用地に恵

まれ、県内でも有数の農業振興地域を形成しております。その中で、米作をはじめ大和菜やナスビ、そして味間いも、イチゴなどが地域の主たる豊富な農産物と聞いております。その農村振興地域では、その他品質のよい多種多様な農産物がつくられております。しかし、その農産物が町内外でどのように生かされ、消費されていくのか、大変苦慮しております。

従来より、行政におかれましては地産地消に取り組まれていると感謝しておりますが、多種農産物の生産量に対して、どのような販売経路で取り組まれ、消費拡大が図られているのか、そして、今後の計画を含めて具体的な説明、答弁をお願いいたします。

次に、農産物のブランド化につきまして、先ほどの本町主産物の米や大和菜、ナスビ、味間いも、イチゴなどがありますが、例えば米についてですが、現在、全国ではコシヒカリ、あきたこまち、ゆめぴりかななどの品種がおいしいと聞いておりますが、町内の作付されているコシヒカリと黄金晴との交配されたひのひかりは、万葉の里ふるさと米として、ふるさと納税の返礼品として利用されています。

さて、田原本町の弥生時代を代表する唐古・鍵遺跡においては、炭化米と種子が発掘されており、田原本町のブランド名としてもいいのではないかと考えております。しかし、唐古・鍵遺跡の前の道の駅においては、田原本町のふるさと納税の返礼品として、万葉の里ふるさと米を大々的に出品されていないように思います。

唐古鍵地域のみならず、田原本町内の米耕作者に対して、万葉の里ふるさと米は聞こえもよく、田原本町を代表する耕作米と感じっております。しかるに、米に関しては、ふるさと納税の返礼品でもある田原本町のブランド米として、道の駅管理者に対して協力を求める必要があると思いますが、どのように再考されるか、答弁をお願いします。

次に、田原本町農産物のPRについてですが、地域やその他観光やイベント開催に合わせて、主たる田原本ブランドの野菜のPR販売や、磯城野高校、畿央大学と連携され、地元食材を利用した料理メニューを開発されていると聞いておりますが、道の駅やその他イベント会場での販売促進や地元ブランドのPR状況はどのような状況であったか、その後の反響はどのような状態であったか、答弁を求めます。

次に、平成27年第1回吉田議員の一般質問で、学校給食に関し、田原本町の農

産物を積極的に導入することを決意されますかとの質問がありましたが、現在の地元産農産物使用状況について説明を求めます。

6月時点での学校給食用物資の産地が、米穀類3種類の中で田原本町産はなしで、奈良県産が3種類使用、青果物20種類の中で田原本町産はなしで、奈良県産が2種類（ネギとピーマン）だけ使用、精肉類4種類の中で田原本町、奈良県産もなしで、魚介類14種類の中で田原本町、奈良県産もなしの状況であります。

前教育長が、町内産の農産物を供給していただいている農業関係団体のご協力を得ながら取り組む方向性を示されたにもかかわらず、なぜ地産地消を考える中でこのような状態であるか、答弁をお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 三浦 明君 登壇）

○産業建設部長（三浦 明君） 4番、村上議員の、「田原本町の農業振興について」のご質問にお答えいたします。

農業に従事する人口の減少や高齢化により、後継者不足や担い手不足が深刻化しており、現在、奈良県とも連携し、田原本町の地域農業の将来について、農業振興への多面的機能の維持や食料の自給率向上、高収益作物の生産性の向上ともうかる農業を目指し、地域農業の衰退に少しでも歯どめをかけたいと考えております。

まず、「農産物の販路の拡大について」でございますが、専業農家の販売経路につきましても、個々の農家ごとに販売経路が確立されております。また、新規就農者につきましても、直売所やJA出荷等が主な出荷先ですが、生産した農産物は全て販売されている状態と聞いております。

本町の農業振興は、安心・安全に配慮した品種、技術の導入や本町の農産物全体の市場性の強化につながるブランド化、高付加価値化の確立を積極的に推進し、多様な販路拡大のため農業見学やインターネットなどでの宣伝能力を強化し、消費拡大に努めます。

奈良県は、本年11月に日本貿易振興機構が開設予定のジェトロ奈良貿易情報センターと連携を密にし、奈良の強みを生かしながら国内外の需要を開拓し、取り込むことで産業の創出・振興を図ることが必要との考えのもと、農畜産物の輸出促進、

地場産品の海外販路開拓、外国企業誘致や観光資源の情報発信など、さらに地域のニーズに適した事業を実施することで、地域経済活性化等に資する具体的な成果を創出しようとされています。

それに伴い、本町として、国が推進する生産工程における安全管理、持続可能性の取り組みの審査を受けるGAP認証について、農家等に対して積極的に認証取得を進めることにより、消費者に安心を与え、国内の販路拡大や農業所得の安定につながるかと考えています。さらには、ジェトロ奈良貿易情報センターと連携しやすい環境を整備でき、農産物の海外販路開拓の推進ができると考えているところです。また、その他各関係機関とも連携し、安定した取引や高収益が得られるよう取り組んでまいります。

次に、「農産物のPRとブランド化について」でございますが、ふるさと納税の返礼品にある万葉の里ふるさと米は、JA川東営農経済センターが出品しているひのひかりであります。この万葉の里ふるさと米は、桜井市にあるJAのカントリーの米を精米して販売しています。このカントリーへの持ち込みは、田原本町、桜井市、川西町、三宅町の農家が持ち込んでいるため、田原本町の米ということではございません。万葉の里ふるさと米を道の駅で積極的に販売するという事は、田原本町産だけの農産物というものではないので、適当ではない部分があるとも考えております。

今後、田原本町産のブランド米の販売については、田原本町の米の集荷方法、保存の方法、販売形態やネーミング等検討し、本町独自のものを早期に、また積極的に検討してまいります。

また、田原本町内産農産物のPRについてですが、現在、ふるさと納税の返礼品として田原本町産の特産品をお送りし、PRに努めているところです。一番人気の特産品といたしましてはイチゴで、品種は古都華となっており、平成29年度での実績は355件となっています。また、本年2月に大阪府泉佐野市とふるさと逸品協定を締結し、泉佐野市でもPRしていただいております。

また、県や他市町村で行われるイベントに積極的に参加し、田原本町内産農産物のPRを行っているところです。

平成29年度には、6月にまほろばぎーる、7月にどろんこバレーボール大会、

10月に夢の森フェスティバル、たわらもと十六市、11月に万葉ろまんフェスティバル、農業祭、1月に大立山まつりに参加し、反響よくPRを実施してまいりました。

昨年度までは、田原本町内での田原本町内産農産物の購入可能な場所はJAの直売所しかありませんでしたが、本年度オープンした道の駅レスティ唐古・鍵ができたことにより、田原本町内産農産物の購入場所がふえ、積極的なPRもできるようになりました。また、東京の奈良まほろば館でのイベントや名古屋県人会でのPRも含め、より一層の販売促進に努めてまいります。

その他、農産物のブランド化の推進につきましては、味間いもをはじめとした町特産物を、味間いも焼酎などの加工品を含め、町外にブランドとして発信できるように推進していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

（教育部長 持田尚顕君 登壇）

○教育部長（持田尚顕君） 引き続き、「田原本町の農業振興について」の「地産地消の取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

学校給食の使用食材のうち、地元産物で供給を受けることが可能なものは青果物となります。

小学校給食での町内産農産物の使用割合は、平成26年度では重量ベースで申しますと2万8,100キログラム中700キログラム、品目ベースでは18品目中5品目でありました。

平成29年度では、重量ベースで2万8,700キログラム中1,300キログラム、品目ベースでは20品目中5品目で、キャベツ、タマネギ、サトイモ、ナス、コマツナを使用しています。

また、平成29年度の町内産を含む県内産は2,200キログラム、品目は12品目で、平成28年度から磯城郡が地場産活用を取り組む県のモデル事業の指定を受け、地場産の利用を進めています。

毎月の給食使用食材をホームページで公表しておりますが、予定であるため、気象条件、市場の供給量により変更が生じるところでございます。公表後に町内産が

使用できる場合もあり、本年4月から7月までの町内産の使用状況につきましては、毎月使用しており、ホウレンソウ、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ナスで、合計700キログラムとなっています。

町内産の利用に留意しておりますが、収穫される時期や量などの関係で利用できるものが限定されることから、安定的に生産・供給がなされる体制づくりが課題となります。

今後実施する中学校給食においても、町内産農産物の使用を進めたいと考えていることから、農産物の供給を受けている農業関係団体や農政部局と連携を図りながら、町内産の活用に努めてまいりたいと考えております。

また、学校では、学校栄養職員や栄養士が中心となり定期的に発行する給食献立表や給食だより、また、給食時間中の放送で学校給食の意義や町内で収穫された農産物を個別に紹介することで、地元食材の情報を発信しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 4番、村上議員。

○4番（村上清司君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、質問させていただきます。

農村集落の活性化が重要な中で、本町農産物の地産地消についてですが、学校給食への地域の農産物の利用をもっとふやす施策をとらなくてはならないのではと考えております。田原本町として、小学校や中学校での給食食育活動を進められていることが、農業のまち・田原本町の農業従事者の職の安定、新規就農者の増加など、本町の農業振興に欠かせない、役立つものではないかと考えております。

地域の農産物を、学校給食への供給のみならず道の駅や外食産業への供給を図るべく、具体策が必要であります。町外への田原本町の農産物の販売に関しては、配送やその手数料がかかり、販売コストにも影響が出る状況となります。

その中で、田原本町内の農業従事者から今まで道の駅や中央市場、スーパーなどへ卸されている野菜などを一定量、仮に設立したとする農業公社が買い取り、1年間学校給食で使用する必要数量をカットや加工、冷凍や缶詰で長期保存し、学校給食やふるさと納税返礼品の一つとして配布してはどうか。米も同様に大型保冷庫に保管し、農業振興地・田原本町の独自ブランド米として供給が見込まれるのではな

いかと思います。

1年を通じて地場産を活用するため、野菜を加工した常備品をつくられる生産者と協力し、学校給食で地産地消を推進できると思います。田原本町の全ての農家の人が平等に参加できるメリット、中間業者への手数料も要なくなり、農家の人と協力し合い、6次産業化へ進められるのではないかと思います。

田原本町の学校給食での食材について、今後どのように確保を考えられておられるのか。食材の安全・安心について、対策について答弁を求めます。

今まで、さらなる地産地消を見据えて大量に消費が見込まれる介護施設や病院、飲食店オーナーへの働きかけ、生産者とのマッチングなど、販売拡大に田原本町としてどのように取り組まれてきたのか、いくのか、答弁を求めます。

次に、新規就農者が増加した場合、就農者に対して空き家の補助を含めて活用はどのように考えられ、人口減少の中、地域や集落の活性化への目標をどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

以上。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） まず、介護施設や病院、飲食店オーナーへの働きかけにつきましては、まず本町の特産品をもっと知ってもらうことが大事であると考えております。

例えば、今からですと味間いも、それから秋ナス、ネギ、イチゴなど、その店、その施設に必要な農産物を新鮮なまま提供できることを、商工会等関係機関とも連携しながらもっとPRをしていかなければならないということを考えております。

生産者とのマッチングによる販売拡大につきましては、生産者と消費者双方にとって良好な環境を構築するということが重要であると考えており、生産者は先ほど申しましたGAP認証も含めた安心・安全な農産物の生産、適正価格の設定や生産履歴など情報を発信する、そして消費者側はその情報を適切に評価した上で選択することでマッチングができると考えています。

そういった環境を構築できるように、今後も広報やホームページ、また道の駅や町内のイベント等に出向きまして、本町の安心・安全な農産物をPRしていきたいと考えております。

その次に、空き家の活用、それから地域や集落の活性化の目標につきましては、新規就農者が就農する上で一つ困難なことが農地の確保ということでございます。土地所有者と面識がないと、農地を貸借することが困難になっております。また、農地が確保できたとしても、農地の近くに新規就農者の方の住居ですね。家屋を同時に確保できる農地つき空き家をあっせんするということによりまして、新規就農者の支援、また地域の活性化につながると考えているところです。

実際の手法につきましては、他市町村、先進地の事例を参考にしてみたいと考えているところです。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 学校給食の食材の確保、それから食材の安全・安心についてというお尋ねでございます。

まず、食材の安心につきましては、生産者がわかる地場産を使用することで食材の安全・安心につながると考えているところでございます。

学校給食では、主に町内産につきましてはJAから食材の提供を受けているところでございます。今後も引き続き、使用できる食材につきまして連絡を密にしながら、使用量の増加を図ってみたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 4番、村上議員。

○4番（村上清司君） 答弁ありがとうございました。

最後の質問になりますが、急激な物価変動があった場合に、田原本町の学校給食に関しては、食品の価格上昇により給食費は値上げされるのか、どのように対処されるのか、答弁をお願いいたします。

そして、農業公社を設立した場合での6次産業の必要性について、どのように感じられますか、答弁をお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、物価変動に関しましては、きちんと予算措置をさせていただいた上で、保護者負担をふやさないような形で財政措置をさせていただきたいと考えております。

あと、農業公社も含めた農業の振興でございますが、先ほど部長からも答弁あり

ましたように、田原本にも空き家がそろそろ出始めてきておりますので、今その空き家の利活用を検討しているところであります。持ち主に賃貸するのか取り壊しをするのか売却をするのかというアンケートをとらせていただいた中で、その持ち主様の意向に沿う形で何か活用方法がないか、今考えております。

その中の一つに、新規の就農者への貸し出しというのも選択肢として上がってきますので、ぜひその空き家を使った新規就農者の呼び込みも一つの方策として入れていきたいと考えております。

あと、農業公社に関しましては、町内でもいろいろ検討をしております。今、曾爾村さんが公社をやられて、ふるさと納税で商品を発送したりビールをつくったり、米焼酎もこの前つくられたと思います。いろんな形で発想されておられます。また、明日香村も観光とセットにして公社をつくられているという実績がありますので、ぜひこの公社の活用も、今農業振興、ブランド化の中での一つのいい方法であるというふうに考えております。

田原本だけのお米が今カントリーの状況で分別できないということであれば、田原本だけで何かブランド化できないかというのも公社が一つ解決策というふうに考えておりますので、できるかどうかはまだ未定でございますが、いろんな方法があると思います。公社も選択肢の一つとして考えて動いていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上で村上議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、西川議員。

（9番 西川六男君 登壇）

○9番（西川六男君） それでは、議長の許可を得ましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

町民の皆様の町政に対する信頼を大きく損ねました、保育所補助金等をめぐる石本前副町長の収賄容疑及び森愛和会元理事長の有印私文書偽造、同行使と贈賄容疑に対する裁判の判決が確定いたしました。この裁判結果について、田原本町長としての見解をお聞きしたいと思います。

次に、デマンドタクシー方式のももたろう号は、運行経費の予算が約1,000万円でした。タクシー利用料金助成方式は、予算にその3倍の3,000万円を組

まれました。この予算が不足すれば拡大するとの方針を再確認したいと思います。

談合情報に伴う中学校給食施設等建設工事の入札中止について質問いたします。

私は13年間議員をさせていただいておりますけれども、談合の話は今回のようにオープンには今まで一度も出てきていなかったと記憶いたしています。しかし、森町政で談合が行われているとの情報が出てきました。なぜ今このような事案が出てきたのか、このことをどのように分析しておられるのか、お聞きしたいと思います。

そして、談合を防止するため、どのように公正で透明な入札制度の抜本的な改革をされるのか、中学校給食の実施のスケジュールは今後どうなるのか、お聞きをしたいと思います。

学童保育所の昼食の提供について質問いたします。

学童保育所は、放課後の児童の居場所、安全確保、健全育成の場として、共働きやひとり親家庭の支援などを目的に実施しております。その学童保育所の設置の背景には、従来からの共働き家庭だけでなく、社会情勢の変化の中で、新たな共働き家庭の増加、女性の社会進出、母子家庭・父子家庭の増加などがあります。

その学童保育所で、学校の夏休みなどの長期休暇の時期には、学童保育を利用する保護者がつくる弁当を持ってきて食べるということになっています。しかし、現実には、手づくりの弁当を持ってくる子どももいますけれども、コンビニ弁当、パン、カップラーメンなどを持ってくる子どももいます。中には何も持ってこず、何も持ってこられず、学童の先生が見かねて何かをつくったり、パンを買って渡すというようなこともあるようであります。

学童保育では、夏休みなどの長期休暇など学校給食がない期間は弁当を持参する必要があり、保護者の負担になっているとの指摘がこれまでもありました。とりわけ給食の実施されていた幼稚園や保育所から入学した1年生の保護者には大きな負担になっており、社会状況の変化などで、昼食を提供してほしいとの保護者からの要望は強まっております。

奈良市は、全国に先駆け、市内の全小学校43校区の学童保育でことしの夏休みから昼食提供事業を一斉に始めました。そして、保護者の負担軽減のために1食につき100円を公費負担するほか、市民税非課税世帯や生活保護世帯について減免

制度を適用されるようであります。仲川市長は「子育てをめぐる小さな負担が積み重なり、仕事と育児の両立が難しくなっている現状がある。子育て世帯を少しでも応援できれば」と話をしておられます。

この昼食提供の実施方法については、全国でいろいろな取り組みの方法が行われております。田原本町でも子育て支援を充実するために、学童保育の長期休業中の昼食提供を実施すべきと私は考えます。森町長の見解をお聞きしたいと思います。

教職員の4月人事について質問いたします。

私は30人学級の実施について、これまで議会で数回、どの学年、どのクラスで30人学級を実施するのかを学校の実態に合わせて学校長に委嘱してはどうか、提案してまいりました。これに対して町は、幼稚園や保育所から入学してくる最初の1年生が教育的に重要であるので、小学校の1年生で実施するとの方針を説明してこられました。

ところで、本年4月から北小、南小で、1年生を県費定数内の臨時講師や育休代替講師が担任しておいでになります。この臨時講師とはいわゆる非正規職員で、えてして初めて教壇に立つ方が多く、原則的に1年限りの勤務であります。もちろん、校務分掌は学校長の権限と責任ではありますが、1年生の担任に臨時講師や育休代替講師を充てることは、町の30人学級を1年生で実施する趣旨、方針に整合しないのではないのでしょうか。このことについて、教育委員会の見解を求めます。

次に、中学校の教職員人事について質問いたします。

田原本中学校では、担任・副担任24名中4名が定数内の臨時講師、特別支援学級の担任5人のうち3人が定数内の臨時講師、また、子どもたちの心と体の健康を扱う養護の先生、学校の運営を支える事務職員、用務職員も臨時の職員であります。北中学校では13人の担任・副担任中3人が定数内の臨時講師で、養護の先生が臨時講師です。また、2つの中学校で定数内の臨時講師が中学校に入学した1年生の学級担任をしておいでになります。

これまでも指摘してまいりましたように、定数内の臨時講師及び臨時職員が、他の市町村に比べて田原本町は多いように私は感じます。田原本町の子どもと教育に責任を持つ教育委員会として、人事について、県教委や町長に対して「ノー」と言

うべきときははっきりと言うべきであると私は考えます。

そこで教育委員会にお聞きいたします。

定数内の職員は、臨時職員、臨時講師ではなく正規職員（教諭等）を確保するべきだと思います。また、学校長が行う学校経営を支える養護教諭、事務職員の同時異動などにも配慮すべきだと考えます。田原本町の幼・小・中の教育の実態の把握と、それに対応した人事を行うべきだと考えます。このことについて、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、被災地への職員の派遣について質問いたします。

西日本豪雨などこれまで想定外の災害が発生しておりますけれども、これらの被災地に職員を派遣し、援助をするとともに、災害時の対応について学ぶために、県の要請や様子を見てからではなく、町独自で積極的に職員を派遣すべきと考えます。

昨年、議員研修で熊本地震により大きな被害を受けた宇土市を視察させていただいたときに、「災害時に全国の多くの市町村が支援にお越しをいただいた。奈良県では桜井市が駆けつけていただいた」とのお話がありました。被災地の負担にならないように準備を整えて支援に行き、そして災害時の対応について学ぶために職員の派遣を積極的にすべきと私は考えます。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

再質問は自席で行います。

○議長（植田昌孝君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 9番、西川議員の第1番目、「子どもから高齢者まで誰もが生き生きとした暮らしを楽しむまち、たわらもとを創るために」の「愛和会の汚職事件について」のご質問にお答えいたします。

愛和会に係る贈収賄事件につきましては、議員お述べのとおり、それぞれの容疑者に対する判決が確定したところでございますが、その判決に対しましては、司法による判断でございますので、意見は差し控えさせていただきたく存じます。

しかし、今回の一連の不祥事が町民の皆様の町政に対する信頼を大きく揺るがすものであり、今後このようなことが二度と起こらないよう、綱紀の粛正、服務規律の遵守を徹底し、町政の信頼回復に努めてまいります。

次に、第3番目、「談合情報に伴う中学校給食施設等建設工事の入札中止につい

て」のご質問にお答えいたします。

談合情報につきましては、過去にも入札執行前に受けたことがありましたが、この中学校給食施設等建設工事は本町にとって重要な案件であると認識していること、また、議会におきましても中学校給食の早期実施を求める請願が採択され、議員の皆様も大いに関心をお持ちになっていることから、談合情報があったことをさきの5月下旬の議会全員協議会や6月上旬の常任委員会でご報告させていただきました。

その後、調査や竣工期限の見通し等から、7月下旬に入札を延期から中止と判断させていただきましたが、このような談合情報の事案が出てきましたのも、本町にとりましてはこの工事が大型事業であったため、住民や入札参加業者のみならずさまざまな方に大いに関心を引き起こし、種々の情報が飛び交った中、適切な入札を行うよう、公正・公平な町政への期待も込めて本町に寄せられたのではないかと推測しています。

2度の談合情報を受けましたが、業者への事情聴取等を行うなど適切な対応をとり、結果として入札を中止したことで、仮に談合があったとしても今の町政だからこそ未然に防げたと感じております。

今後、今定例会において提案させていただいた補正予算の議案がご議決されれば、入札も行う予定でございますが、仮に新たな談合情報がさらに巧妙化・潜伏化したとしても、本町の談合情報対応マニュアルにのっとり、公正取引委員会にも報告・相談しながら適切に進めてまいりたいと考えております。

次に、談合を防止するための公正で透明な入札制度につきましては、現在採用している建設工事に係る本町の入札制度は原則、一般競争入札とした上で、入札参加業者を事後公表としていること、また予定価格及び最低制限価格を事前公表としていることから、公正性・透明性が十分確保されており、談合を極力防止できているものと考えておりますが、入札制度の改革を来年度に向け実施していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 引き続き、第3番目、「談合情報に伴う中学校給食施設等

建設工事の入札中止について」のご質問にお答えいたします。

中学校給食施設等建設工事の今後の実施スケジュールにつきましては、今後実施設計を見直した上で入札を実施し、本年12月の定例議会で関係契約の議決を得て着工し、来年の7月末の竣工というスケジュールを考えています。

給食の開始時期につきましては、でき得る限り来年の2学期の開始を目途に取り組んでまいります。

次に、第5番目、「教職員の4月人事について」のご質問にお答えいたします。

小学校の教職員人事については、本町では独自の少人数学級施策として小学校1年生における30人以下学級を実施し、児童一人一人の発達や個性に応じたきめ細かい指導を通じて小1プロブレムの解消に寄与しているところでございます。

この30人以下学級の実施により、町単独措置により配置された講師の担当学年については学校長の判断に委ねられておりますが、該当する小学校の平成30年度における実績では、小学校1年生の学級担任は正規の教諭、または県の定数内講師が務めております。また、この定数内講師につきましても、幅広い経験と指導力を兼ね備えていると認識しております。

次に、中学校の教職員人事について、定数内教職員は臨時教職員ではなく正規教職員を確保すべきとお尋ねにつきましては、教職員の定数は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、児童数及び学級数に基づく基礎定数に少人数指導や人権教育推進など単年度措置の加配による加配定数を合わせたものと定められております。

正規教職員の配置は円滑な学校運営に重要であると認識しており、また、教職員組合からの要望事項でもあることから、本町といたしましては、今後もより多くの正規教職員の配置ができるよう県教育委員会に要望してまいります。

次に、学校長が行う学校経営を支える養護教諭や事務職員の同時異動などにも配慮すべきとお尋ねにつきましては、どちらも学校に1名しかいない職種でありますので、これにつきましても、県教育委員会に対して配慮していただくよう強く要望しております。

また、田原本町の幼・小・中の教育の実態の把握とそれに対応した人事を行うべきとお尋ねにつきましては、本町では定例で校長・園長会を開催し、学校と幼稚

園の連携を含め教育現場の実態を十分把握し、適切な人事に努めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

（町長公室長 植田知孝君 登壇）

○町長公室長（植田知孝君） 続きまして、第2番目、「タクシー利用料金助成方式について」のご質問にお答えいたします。

本年7月から運用を開始いたしましたタワラモトンタクシー利用料金助成事業でございますが、8月末日現在の登録者数は2,863人で、7月の1カ月の利用者数は4事業者さんの合計で2,448人となっております。ももたろう号で大きな課題の一つであった実利用者数は795人で、登録者に占める実利用者割合は約30%となり、まだ運用開始から1カ月ですが、大きく改善しているところでございます。

また、タワラモトンタクシーは、子育て支援として就学前児童や出産予定の方も対象者としておりますが、ももたろう号と比較して利用に大きな伸びが見られます。

「ドア・ツー・ドアで家まで迎えに来てくれる」「デマンドは予約がとりやすかったのがありがたい」「1枚でも複数人乗れるので助かる」などのご意見もいただいているほか、「利便性の向上により、利用者には大変好評である」との事業者さんの報告も受けているところで、今後、新しい制度が移動に制約のある方々の日常生活に必要な外出支援として広く定着していけるものと考えているところでございます。

今回、一般タクシーによる移動支援への移行によりまして、利用者の利便性は格段に向上いたしました。が、予算的にも大きく増加しております。1年を通じた利用の見込みにつきましては、なかなか明確には読めなかったところで、当初予算の積算では、ももたろう号の登録者の利用率も参考に算出したところでございます。

本町といたしましては、おおむね2年から3年間は実証的な運用と位置づけ、予算の執行状況はもとより、利用者の状況や対象要件、交付枚数等も含めた検証・精査を行いながら、利用者の意見も踏まえ、長く継続できる制度としていきたいと考えているところでございます。

そこで、お尋ねの助成事業の予算が不足すれば拡大するのかについてでございますが、本年第1回定例会でのご質問でもお答えいたしましたとおり、年度途中で予算が不足することとなったために利用券を交付しない、助成を終了するというような対応は考えておりません。必要な予算措置を提案させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 竹島基量君 登壇）

○住民福祉部長（竹島基量君） 続きまして、第4番目、「学童保育所（放課後児童クラブ）の昼食の提供について」のご質問にお答えいたします。

町内5カ所の学童保育所につきましては、ことしの8月時点で約330名の児童が利用登録されており、毎年、夏休みには通常期と比べ利用者がふえる傾向にあります。

議員お述べのとおり、現在、学校給食が実施されない期間につきましては弁当持参であり、その間、保護者の皆様にはご負担をおかけしているところでございます。

ご質問の長期休業中の昼食の提供については、先行実施されている奈良市の実施状況等を調査いたしましたところ、まず、昼食を提供する業務が現行の委託業務の内容変更を必要とすること、次に、昼食の提供は学童保育所の利用料に加えて保護者に新たな費用負担が生じること、また、昼食の追加やキャンセルにリアルタイムに対応することが困難であることなど、検討を要する課題が何点かございました。

本町における学童保育の利用者はここ数年増加傾向にあり、事業全体のあり方を検討していく必要があると考えており、長期休業中の昼食の提供につきましても、この事業全体のあり方を検討していく中で一体的に情報の収集、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 続きまして、第6番目、「被災地への職員の派遣について」のご質問にお答えいたします。

総務省において、大規模災害時の被災市町村の体制支援について議論され、総務大臣が全国知事会、全国市長会、全国町村会に対し適切に協力・助言することで、全ての地方公共団体のマンパワーを最適活用できる応援職員派遣体系を構築されております。

本町におきましても、当該枠組みでの派遣要請に可能な限り応えており、今後もこの枠組みで職員を派遣し、被災地の自治体支援を行い、その活動を通じて得たノウハウを田原本町の防災にも生かしていきたいと考えております。

また、本町でも職員がボランティア休暇制度を利用し、自主的に被災地へ出向き、被災地でのニーズに応えながら災害時の対応等について学んでいる者もおります。

議員お述べの災害時の対応について学ぶために町独自で職員を派遣することは、要請に応じた派遣と合致しないことから、さきの西日本豪雨の際、被災地の派遣要請とは別に応援活動に入っていた者が避難所への宿泊を迫るなどトラブルを起こしたという事例もございますように、被災市町村の災害対応現場の活動に混乱や支障を来しかねないため、町独自での派遣は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 9番、西川議員。

○9番（西川六男君） 答弁をいただきました。ありがとうございます。

愛和会の汚職事件の判決が確定した、これに対して町長の見解も伺いましたが、司法による判断であり、意見は差し控えるとのことのお考えでありました。

そこで、森町長にお聞きをしたいと思います。

2人の判決のうち石本前副町長の収賄容疑の判決では、愛和会の3つの保育所に補助金を増額する見返りに軽自動車（時価55万6,000円相当）を2万円で譲り受けたこと。また、借金120万円返済のために現金70万円の入った封筒を副町長室で手渡した際に、28万円を抜いて渡され、42万円の返済の免除を受けたこと。これらのことを、石本前町長が職務に関して賄賂を収受したと裁判所が判決の中で認定いたしました。そして、これら石本前副町長の職務権限に基づく行為で愛和会に補助金を増額するなど、有利かつ便利な取り計らいをしてもらったことに対する謝礼と今後も同様な取り扱いを受けたいとの趣旨で、森元理事長から出されたと見るほかないと裁判所は認定いたしました。

森元理事長の判決の中でも、過去にしたことがない返済免除を増額した補助金の予算が決まる時期にしたことは、補助金を増額してもらった謝礼と今後も同様の取り扱いをしてほしいという趣旨でしたと見るほかなく、石本前副町長の職務行為との関連を認識していたと裁判所は認定いたしました。

この石本前副町長が職務権限に基づき保育所運営費などの補助金に関する要綱を改定し、愛和会に補助金などを増額した収賄事件に関して、議会が設置いたしました百条委員会が指摘した事項について6月議会で説明を求めたところ、次のようなことが明らかになりました。

町は、石本副町長のもとで保育所運営費補助金交付要綱を改定し、平成24年度の一般管理費を、延べ床面積1平方メートル当たり1,000円を1,500円に増額したこと。また、対象となる保育所において、宮古保育園に加え、宮森保育園、そしてこどもの森阪手保育園の2園を補助対象に追加したこと。このことによる補助金の増額は、年間537万円にもなること。

また、平成26年度に電気料金について、7月から9月、11月から2月であった補助対象期間を通年に交付要綱を改定したが、このことにより電気料金に対する補助金の増額は年間311万円にもなるとのこと。また、平成27年度に2歳未満児保育事業で、当事業に従事する保育士の増員を行った際、人件費の増額は年間875万円にもなるとのこと。そして、宮古保育園の園舎の建てかえについて、宮古保育園増改築補助金交付要領を新たに定め、約1億円の補助金を町から支出したこと、こういうことが判明いたしました。

裁判の判決で明らかになったように、石本前副町長は愛和会の3つの保育所に要綱を改定するなど補助金を増額する見返りに、軽自動車（55万6,000円相当）を2万円で譲り受け、53万6,000円の賄賂を受け取っています。また、120万円の借金のうち42万円の返済の免除を受けています。

その収賄の見返りとなった愛和会への補助金の増額は、判明しているだけで、私の計算では平成27年度までに3,645万円余りにも及び、さらに、宮古保育園の園舎の建てかえについて、約1億円の補助金を町から支出しておられます。

議会の百条委員会は、次のように指摘しております。町の財産である公金が失われたことは事実であり、被害金額の回収については、町民にその負担を求めること

なく愛和会に対して損害賠償請求を行い、また、調査等により精査した結果不適切とした、支出にかかわる委託料等についても返還を求めることなど、速やかに全力で当たりたいと指摘しておられます。

石本前副町長は判決を不服として控訴されましたけれども、これは棄却され、さらに事実関係を争わなかったこと、及び森元理事長が控訴しなかったことは、裁判所が認定した事実関係を2人が認めたことになると思います。

この判決で裁判所が認定し、そして本人らが認め、確定したように、石本前副町長の職務権限に基づく行為で、愛和会に補助金の増額など有利に、便利に取り計らいをしたことによる町民の被害金額を石本前副町長及び愛和会に対して請求すべきであると私は考えますが、森町長の見解をいただきたいと思います。

次に、タクシー利用料金助成方式について、森町長にお聞きをしたいと思います。

申請があれば必要な予算を措置するとの答弁でありましたが、そこで、私のほうでは、タクシー利用料金助成方式の利用券の発行対象者の人数を調べてみました。平成30年4月1日現在、70歳以上の方は7,018人、身体障害者1級は342人、2級が159人、療育手帳を有する方が113名、自主的な移動が困難であることを証する書面を有する方、この人数は不明であります。出産予定があり、母子健康手帳の交付を受けた方は、平成29年度に母子健康手帳の交付数は249人。就学前の児童は1,453名おられます。

それぞれの対象者の方が仮に100%申請され、交付を受けたと仮定した場合、合計20万9,612枚、金額で1億4,253万6,160円が必要であります。たとえ仮に50%の方から申請があり、また利用されたとした場合、年間約7,000万円がこの事業に必要なと考えられます。

デマンドタクシー方式でももたろう号の場合でも、年度ごとに利用者は増加をいたしました。この7月から始まりましたタクシーの利用料金助成方式でも、先ほどの答弁では8月現在で実利用者の割合が約30%の説明でしたが、今後高齢化が進み、年金生活者が増加する中で、私は今後利用者あるいは申請者が増加すると考えます。デマンド方式のももたろう号の運行業務委託料は年間約1,000万円でしたけれども、タクシー利用料金助成方式では、当初予算で説明された年3,000万円、約3倍の経費よりもはるかに多くの経費がかかると予想されます。

また、答弁の中でも、実施により予算的にも大きく増加しているとの説明もありました。8年前にデマンドタクシーを選択された理由は、費用対効果と持続可能な施策でありました。

そこで、森町長が新しく始められましたタクシー利用料金助成方式について質問いたします。

幾ら経費がかかるか、申請者任せの不確実なタクシー利用料金助成方式にかけられるその費用とその効果、これをどのように分析しておられるのか。また、幾ら経費がかかるか申請者任せの不確実なタクシー利用料金助成方式を、町の財政事情などを考えて持続可能な施策と考えておられるのかどうか、2点お聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、愛和会についてでございますが、ちょっと議員が言われている損害賠償請求等は、私は存在しないと考えております。なぜならば、新たな刑事事件の訴追につきましては、今回の事件について検察当局は関連する全ての犯罪行為の事実を捜査対象としております。事件の全容を解明した上で今回の起訴を行われたものでありますので、これ以上刑事訴追、損害賠償をする必要はないものと考えております。

ただし、補助金の精査を見直したところ返還金が発生しましたので、そこはきちんと返還をしていただいているというふうに認識しております。これは町の行政弁護士とも相談した上での結論でございます。

また、今回、事件で2人の容疑者に対しての判決が確定したことで、当時補助金をとめていた、増額した分も入っていると思いますが、補助金をとめていた私に対して、いろいろな方が愛和会に頼まれたとして来られました。早く出せと、なぜ出さないのかということで来られました。私はそちらのほうが問題あるのじゃないかなと考えております。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 利用の見込みの関係についてでございます。

先ほど議員お述べのように、対象者数については4月1日現在、私どももその内容で把握をしております。

利用者の見込みでございますが、初めての取り組みでありまして、どれだけの利用があるか、最終的な想定というのはなかなかつかないところではございますが、初乗り運賃は680円で、30年度では9カ月間の実施となり、1カ月当たり約3,700回、約3万3,000回の利用で2,250万円の予算を計上しているところでございます。

この予算額でございますが、助成対象となる就学前児童と70歳以上の人口にももたろう号の登録者の利用率を乗じて算出しました人数に交付枚数の上限を乗じて算出したしましたものと、それから、福祉タクシー利用者に交付枚数の上限を乗じて算出したものでございます。

おおむね2年から3年間は実証的な実施と位置づけまして、利用者の把握や対象要件の再検討を行いながら長く継続できる制度としていきたいと考えております。

一般タクシーの利用によりまして利用者の利便性が向上しますので、先ほども申しましたように予算的にも大きく増加いたします。年間の利用回数の制限を設けまして経費の増加状況を見てまいりたいと考えておりまして、状況に応じて今後検討を重ねていく予定でございます。

ちなみに、登録者は今約2,800人でございますので、例えば実利用者が8割になりまして、その実利用の方が24枚のうち使用率80%ということで行きましたら、ただいまの予算で賄えるのかなど。そこまでは可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 9番、西川議員。

○9番（西川六男君） 石本前副町長等に対して損害賠償を請求しないというお話でございますが、もう一点ちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

石本前副町長が職務権限に基づいて保育園運営費の補助金などに関する要綱を改定して、補助金を増額し、愛和会に有利な取り計らいをしたとして裁判所も認定し、有罪が確定をしたわけですが、この町民に被害を与える悪質な汚職事件を起こし、公務員として町民の町政に対する信頼を大きく失墜させた石本前副町長に町として法的にその責任を追及するべきであると私は考えますが、森町長の方針をお聞きしたいと思っております。

もう一点、タクシー利用料金の助成方式にかかわって、私の意見を述べ、町長の

ご意見をいただきたいと思います。

田原本町の20年、30年先を見据えて、今何に投資をすべきかということを考えれば、約3倍から十数倍費用がかかるかもわからない事業よりも、現在のもたろう号を3倍の3,000万円をかけて、運行車両を3倍にする、あるいは停留所を増やすなどの利便性を高める改善を行うことが、地域公共交通の移動手段の確保の事業として、費用対効果、持続可能な事業として妥当ではないかなとも私は考えます。

平成29年度の監査委員の意見書では、次のように述べておられます。今後、少子高齢化、生活様式の多様化など本町を取り巻く環境が大きく変化する中、自立した財源基盤の確立が求められる。しかしながら、本町にあっては、自主財源である町税収入の大幅な回復は構造上困難である。そのために、限られた財源の中で予算の効率的、効果的かつ適正な執行に努めることを求めておいでになります。

私は、今後の少子高齢化、それに伴う生産年齢人口の減少で厳しくなる町の財源を、道路の拡張あるいは駅前開発など、将来に向けた町の都市基盤の整備に少しでも集中的に投資すべきではないかと考えます。

また、幼稚園の耐震化あるいは新築、あるいは老朽化した小学校、中学校の新築、さらには、差し当たっては、先ほどから意見が出されている例えば学校のエアコンの設置、あるいはトイレの洋式化などの教育環境の整備など、将来を担う子どもたちのために少しでも集中的に投資をすべきなのではないかと私は考えております。

監査委員は、限られた財源の中で予算の効率的、効果的かつ適正な執行を求めておられます。その点から、幾ら経費がかかるかわからない、申請者任せの不確実なタクシー利用料金助成方式の施策はいかがなものかと私は考えます。私の意見につきまして、森町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） ご質問ありがとうございます。

まず、タクシーのほうから答えさせていただきますが、予算の不安というものはもちろんございます。限られた予算でございますので適正に有効に使っていきたいという思いであります。

ただ、田原本に関しましては、電車の駅は4つあります。近鉄線が入りすごく便

利ではございますが、バスがどうしても入ってこない地域であり、アンケートを見ていると、やはり交通の不便を言われている方もいらっしゃいます。

その中で、少しでも打開していこうということでデマンドタクシーの拡充を図っておったわけですが、民間事業者からこれ以上の圧迫は厳しいというお声もいただき、何とか施策の変更を考えたわけでございます。その中で出たのがこのタクシーの補助であります。

この、効果ですが、まだ未定でございます。ただ、数字として見えてきているのは、高齢者施策としてデマンドタクシーは利用が多かったのですが、今妊婦さん、そして交通不便者、免許返納者の方の登録も増えており、利用者の方も少しずつ増えてきております。家の近くまで、前まで来てくれる、目的地が停留所じゃなくても行けるという声もいただいておりますので、ぜひこれは何とか続けていきたい、そして、いろんな制度をつなぐ形で持っていきたいと思っております。

昔でしたらシェアリングという言葉もなかったと思います。今は普通にシェアリングという言葉、いわゆる共有するという言葉が出てくる時代であります。私は、タクシーの初乗り補助は究極のシェアリングであると。空席であったところに人を、みんなをつないでいく、1枚のチケットで近所4人の方が乗れる、そのような制度であると考えておりますので、ぜひこれは活用していきたいと考えております。

あと、愛和会のほうでございまして、補助金の増額した分が全て不法に使われたということではございません。それが被害額でもありません。そしてまた地方裁の判決では、要綱の改正は違法とまでは言えないという判決もされています。これが適正に使われているかどうかというのが行政側の役割であります。それを私は徹底してさせていただいております。

先ほども申し上げましたように、その要綱にのっとってきちんとできているかどうかを私はチェックしなければならない門番でありました。しかし、副町長は私の決裁を飛ばして、後関でもいいから補助金を払うようにとかいう圧力を当時の担当部長にしていたという事実もあります。それに乗じて私のところにも、先ほども申し上げましたように、誰に頼まれたかわかりませんが愛和会から頼まれたということで、早く払うようにということでたしか来られましたよね、西川議員。当時議長としても入ってこられたと思います。

ですから、私のほうはそれをしっかりと事実として捉え、要綱どおりにしっかりできるようにするというのが私の仕事でございますので、それを適正にさせていただいたと、そう考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 西川議員。

○9番（西川六男君） 私の名前が出ましたので、ちょっと時間が来ていますけれども説明させてください。よろしいですか。

今、私の名前が出ましたけれども、事実関係をきちっと言ったほうがいいと思いますので。

私が議長に就任してから、私のほうにある方からちょっと森理事長さんらがお会いしたいというお話がありまして愛和会の事務所に行きました。そしたら、森 和俊さんと、それから米田事務長さん、そして松田総務部長さんがおいでになりました。今こういうふうに予算が議会で決定してあるのに執行がされていないことについて、議会としてどう思うのかというお話をされました。

そこで、私はその3人にお会いしたのは初めてですが、そういうお話であるならば、それはあなた、森さんのご意見としてはお伺いいたしますので、町長にお伝えすることはお伝えさせていただきますということで町長の部屋へ行かせてもらいました。それで町長にこういうお話がありますよと、こういうことをおっしゃっていますよということをお伝えした事情であります。

町は町として、町長は町長としてのお考えが当然ありますので、これを執行せよとか出せよとか、そういうことを申し上げたことは一切ないと思います。だから、私としては森元理事長からそういうお話がありましたよということをお伝えしただけであって、要請とかしたつもりは私の認識ではありません。そのことを申し上げておきます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして9番、西川議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（植田昌孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、吉田議員。

（11番 吉田容工君 登壇）

○11番（吉田容工君） 一般質問をする前に、本日早朝、北海道で震度6強という地震が発生したというニュースを目にしました。被害の状況はまだわかりませんが、大変な被害になるだろうと。さらに、この間、台風の被害、西日本豪雨災害とたくさんの方が大切な命を亡くされ、また財産をなくされたという報道も目にしています。まず、その皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

私がこの一般質問をするに当たり、6月18日の大阪府北部地震を受けて質問を考えたわけですが、いつ田原本町もそういう地震の被害を受けるかわからないというのを本当に実感したところであります。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

1番、地震対応について。

6月18日午前7時58分、高槻市を中心に大阪府北部地震が発生しました。最大震度6弱で、死者4人、負傷者434人、全壊9件、半壊87件、一部損壊2万7,096件、停電17万940件、断水20万戸の大きな被害が出ました。鉄道等公共交通機関もストップし、日常生活は麻痺しました。本町でも、エレベーターに閉じ込められた事例があったと伺っています。これは他人事ではありません。

本町でも、いつ地震が起こってもおかしくない状況です。奈良盆地東縁断層、中央構造線断層の地震や南海トラフ地震の発生確率が61%という高率と予想されています。発生したときの対応も大切ですが、事前に災害を少なくする取り組みが重要です。

大阪府北部地震では、倒れた塀の下敷きになって亡くなられた方が2人、自宅で本棚やたんすに挟まれて亡くなられた方が2人です。朝の挨拶当番に向かっていた小学生が、学校の塀の下敷きになり亡くなるという悲しい事例が発生しました。なぜこんなことになったのか。専門家から建築基準法に違反していると指摘されていたにもかかわらず、素人の教育委員が安全宣言をして危険な状態で放置されていたことが指摘されています。

この事例を受けて、本町も通学路の安全点検をされたと思います。

そこで質問します。

通学路の安全点検をされた結果は。対策はどうするのか。建築基準法に合致していない建物はあるのか、答弁を求めます。

次に、ご自宅で亡くなられた方々からどのような教訓を引き出すかです。たんすや本棚を固定することは地震対策の基本です。しかし、地震の経験が薄れるほど固定されていないのが実態です。

試しに質問します。

本町役場庁舎の棚等は固定されていますか。地震があったとき職員が挟まれることはないですか。実態を教えてください。

本町は、耐震診断に対する補助制度と耐震改修に対する補助制度を実施されています。ただ、耐震改修となると1,000万円前後の費用がかかりますので、二の足を踏んでおられる方が多いのも事実です。また、熊本地震で明らかになったことですが、大きな地震が複数回発生した場合、耐震構造の建物であっても倒壊する危険があるということは重大です。

このような実態から、大きな地震に対して命を守る対策を重視することが求められています。

先進自治体ではいろいろ工夫されています。例えば兵庫県では、住宅建てかえ補助制度、住宅耐震化補助制度、簡易耐震改修工事費補助制度、シェルター型工事費補助制度、屋根軽量化工事費補助制度、防災ベッド等設置助成制度などを実施されています。兵庫県では、これらの制度を実施する市町村に補助されます。奈良県が実施していないから検討に値しないということでは、地震対策への本気度が問われます。

防災ベッド等助成制度を説明しますと、防災ベッド1台当たり10万円を助成するというものです。広報でPRするだけではなかなか耐震改修は進みません。命だけでも守るために、部分的に耐震改修してはどうですかと住民の皆さんの背中を押すためにも、部分型耐震化補助制度等の検討を求めます。

また、さきに取り上げました危険な個人所有の塀についても、改修補助制度をつくって、通学路から危険を除去するために改修工事費助成制度を創設されることを求めます。

そこで質問します。

部分型耐震化補助制度と危険な塀撤去助成金制度に取り組む決意はありますか。誠意ある答弁を求めます。

続きまして、受動喫煙について質問させていただきます。

たばこが人体に悪い影響を与えていると言われていています。これまでに因果関係が証明されている病気は、肺がん、喉頭がん、舌がん、食道がん、胃がん、肝臓がん、子宮頸がん、骨髄性白血病などのがん、心筋梗塞、狭心症など心臓疾患、脳梗塞など脳疾患、動脈硬化やバジュー病などの血管疾患、歯周病や早産、胎児の成長阻害、乳幼児突然死症候群などの病気との因果関係が証明されています。

そして、たばこが原因で死亡された人は、日本では2007年に12万8,900人、全世界では2013年に600万人。そのうち受動喫煙による死者数は、日本で1万5,000人、全世界では60万人と世界保健機構から発表されています。日本の交通事故死者数、これも少ないわけではありませんが、2014年に4,113人と比べるとその多さにびっくりします。

健康増進法には受動喫煙の防止という項目があり、「学校、官公庁施設等多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努める」と定められています。

そこで質問します。

本町の受動喫煙対策に対する姿勢はどの程度か、姿勢を示されたい。

生駒市がことし、職員がたばこを吸った後45分以内のエレベーターの利用を禁止しました。呼気に含まれるニコチン等、たばこ由来物質残留濃度が緩和されるまで閉ざされた空間に入ることを禁止したそうです。

本町はどうかというと、呼気からニコチンが出ていようが関係なく会議室に入る状態です。体育館では入り口の横に喫煙所があり、たばこの煙のカーテンをくぐって体育館への出入りを強制されています。青垣生涯学習センターでは、駐車場でたばこの煙の洗礼を受ける状態です。受動喫煙対策に取り組んでいる形はありますが、全く身が入っていません。

私は、公共施設とその周囲での完全禁煙を求めます。分煙にこだわる場合は、隔離された喫煙室を設けることと、45分以内に会議室等個室に入ることを禁止する

ことを求めます。

そこで質問します。

完全禁煙に取り組むかどうか、答弁を求めます。

たばこ喫煙は嗜好ではありません。世間の常識は、ニコチン中毒という病気です。これまでの禁煙外来ではニコチンパッチやニコチンガムを利用した対応でしたが、ニコチン類似作用のある薬が登場し、禁煙に成功する事例がふえています。

先日も、ご家族の意思を受けてニコチンパッチで禁煙された方の話を聞かせていただきました。それまでは家族の非難がすごかったけれども、3カ月で簡単に禁煙に成功して本当に楽になったということでした。

私は、本町の仕事として、愛煙家に禁煙外来受診を積極的に進めることを提案します。

そこで質問します。

禁煙外来受診促進に積極的に取り組みますか。前向きな答弁を求めます。

第3番目、認定こども園について質問します。

町長は、ことしの第1回定例会で「保護者のニーズや子ども・子育て会議の意見なども参考にした結果、平成31年度に平野幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行してまいります」と提案されました。私は特別委員会に所属していませんので、ここで質問させていただきます。

認定こども園平野幼稚園は、幼稚園型と説明を受けています。幼稚園型であっても、ゼロ歳から預かることは可能です。また、予算委員会資料には「クラス数がふえるため、保育室を増設します」「保育所保育指針に基づき、質の高い教育・保育の提供」と示されています。

そこで質問します。

ゼロ歳から2歳の子どもの対象から外した理由は何ですか。保育室をふやさなくても十分な保育を提供できるんですか。教育及び保育の狙い、内容の概略を説明願いたい。

幼稚園型認定こども園の運営指針を決めている県があります。私の認識では、奈良県は決めていないと思います。運営指針を決めているところでは、幼稚園型認定こども園の運営に当たって特別な配慮が必要と書かれています。

その一つは、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和を工夫すること。もう一つは、午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保すること。この2点が重要という観点から「田原本町認定こども園平野幼稚園の運営について」を見ると、学級編制は幼稚園児、保育園児を区別せず一体的に行うとなっています。

月曜日は、幼稚園児は給食を食べずに帰る子どもと持参した弁当を食べる預かり保育の子ども、そして給食を食べる保育園の子どもに分かれます。これが全員で給食を食べることになれば、お昼が楽しくなると思います。また、同じ年の保育園児に午睡が必要で、幼稚園児には必要でないというところに合点がいきません。

そこで質問します。

昼食を全て給食にできないのか。幼稚園児にも午睡時間を確保できないのか。理由も含めて答弁をお願いします。

細かい点ですが、保育料がなぜおおむね8割なのか、給食費が主食費月600円なのかについても説明を求めます。認定こども園平野幼稚園が充実した子育て施設になる内容を期待しています。

最後に、4番目として、青垣生涯学習センター総合管理業務について質問します。

ことしの5月28日、青垣生涯学習センター総合管理業務の入札が実施されました。入札には9社が参加し、株式会社文政が落札し、7月から業務についておられます。

入札時の総合管理業務仕様書には、技術員を8時30分から22時まで1人、さらに13時から22時まで1人を配置すること、技術員の中から責任者を選任すること、その責任者はセンターと類似した施設の設備管理業務の実施経験3年以上、かつ第3種電気主任技術者または建築物環境衛生管理技術者の資格を有すること、会社もこのような施設の管理業務を継続して12カ月以上にわたり元請として完了した実績を有することとなっています。

そこで質問します。

総合管理業務仕様書の指摘した内容に間違いはありませんか。落札された株式会社文政に、センターと類似した施設の日常管理業務をした実績はありましたか。答弁を求めます。

情報公開で株式会社文政の提出書類を確認したところ、担当者から、日常管理業務の実績まで求めていませんという説明を受けました。大変びっくりしました。株式会社文政に12カ月以上にわたる元請としての実績がないことは確認できました。今までやったことのない業務を任せるに当たり、ちゃんと仕様書どおりに業務をできるか心配になりました。

そこで、実際に青垣生涯学習センター総合管理業務を実施されていることから、技術員と責任者の氏名と経験年数を確認できる書類、必要とする資格を有する書類の情報開示をしたところ、驚いたことに返ってきた答えは「文書不存在のため公文書開示請求を却下する」というものでした。しかも、責任者は常駐されていないこともわかりました。これは大変異常な対応です。

仕様書どおりに技術者を常駐するとして積算して入札に参加された業者と、何の資格もない人を配置することを前提として積算して入札に参加された業者とでは、まともな競争になりません。

そこで副町長に質問します。

仕様書と違う条件で入札に参加を認めるのはおかしいのではないですか。どう対処されますか。歯切れのいい答弁を求めます。

入札は仕様書にのっとり実施し、仕様書どおりの業務を実施させることが普通の町の姿勢だと思います。本町が普通の町レベルにレベルアップすることを求めて、私の質問を終わります。

○議長（植田昌孝君） 副町長。

（副町長 住井康典君 登壇）

○副町長（住井康典君） 11番、吉田議員の第4番目、「青垣生涯学習センター総合管理業務について」のご質問にお答えをいたします。

まず、総合管理業務仕様書の内容につきましては、管理体制として、技術員は8時30分から22時まで1名、また、13時から22時まで1名を配置することとしております。

また、技術員はセンターと類似した施設の設備管理業務の実務経験1年以上を有する者、責任者はセンターと類似した施設の設備管理業務経験3年以上、かつ第3種電気主任技術者または建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者としております。

この仕様書とは別に、入札参加条件を満たしているかどうか確認するために、業務実績報告書の提出を求めています。

今回の入札参加条件となる業務実績の基準は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に、国内において国、地方公共団体またはそれに準ずる機関の発注に係る当該業務に類似する業務、センター仕様書に示す「電気・空調・給排水等設備運転保守、定期点検業務」「環境衛生管理業務」「定期清掃業務」「事務業務」の4つの業務について、継続して12か月以上にわたり元請として完了した業績を有することとしております。

この4業務の実績を確認できる契約書及び仕様書の提出を受け確認をしており、実績がない場合は入札に参加はできません。したがって、今回入札に参加があった全事業者は、この条件を満たしております。

また、センターに責任者が常駐されておらず、仕様書と違う条件で入札に参加を認めるのはおかしいのではないかというお尋ねでございますが、技術員の配置については8時30分から22時まで1名、また13時から22時まで1名を配置することとしておりますが、技術員の中から選任する責任者は常駐とはなっておりません。

なお、契約時にこれらの技術者及び責任者の経験年数等の確認は口頭で行っているため書類がございませんでしたが、その後、技術者及び責任者の経験年数等の関係書類の提出により確認はできております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

（教育部長 持田尚顕君 登壇）

○教育部長（持田尚顕君） 続きまして、第1番目、「地震対応について」のご質問にお答えいたします。

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする学校のブロック塀の倒壊事故を受け、学校におけるブロック塀及び通学路におけるブロック塀等の安全点検を行ったところです。

通学路において地震発生時に倒壊や落下等のおそれのある塀や壁、建物がないかを、各学校の教職員が目視により行ったところでございます。特にブロック塀につ

きましては、高さ2.2メートルを超えていないか、傾きやひびが生じていないかを確認したところでした。点検の結果、危険と思われるものが約20カ所ありました。

対策といたしましては、各学校では学校防災マニュアルにあるブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁等の落下物から自分自身の判断で迅速に身を守る指導を改めて行っております。

また、建築基準法に合致していない建物かどうかにつきましては判断できませんが、危険と思われる箇所について、所管の特定行政庁であり建築基準に関する相談窓口である県中和土木事務所に相談をしており、状態によっては県中和土木事務所から指導が行われることとなります。

今後も引き続き、町ホームページ等によりまして所有者にブロック塀の安全点検の実施等の啓発を行うとともに、町関係課及び県中和土木事務所等と連携を図りながら対応してまいります。

次に、第3番目、「認定こども園について」のご質問にお答えいたします。

まず、「保育室を増やさなくても十分な保育を提供できるのですか」につきましては、現有の施設で対応を行うもので、認定こども園としての午後の保育につきましては、基本的には遊戯室を利用し、運営を行いたいと考えております。

次に、「教育及び保育のねらい、内容の概略の説明」につきましては、園では、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、教育及び保育の狙いを「心身ともにたくましく人間性豊かな子どもに育てる」と設定し、みずから学び、発見を伝え合う力、人間関係を育む力、体力・姿勢維持の力などの育成を目指しています。

この狙いの達成に向け、午前中の教育では、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で、遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して向上が促されるような教育課程を編成します。

一方で、午後からの保育について、例えば11時間保育を受ける子どもにとっては、園が生活時間の大半を過ごす場となります。したがって、午前中に比べ、より家庭的でくつろいだ雰囲気の中で、生理的欲求が満たされ、心身の疲れが癒やされるよう、午睡や休息、おやつ、個々の興味や関心に基づいた遊びなどのような内容を編成する予定です。

次に、「昼食をすべて給食に出来ないのか」につきましては、幼稚園教育要領で

は、教育課程に係る教育時間の標準を4時間としています。子どもにとっては、家庭でくつろいで過ごす時間や、園だけではなく家庭や地域でさまざまな人やものとかかわる時間も大切であると考えています。

園では、これらのことを考慮して教育課程を編成しており、このため3歳児では月曜日と水曜日の週2日、4・5歳児は月曜日の週1日、給食を食べずに午前中で降園することとしています。また、預かり保育については、利用間近に追加申し込みや取り消しがあります。給食の食材は、前の月に1カ月分を発注することになっており、急な変更には対応が難しいところです。こういったことから、現行のままでは変更は考えておりません。

次に、「幼稚園児にも午睡時間を確保できないのか」につきましては、預かり保育を利用する子どもについては、これまでも気候や午前中における教育活動、また子どもの体調などを考慮し、適宜、午睡または休息の時間を設けておりますので、実施を予定しております。

ただ、子どもの発達の状況や個人差もあることから一律とならないことも示されており、例えば5歳児は小学校就学を考慮し、2学期以降は午睡を控えることも必要であるとも考えられるため、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 引き続き、第1番目、「地震対応について」の「役場庁舎の棚等は固定されていますか。地震があった時、職員がはさまれることはないですか」のご質問にお答えいたします。

本庁舎の棚等については、高いロッカーは備えつけのロッカーであるため、転倒はいたしません。また、低いロッカーも転倒するとは考えにくいいため、各課との仕切りの役目を果たしながら設置していますことから、フロアレイアウト変更による移動を考慮し、固定はしておりません。

しかしながら、安心・安全な職場環境づくりの観点から、低いロッカーにつきましても、今後、連結するなど転倒防止策を検討してまいりたいと考えております。

次に、第2番目、「受動喫煙について」のご質問にお答えいたします。

「本町の受動喫煙対策に対する姿勢はどの程度ですか」と「完全禁煙に取り組むかどうか」につきましては、現在、本町の学校、幼稚園につきましては敷地内禁煙で、本庁舎では町民ホールを含む出入り口は4カ所ありますが、出入り口付近には灰皿等を設置せず、喫煙所を別に設置しました。

また、青垣生涯学習センターや体育館などのスポーツ・レクリエーション系施設につきましては、建物内全面禁煙として対応しているところで、健康増進法に基づき、各公共施設につきましても、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置をとる場所に喫煙場所の設置を検討するなど、当分の間は敷地内分煙に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部参事。

（産業建設部参事 岡部泰也君 登壇）

○産業建設部参事（岡部泰也君） 引き続き、第1番目、「地震対応について」のご質問にお答えをいたします。

本町では、災害に強いまちづくりを目的とし、住宅や多数の方が利用する建築物、防災拠点となる町有建築物の耐震化を早期に実現するため、田原本町耐震改修促進計画を平成28年3月に新たに策定し、建築物の耐震対策に取り組んできたところでございます。

建築物の耐震化を図り、建築物の被害が軽減されることにより仮設住宅や瓦れきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与することや避難路が確保されるなどのことから、本町では具体的な取り組みといたしまして、現在、昭和56年5月31日以前に建築された既存の木造住宅を対象にした無料耐震診断、及び耐震改修工事を対象とした補助制度を実施しております。

また、町内にある一戸建ての住宅を対象とした住宅精密耐震診断に対しても補助金制度を設けるなど、耐震化を促進するための各事業の実施を推進してきたところでございます。

そこで、お尋ねの「部分型耐震化補助制度と危険な塀撤去助成金制度に取り組む決意はありますか」につきましてお答えをいたします。

部分型耐震化補助制度につきましては、平成27年第1回定例会におきましても

同様の質問にお答えをさせていただいているところでございます。

建築物の耐震化は、耐震診断により建物の弱い部分を補強することにより耐震化することができます。建物の一部の部屋のみを改修することにより、建築物全体のバランスに影響を与えることも考えられるところです。

他の自治体では、県内6市町で補助制度を設けられておりますが、現在、いずれも実績がないと聞いております。

本町といたしましては、このような他の自治体の補助制度の設置状況、活用状況を参考に、今後も引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、危険な塀撤去に係る助成金制度につきましては、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊事故があったことを受け、安全性に問題のあるブロック塀等につきまして、通学路を優先に、他の自治体の事例も参考に、具体的な助成金制度設計の検討を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 竹島基量君 登壇）

○住民福祉部長（竹島基量君） 続きまして、第2番目、「受動喫煙について」の第3点目、「禁煙外来受診促進に積極的に取り組みますか」とのご質問にお答えをいたします。

喫煙は嗜好の問題と考えられがちですが、議員お述べのように、近年、ニコチン依存症は病気であるということが認識されるようになってきております。

このように、たばこがやめづらいのは意思が弱いせいではなく、たばこの煙に含まれるニコチンに依存性があるからですが、禁煙外来を受診する方法は、比較的楽に、無理なく禁煙することができ、成功率も7割から8割と言われております。

また、平成18年度からは、一定の条件を満たせば健康保険等を使って禁煙治療を受けることもできるようになり、本町でも町内の医療機関と連携しながら、禁煙外来に関する情報について、町の広報紙等を活用して発信しており、これからも受診促進を積極的に周知してまいりたいと考えているところでございます。

次に、第3番目、「認定こども園について」の第1点目、「ゼロ歳から2歳の子

どもを対象から外した理由は何ですか」とのご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、平成31年4月から平野幼稚園を幼稚園型認定こども園とし、3歳以上の保育を必要とする児童、いわゆる2号認定の子どもの受け皿とすることとしております。

平野幼稚園の認定こども園化については、第1回定例会でご説明申し上げたとおり、財政状況が厳しい中で待機児童問題を早急に解決するためには、既存施設の有効活用が効果的・効率的であることなどから、定員に余裕のある町立幼稚園に保育所的機能を持たせた幼稚園型認定こども園として整備していくこととしたものでございます。

認定こども園平野幼稚園の入園対象を3歳以上の1号認定と2号認定の子どもとした主な理由につきましては、まず、町立幼稚園の保護者を対象に実施したアンケート調査において、預かり保育を利用する主な理由として「仕事を持ち、働いているため」との回答が数多くあり、3歳児以上の園児の保護者の潜在的な保育ニーズに対応することができると考えられたこと、次に、3歳児から5歳児の受け皿ができれば、保育所で発生しているゼロ歳児から2歳児の待機児童問題も解消することができる可能性があること、そして、施設整備基準上の問題として、ゼロ歳児から2歳児までの乳幼児を保育するためには、乳児室、ほふく室、調理室などの新たな設備等を設置する必要があり、施設整備に一定の時間と経費が必要となることの3点でございます。

次に、3点目の「保育料が何故概ね8割なのか」とのご質問にお答えをいたします。

認定こども園平野幼稚園の2号認定の子どもに対する保育料につきましては、具体的には規則で定めることとしておりますが、保育所の2号認定の子どもと同様に、子どもが属する世帯の市町村民税の所得割課税額によって8階層に区分して保育料を決定することを想定しております。

具体的な保育料の額につきましては、保育所の8割を想定しておりますが、これは、認定こども園平野幼稚園では土曜日を休園としており、1カ月当たり25日間の保育所に対して20日間の保育の実施となることによるものでございます。

次に、「給食費が主食費月600円なのか」とのご質問でございますが、このこ

とにつきましては、保護者負担の軽減も踏まえ、実費分のおおむね2分の1の月額600円としたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 質問した順に再度質問させていただきます。

ブロック塀等の調査をしたと。そこで、ブロック塀の高さが2.2メートル以上のものであるかどうかだと。でも、この間問題になっているのは、建築基準法の1.2メートル以上で控え壁があるかどうか等もチェック項目だと思います。その点では、もうひとつかなという印象を受けました。

特に、この大阪府北部地震では、ブロック塀もそうなんですけれども、石垣の上に積んである大谷石の塀とかが落ちて亡くなられた方がおられます。その点では、本町でもそういう鉄筋の入っていない塀がたくさんある。その点では、子どもたちの安全をどう図るかという観点から、本当に見直してほしいなと思っています。県や国から言われているからするんじゃないなくて、本当に田原本の子どもたちが安全かどうか、そういう点検をされるかと。

さらには、子どもが自分自身の判断で身を守る、ブロック塀所有者に啓発する、声だけです。全くそれに対する対策が打ち出されていない。行政として本当に住民の皆さんにどう協力いただくかというところの回答がなかった。大変残念です。その点では、町の姿勢が問われていると思います。

この地震対策に対する町の姿勢、本当にやる気があるかどうか。早いところでしたら、もう制度をつくって実施しているところもあるわけです。全く形に出てこない田原本町のスピード感、そこを心配しています。これに対して答弁求めたいと思います。

次に、受動喫煙について。

これも全然私の質問の趣旨に沿った答えになっていない。私は中央体育館で、館外で吸っておられる、その煙が入り口にきているよと、なぜそれを吸わさなければならぬのかと指摘したわけです。

青垣生涯学習センターで、駐輪場へ単車をとめたら煙がきます、なぜそんな煙がかかるのかという指摘をされたことについては、全く答えがなかった。それをどう

改善するののかということをお答えしてほしいですね。その点ではどうされるのか、具体策を示していただきたいと思います。

認定こども園については、やはり子どもたちを安心して行かせられる、親御さんにとっても、保護者の方にとっても安心できるというところでは、給食を実施するという形にしたら一番安心できるだろうと思うので提案させていただきました。

出てきた理由はいろいろ、1カ月前に発注しなければならないから対応が大変だという、「大変だ、大変だ」ばかりなんですよね。やるという方向になぜならないのかなというところなんです。

それと、午睡については、人というのは起きている間、いろいろ目にする、耳にする、体験する、それを寝ている間に脳が整理して、知識として蓄えていくと。小さい子どもさんは、人間として成長するためにあらゆることに興味を持って挑戦し、そして蓄積していつている。その点は町長が一番ご存じだと思います。その子どもさんがみずからの経験を整理する時間を提供するという点では、午睡というのは大切なものだと思います。

幼稚園型認定こども園、やっているところはないかもしれませんが、しかし、田原本町は子どもたちの成長にとって大切だと認定して午睡をするという、そういう判断があっても当然かなと思いますので、この辺はやはり町長に答えていただきたいなと思っています。

4つ目の青垣学習センターの業務委託契約ですけれども、いろいろ理由をつけておられます。ただ、今までの管理者は責任者として技術者を常駐させていましたよね。ずっと常駐じゃありませんよ。人を入れかえますけれども。常駐するメンバーの中に管理者が入っていたんですよ。それはご存じですよ。

しかも、この予定価格276万966円、この積算には責任者が常駐すると入っていると思いますし、業界の人にとったら、責任者が常駐するのは当たり前のルールだとおっしゃっているわけです。それにもかかわらず田原本町が求めているということは、田原本町が求める基準を業者に寄り添って下げてきたということになります。

この体質は、30分の延長保育を2時間保育として保育料をかき増ししていた、それに通ずるものじゃないかと私は心配しているんです。業者に応じて田原本町が

基準を下げている、そんなことがあってはなりません。

なぜことしの6月までは責任者が常駐していたのに、7月から常駐しなくてもいいようになったのか。それは毅然とした対応をすべきだと思います。それについて答弁を求めます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） まず、中央体育館と青垣学習センターの喫煙のご質問につきましてでございます。

両施設とも敷地内の分煙を行っております。確かに中央体育館につきましては入り口付近ということでございまして、分煙する場合でもその入り口付近を避ける、それからほかの人への影響を考慮するというふうなところもございまして。今後そういうふうな、他の方に煙が及ばないような場所を考える、もしくは独立した喫煙室を設けるなどの方向を考えていきたいと思っております。

それから、青垣生涯学習センターの責任者の常駐ということでございます。

私、所管でございますので申し上げますけれども、入札におきましては9社の参加がございましたが、要件としましては、責任者の常駐というのは仕様書の中には求めていないわけでございますので、現事業者が常駐であった、しかし次の、現在の新たな業者が常駐でないというふうなところにつきましては、入札の段階ではそういうことは求めておりません。

以上でございます。

○11番（吉田容工君） 違うでしょ、6月まで常駐していただろうと聞いているんです。していたでしょう。それを教えてくださいよ。

○教育部長（持田尚顕君） 責任者といいますか、その資格のある方、3年以上の方の配置というのはあったということでございますが、入札におきましてはその条件は求めていないということでございます。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） 認定こども園の午睡の必要性でございますが、子どもが1日安心して過ごせるような形で、午睡というものもやはり必要なところであると思っておりますので、取り入れていけるように、ちょっと教育委員会と検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部参事。

○産業建設部参事（岡部泰也君） ブロック塀についてのお尋ねでございます。

先ほどの教育部長の答弁にもありましたが、通学路において2.2メートルにかかわらず、地震発生時に倒壊や落下等のおそれのある塀、壁、建物がないかの点検を行っております。

その結果危険性が確認された場合、危険と思われる箇所につきましては、既に所管の特定行政庁であります奈良県中和土木事務所に相談もしており、先ほども申し上げましたとおり、状態によっては県中和土木事務所から指導が行われることになると聞いております。

それから、奈良県のホームページには、所有者がみずからブロック塀等の安全点検のチェックを行っていただけるポイントシートというものがホームページに記載されております。これにつきましては、奈良県建築士会、奈良県建築士事務所協会の専門家の窓口にご相談をさせていただくことができるといった内容になっております。

これにつきましては、既に本町のホームページにおきましても掲載をさせていただいておるところでございます。奈良県のホームページにもリンク設定を既にしていただいております。それとあわせて、今後は町の広報紙等でも広く周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

それから、本町といたしましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、安全性に問題のあるブロック塀等の撤去に係る制度につきましては、まずは通学路を優先に、他の自治体の事例、先進事例も参考にしながら、具体的にスピード感を持って積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 青垣の件で聞きます。

業界の方に聞きますと、責任者が常駐するのは当たり前のルールだとおっしゃっています。

田原本町の仕様書にはこう書いてあるんですよ。技術員という項目で、業務を確実に、円滑に実施するため、技術員の中から責任者を選任する。技術員の中からです

よ。技術員の中から選任する。技術員は、センターと類似した施設の設備管理業務の実務経験1年以上を有する者とする。責任者は前項経験3年以上、かつ第3種電気主任技術者または建築物環境衛生管理技術者の資格を有するという書き方をしている。

当然、これを読んで、技術者が責任者として常駐するという前提で、この入札に対して参加しません、できませんと答えた業者もあると聞かせていただいています。

だから、なぜ田原本町は6月まで責任者を常駐していたのに、7月から常駐はしなくていいという判断をしたのかということ聞かせてください。

それと、青垣の建築物環境衛生管理技術者は誰を選任されているのか、教えてください。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） まず、資格ということでございますので、建築物環境衛生管理技術者につきましては1名でございます。

それがいわゆる責任者というふうな位置づけになるかと思いますが、電気主任技術者または建築物環境衛生管理技術者の資格を有するという、どちらかの資格ということでございますので、環境衛生管理技術者の資格を有する者が該当して、1名……

○11番（吉田容工君） 誰ですかと聞いているんですよ。

○教育部長（持田尚顕君） ちょっとその名前は避けさせていただいて……

○11番（吉田容工君） なぜですか、隠すことじゃないでしょう。届けているんでしょう。

○教育部長（持田尚顕君） それから、次に、以前と違うのかということなんですが、前回の入札の条件といたしましても、責任者という常駐は求めていなかった。今回の入札の条件も同じでございます。

以前の業者さんにつきましては、責任者の常駐というのがあったということでございますが、前回の公告の条件、入札の条件とは変わっておりません。

以上でございます。

○11番（吉田容工君） 議長、答弁漏れです。建築物管理技術者は誰かと聞いているんですよ。答えていただいていません。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 個人名になるんですけれども……

○11番（吉田容工君） 個人名ですよ。なぜ駄目なんですか。隠さなければならぬんですか。責任者でしょう。

○議長（植田昌孝君） 暫時休憩します。

午後1時48分 休憩

午後1時52分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開いたします。

教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 失礼いたしました。

ここで公表をできないということを申し上げたところなんです、技術員等の届出書というのがございます。これは文書開示に該当する文書となっております。

事前に私ども、行政弁護士のほうにも開示できる情報、非開示にする情報というのは何かということを確認させていただきまして、氏名、それから勤務の施設名については非開示事項に当たるというふうなお話をいただきましたので、今の時点ではそういう判断をしたところでございます。

○11番（吉田容工君） なんですかそれ。今、意味が全然わかりませんでしたよ。

（「だから言えないということですよ」と呼ぶ者あり）

私が文書開示したら、文書ありませんと回答してくれたでしょう。開示できませんと。それから後、書類求めたんでしょ。そしたら書類出るじゃないですか。その文書は、今文書開示したら出てくるでしょ。名前出ないの、それも。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 文書開示におきまして、文書の中の個人名、それから施設の名称については、非開示に該当するという相談結果でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして11番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、2番、山田議員。

（2番 山田英二君 登壇）

○2番（山田英二君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問

をさせていただきます。

まず1点目、発想の転換による人口減少対策について。

昨今、自治体における人口減少は社会問題化し、その減少を食いとめるべく、それぞれのまちで住みよくするための多くの施策が展開されています。一方、人口流入については、一般的には一部の大都市への流入が加速、過疎地の人口減少に歯どめがかからないと言われてしています。

ここ田原本町でも将来人口予測は減少傾向にあり、町の目標人口として2040年では2万5,000人、2060年では2万1,000人と設定されています。

平成29年4月からスタートした第4次総合計画では、本町の人口減少について、平成17年をピークに減少傾向にあること、その原因として出生率の低下と30代、40代の子育て世代の転出超過が主な要因と分析しています。

また、同計画に付記されている、転入された方へのアンケートを一部引用しますと、「転入者をふやす取り組みとして、育児・子育て支援、及び女性が結婚・出産後も安心して働くことができる取り組み」とあります。これらを踏まえ、森町長は、町の人口増に寄与する取り組みに尽力されていると評価をしているところです。

一方で、まちづくりアンケートにおいて、約40%の方が老後を不安に思われているようです。それらの現状を踏まえつつ、私なりに田原本町の人口動態を調べてみました。

人口社会増減を確認できる官民ビッグデータ、地域経済分析システムRESASによりますと、2016年現在の本町の人口の社会増減は、まず転入超過が、県外からの転入を除いては、本町近隣の天理市、三宅町、広陵町などを含む県内各市町村からの転入超過がほとんどです。対して転出超過ですが、県内近隣自治体への転出も見られますが、県外、具体的には大阪市、東大阪市、京都市への超過が見られます。

つまり、都市圏へのアクセスがいいというポテンシャルを持つ本町ができることは、結婚・妊娠・子育てのニーズにしっかり応えるのと同時に、現在住まう住民の方々が高齢になっても安心できる環境整備を推進すること、そして町の活性化で好循環を持続させることです。

この点を踏まえ、特徴ある取り組みにより人口増を成功させた徳島県神山町を調

べてみました。

神山町は、本町より人口が随分少ない小規模自治体です。人を呼び込む方法は、本町と同様、地域の空き家を有効活用するものですが、ここに人口増加の肝がありました。それは、あえて呼び込む人材を逆指名している点です。具体的には、地域に仕事がないのなら、仕事を持った人に移住してもらうという考え方です。

それも、仕事を持った人なら誰でもではなく、町の将来に必要な働き手を逆指名しています。例えば、ある地域に石釜で焼くパン屋がないので、この空き家はパン屋に限るといったぐあいです。通常、移住者がそこでどんな仕事をするかは自由ですが、あらかじめ空き家に住んでいただく移住者の職種を限定することで町の将来デザインが可能になるため、まちの魅力創造が実現できたそうです。

そこでお尋ねします。

現在、本町ではまち・ひと・しごと総合戦略によって具体的に人口減対策の施策が実施されていると思いますが、主な施策の進捗状況と現状分析をお聞かせください。

第2点目、市町村での旅券窓口の開設について質問します。

平成18年3月20日改正旅行法施行により、都道府県が法定受託している範囲内で旅券事務を市町村へ権限移譲することが可能になりました。

市町村役場の窓口での手続が可能になったことにより、申請者にとってより身近な場所で旅券の申請・交付ができることから、移動時間などの負担が軽減され、また、当該市町村に本籍のある人は必要書類である戸籍関係書類の取得とパスポートの申請を一括して行うことができるなど、住民サービスの向上につながります。

こうしたことから、都道府県によっては権限移譲の進みぐあいに差異はあるものの、全国的に多くの市町村が開設するようになり、県内でも橿原市が奈良県から権限移譲を受け、ことしの4月から橿原市分庁舎1階のパスポートセンターでのパスポートの発給事務の受け付けを開始され、市民の利便性が向上したと聞いております。

そこでお尋ねします。

本町でパスポートの窓口業務を行おうとした場合、権限移譲を受けるための条件と手続、窓口の設置及び運営に必要な経費、また、パスポート発給事務の権限移譲

について、本町のお考えをお聞かせください。

壇上からの質問は以上です。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

（町長公室長 植田知孝君 登壇）

○町長公室長（植田知孝君） 2番、山田議員の第1番目、「人口減少対策について」のご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、本町では平成17年の3万3,029人をピークに人口減少に転じており、国の機関の発表では、2040年には2万4,061人、2060年には1万7,904人に人口が減少すると推計されているところでございます。

今後の社会動態のマイナスを食いとめ、自然動態のマイナスを最小限に抑えるため、継続的な取り組みが必要であることから、平成28年3月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

総合戦略では、2040年に2万5,000人、2060年に2万1,000人を目標人口として、4つの基本目標を位置づけ、この実現に向けて取り組んでいるところでございます。

そこで、お尋ねのまち・ひと・しごと総合戦略による具体的な人口減少対策の主な施策の進捗状況と現状分析についてでございますが、基本目標1「本町に住み続けることができる働く場を創る」の主な施策では、町内の事業所数、就業者数はともに減少傾向にあり、本町の立地を生かした企業誘致に取り組んでいるところでございます。

京奈和自動車道田原本IC周辺地区において、平成23年度に準工業地域として市街化編入し、現在、誘致企業数は14件と増加しております。

8月24日には、県との工業ゾーン創出に関する連携協定を締結するなど、今後も県や関係機関との連携を図りながら、地域の活性化及び働く場の創出のため、企業への積極的なPR活動等に取り組んでまいります。

次に、基本目標2「本町への新しいひとの流れをつくる」の主な施策といたしましては、現在、中南和地域の飛鳥川流域6市町村で広域的な観光連携に取り組んでおり、飛鳥ナンバーの導入を進めるなど、広域での観光振興に大きな効果を期待し

ているところでございます。

そのような中、本年、唐古・鍵遺跡史跡公園や道の駅レスティ唐古・鍵がオープンし、これらを活用した交流人口の拡大を図るため、観光プロモーションビデオの積極的な活用のほか、ホームページやSNSなど多様な広報手段も活用して、本町の魅力や取り組みの町内外への発信に努めているところでございます。

7月末現在の史跡公園の遺構展示情報館への来館者数は約3万3,000人、道の駅の来場者数は約11万人となっております。来年1月には、広域観光連携の取り組みとして、東京の奈良まほろば館でのイベントや展示PRも予定しており、今後も積極的な魅力情報の発信に努めてまいります。

次に、基本目標3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の主な施策といたしましては、現在、子育て支援の重要な行政サービスの一つである保育環境の整備に努めているところでございます。

幼稚園、保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に提供できる施設として、町立認定こども園平野幼稚園を来年4月の開園に向け整備しており、その連携施設として小規模保育園を募集し、待機児童の解消に努めているところで、保育定員68名分の確保が図れるものでございます。

また、本年4月より、新たに子育て支援事業の一環として、親子で遊べる「はぴすまひろば」を開いており、みんなで楽しく遊びながら、子育て相談などへの対応や拠点施設での一時預かり事業も行っているところで、若い世代が本町で結婚や出産の希望をかなえられるよう、今後も積極的に保育・教育環境の整備を推進してまいります。

次に、基本目標4「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の主な施策といたしましては、本年7月からタワラモトntaxi利用料金助成制度をスタートし、移動に困難を抱えておられる方々の日常生活に必要な外出支援の利便性の向上に努めているところでございます。

また、65歳以上の方々を対象とした健康ポイント事業や、介護予防のため取り組まれているいきいき百歳体操などにもタワラモトntaxiでぜひお出かけいただきたいと考えており、子どもから高齢者までが健康で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、積極的な取り組みを進めてまいります。

本町では、第4次総合計画の実現に向けた取り組みを進める中で、総合戦略で人口確保を図りながら総合計画を推進することで、より効果的・効率的な行政運営を推進することが可能になると考えております。

人口減少という大きな課題の解決のため、さまざまな分野の方々に構成するまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会で実施状況や達成状況について検証をいただき、取り組みの見直しや改善を重ねながら、着実かつ継続的な取り組みを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 竹島基量君 登壇）

○住民福祉部長（竹島基量君） 続きまして、第2番目、「旅券窓口の開設について」のご質問にお答えをいたします。

まず、旅券発給事務の権限移譲につきましては、移譲を受けたい市町村の意向に基づき、奈良県と市町村とが協議を行った上で移譲することとされており、業務の実施体制、交付等の個別具体的な内容を協議し、それらが整うと、県が知事の権限に属する事務を市町村に処理させるために、奈良県事務処理の特例に関する条例の改正が行われます。

議員お述べの橿原市では、市内部で権限移譲の内容等の整理を行った上で県との協議を行われ、県が改正条例を平成29年12月議会に提案され、議決、公布を経て、平成30年4月1日から施行されたとのことであります。

次に、パスポートの窓口設置及び運用に必要な経費については、橿原市の場合は、当初必要となった窓口設置に係る業務機器等の費用は約600万円で、また、窓口運営に係る費用としては、発給事務のために3人程度増員されている職員の人件費等が毎年必要になるとのことでした。

本町と橿原市とでは人口規模にはかなりの差があるものの、申請書の送致やパスポートの受け取りに県の旅券事務所へ毎日出向かなければならないこと、また、交付のための日曜日の開庁、平日の窓口の延長などを考えると、事務的には本町でもほぼ同様の増員等が必要になるものと思われまます。

こうしたことから、本町が権限移譲を受け、パスポートの発給事務を行うことに

については、町民の方々の利便性は向上するものの、事務量及びコストの増加が課題になると思われますので、今後、県内の市町村の動向等にも注視しながら研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 2番、山田議員。

○2番（山田英二君） ご答弁どうもありがとうございました。

まず、人口減少対策についてですが、まず私は、中小規模の自治体はただの住民の争奪戦では生き残れないと考えています。どの自治体もおおむね実施している人口減少対策だけでは、財政措置合戦のゼロサムゲームとなるだけで、近い将来必ず疲弊します。

神山町の実例は、町の人口が劇的にふえたわけではありません。ただし、他の自治体にはない仕組みを整えられたことは、今後の人口減少時代の強みになると大いに評価されると私は考えます。

よくちまたで言われる人口減少施策の取り組みとして必ず挙げられるのが、働く場の創出です。子育て世代や若年層に定住してもらおうと思ったら、地域に仕事がないとなかなか難しい、端的にはそういうことなのですが、本町の転出動向は先ほど触れましたように大阪市や東大阪市、京都市などであり、単純にそれらを食いとめようとするところに、そこに対抗できる働く場ということになり、現実的ではありません。

本町で現在実施されている、企業に対し魅力を高め、雇用をふやす各施策を当然積極的に推進していただきつつも、一つ一つの施策に工夫の余地がまだあるということだと思えます。

神山町は、町に必要な働き手を逆指名するだけでなく、複合的に幾つかの斬新なアイデアを集結したようです。

そもそも人口増の成功の切り口となったのは、1999年から実施された、芸術家を招聘する文化事業で、これによりまず地域の特色をつくられています。その後、IT、映像、デザインなど、働く場を選ばない業種の企業のサテライトオフィスが進出・増加、人材を逆指名する空き家施策も加わった結果、2011年、神山町誕生後初めて人口が増加しました。

この取り組みは、人口増だけではなく、新たな第3次産業が創出された点からも注目されています。このアイデアを一過性で終わらせない、求職者支援訓練なども地道に寄与し、目先の人口増にとらわれない、若い生産年齢人口の確保が実現できているようです。

幸い、本町の主要産業である農業分野においては、人材育成や担い手支援のノウハウの蓄積が大いにあると思います。ということは、発想を一部転換することで一連の取り組みは可能なように思いますので、積極的に検討いただければと思います。

次に、私が実際に視察に行きました兵庫県明石市を例にとり、再質問したいと思います。

明石市へはことしの5月に赴き、人口増の取り組みについて市長と関係部局から詳しく話を伺いました。明石市は、トップの意思一つで結果につながった事例という印象が強く残りました。

明石市は、現市長就任後、生産年齢人口の増加に尽力され、ここ数年、毎年人口がふえている自治体として注目されています。自治体規模が大きく、我が本町と違う面もありますが、明石市の施策の特徴は、子育て支援策などニーズが高い施策を細かく実施し、子育てしやすいまちというイメージを確実に域外へ浸透させ、効果を発揮している点です。子育て支援に真正面から取り組み続ける森町長と重なるところもあります。

実際、明石市で人口増の効果が発揮されてきたのは2期目以降のようです。ことしやって来年すぐに結実するというようにはまいりませんので、やはり町の肝いり、ベースとして、徹底して外へ外へ発信していただくしかないと思います。

そこで町長にお尋ねしますが、改めて人口増への戦略と意気込み、今後の方針についてお聞かせください。

次に、パスポートの発給事務についてですが、田原本町の町民の方々は、パスポートの申請をするのに現状では奈良市西大寺にある奈良県旅券事務所、もしくは大和高田市にある高田旅券センターまで出向かなければなりません。

パスポート窓口業務を実施するためには、必要な機器等の設置費用や事務量の増加に伴う人件費等のコストが大きな課題であるとのことですが、行政サービスを向上させることは大変重要なことだと思えます。本町での窓口の開設が困難であるな

らば、お隣の檀原市が開設されたパスポートセンターに事務委託をお願いすることはできないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） ご質問ありがとうございます。

まず、パスポートの件でございますが、新しくできた分庁舎のところにあるのはこの前も行かせていただきました。本当に利便性がいいということで、檀原市民の喜びの声もあります。

田原本町は高田かならファミリーまで行かないといけないということであり、近くにあればと思いますので、一つ檀原市にお声がけをさせていただき、可能かどうかということもちょっと検討に入れていきたいなと考えております。

そして、人口増への取り組みでございますが、今山田議員から教えていただいた内容をまた再度勉強もさせていただきたいと考えておりますが、ご指摘のとおり、田原本町は県内からの転入と転出がすごく多い町であります。

ほかの市町村と同じようなことをやっている、ほかの市町村からの奪い合いだけになっていくという可能性があります、まだ田原本町ではやっていない支援策もあります。例えば定住支援での家賃補助であったり、住宅ローン補助等もほかの自治体ではやっておりますが、まだ田原本町ではやっていないこともあります。そういうほかの市町村の取り組みで、成功事例を何とか来年度予算には入れていきたいなと考えております。

ただ、それだけではだめですので、今言われた農業のところであります。田原本町は農地の面積が、奈良県の中でも割合がかなり高い上位の分野に入りますので、今まで農業といいますとなかなか就業にはつながらない、兼業、専業といろいろありましたけれども、農業でも生活できるようにできないかということで今研究を重ねております。空き家を使った農業分野での新規雇用の創出、定住支援というところも、ちょっと活路を見出していきたいと考えております。

あと、明石市のことでございますが、明石市のメディアでの露出はかなり高いというふうに聞いております。しかし、一方、神戸から、また隣の、加古川、両隣から人口が入ってくるのはいいんですが、その子育て世代を支える労働力、すなわち保育士が足りないという課題もあるというふうにお聞きしております。

受け皿をしっかりと確保するためにも、田原本町も子育て施策で、また定住支援で、この年代に流入していただくためには保育士の確保ということも大事なところであると思いますので、そのあたりもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

田原本として、定住支援、子育て支援と産業構造を見ながら、今ある田原本の魅力ですね。例えば、図書館であれば町民よりも町外の方の登録のほうが多かったりということで、魅力はたくさんあります。それをやっぱり発信していきながら、町民にインセンティブが働くような制度も考えていく機会であるかなと考えておりますので、いろいろとこれからご提案をさせていただきたいと思っておりますので、またよい知恵を出していただけたら、ご提案いただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 2番、山田議員。

○2番（山田英二君） パスポートの発給事務、住民の皆様の利便性を十分考慮していただいて検討していただけるよう、要望しておきます。よろしくをお願いします。

それと、人口減少対策ですが、明石市の事例、簡単に事例と言いましたが、かなり詳細にわたって工夫されている部分がありました。また、必要性があるならば紹介していき、また見習える点があればまた一緒に勉強したいと思います。よろしくをお願いします。

田原本町の将来として、肝いりとなるところ、核というところをつくっていただければなど。私どもが賛同できやすい、はっきりした核というものをつくっていただければと思います。

昔、各自治体であった住宅不足の解消から、ニュータウンの建設が自治体に起こり、オールドタウン化という問題がつい最近までありました。先を見据えた、持続可能性を担保していただけるような施策をさっきの核の中に入れていただければと思います。答弁は結構です。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして2番、山田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、8番、古立議員。

（8番 古立憲昭君 登壇）

○8番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

本年に入りまして、子どもの命ということに関して、本当に全国であらゆることが起こってきております。その子どもの命を守る対策について、2点お伺いをいたします。

まず第1に、登下校時の安全対策であります。

新潟市内の女子児童が殺害され、線路に遺棄されるという痛ましい事件が起き、7歳の命を奪った卑劣な凶行は断じて許されません。23歳の男が逮捕され、児童は下校途中に1人きりになったところを連れ去られた可能性が指摘されております。悲劇が繰り返されないために、子どもの安全を守る手だてを改めて確認し、対策の強化につなげていきたいと思っております。

まず、通学路への防犯カメラの設置や警察によるパトロールの重点化、集団下校や地域住民による見守りといった取り組みが各地で行われ、一定の効果を発揮し、ここ数年子どもの被害が減少しているが、見逃してはならないのは、子どもが被害者となった刑法犯のうち、殺人や強制わいせつ、連れ去り（略取・誘拐）などの件数がほぼ横ばいで推移していることです。

子どもを犯罪者からどう守るか。子ども自身の備えとして欠かせないのが、防犯ブザーの携帯です。また、地域住民の見守りやパトロール、犯罪が起りやすい場所についての情報を共有しておくことが重要であり、被害となる時間帯は午後2時から午後6時の間に多発している点も注意喚起すべきことである。

そこでお伺いをいたします。

本町における子どもを守るために、どのような対策を立てておられるのか。お答えをよろしくお願いいたします。

第2に、学校生活と熱中症対策についてお伺いをいたします。

ことしの夏は、列島各地で猛烈な暑さが続く中、学校現場においても児童や生徒が熱中症と見られる症状を訴え、病院に搬送される事例が相次ぎました。

7月に愛知県豊田市で、校外学習に参加した小学校1年生の男子児童が教室に戻った後に意識を失って救急搬送され、重度の熱中症である熱射病で亡くなりました。子どもは体温の調節機能が発達しておらず、熱中症にかかりやすい。今回のような

痛ましい事故を二度と起こさないためにも、炎天下の屋外活動は原則中止するなど、賢明な判断が必要だと思われます。

学校は、校外学習を中止しなかったことに対し「判断が甘かった」としておりますが、同様の事故は全国のどの学校でも起こり得ます。運動を行う部活動や屋外での学校行事のあり方、水分・塩分の補給環境など熱中症を予防する体制について、改めて検討してもらいたいと思います。

そこでお聞きいたします。

町や教育委員会も、きめ細かい情報提供をはじめ学校の取り組みをしっかりとサポートすべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

加えて、この亡くなった児童の教室にはエアコンが設置されていなかった。もし設置されておれば、命は助かったかもしれない。今回の事故を受けて、豊田市はエアコン設置の前倒しを決めました。本町においても早急にエアコンの設置をする必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、先日新聞紙上に県から発表されました平成27年度奈良県内市町村経済計算、いわゆる県内総生産（GDP）と所得の概要が掲載されておりました。

県全体の経済成長率は0.3%と、国の2.8%と比較すると大きく差があります。1人当たりの所得も大きく差があり、地域の自立に向け、一層の取り組みが求められています。

そこで、田原本町の総生産（GDP）推計値は27年度が890億6,700万円で、対前年度の増加率は3.6%です。その前年の26年度のマイナス0.8%より伸びていますが、この指数は大変重要であり、しっかりと分析し、本町のあらゆる政策の基礎として予算・施策に反映されなくてはならないと思います。

そこでお伺いをいたします。

この統計結果をどのように分析され、今後どのように対応されるのか、お答えをよろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 8番、古立議員の第1番目、「子どもの命を守るについて」

の「子どもの命を守る対策について」のご質問にお答えいたします。

まず、登下校時の安全確保に向けた取り組みにつきましては、小学校での登校・下校時に地域ボランティアの皆様による見守り隊の活動や青色パトロール車による巡回活動により、安全確保にご尽力を賜っております。

小学校では、できる限り集団下校を行い、教員が途中まで見送ることもしており、また、曜日別に下校時間も保護者にお知らせをしており、途中まで保護者の方が迎えに来られることもあり、集団下校を引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、犯罪抑止と万が一の場合の緊急避難場所として「こども110番の家」を設けており、家庭や店舗及び事業者にご協力していただき、地域ぐるみで子どもの安全確保を進めているところでございます。

本町の学校施設では、小学校、中学校の校門付近に精度の高い機器に更新をした防犯カメラを複数台設置し、児童・生徒の安全確保に努めております。

このほか、町の公用車にドライブレコーダーの設置を行っており、移動する防犯カメラとしても期待できるほか、タクシー協会等と見守り協定を締結し、あらゆる角度からの見守り活動を行っています。

また、不審者が出た場合はすぐに町内の園・校に情報を流し、各校のインフォメーションで流すと同時に、町の安心・安全メールでも配信するようにして、保護者のみならず登録いただいている町民にもお知らせし、多くの目で注意できるようにしております。

今後、各小学校で防犯上危険な場所がないか、通学路の点検につきましても継続して進めていきたいと考えております。

次に、学校生活と熱中症についてのお尋ねにつきましては、9月に入っても残暑が厳しいと考えられますので、熱中症対策を引き続き実施する必要があると考えております。

小まめに水分補給することや、気分が悪くなった場合エアコンが設置してある保健室で休養をとることや、軽度・中度の熱中症の状態に有効とされている経口補水液を摂取させる対応をしてまいります。

また、一定の温度を超えた場合に、運動会の練習も含めた運動の制限、ミストシ

ャワーの活用やエアコンの設置された特別教室を利用するなど、対応を行ってまいります。

学校の取り組みをしっかりとサポートすべきとのことですが、さらに学校との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、小・中学校等へのエアコンの設置につきましては、文部科学省の学校衛生基準による望ましい学校の教室の温度を、従来の「10度以上、30度以下」から「17度以上、28度以下」にする見直しがあり、本年度からの実施となっております。

そういった中、特にことしの夏は記録的な暑さとなり、最高気温の記録更新があった地域もあり、危険な暑さとも言われたところでございます。また、田原本町連合PTAからも設置に向けた要望をいただいたところです。

ここ数年の暑さを考えますと、子どもたちの熱中症対策、また教育環境の向上として、エアコンの設置は喫緊に取り組む課題として認識しております。

本町の小・中学校のエアコン設置状況は、保健室、図書室、パソコン教室などの特別教室に設置しておりますが、普通教室が未設置となっております。

また、幼稚園は各園とも預かり保育の部屋に設置しており、平野幼稚園は今年度の改修工事に合わせて全室に設置することで、幼稚園の設置率は50%となっております。

小・中学校や幼稚園の保育室のエアコン設置につきましては、午前中の町長の答弁にもありましたように、本年度で実施設計を行い、工事の実施につきましては、国そして県の財政措置の動向を注視しながら、できる限り早期に、できましたら来年の夏あたりを目途に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

（町長公室長 植田知孝君 登壇）

○町長公室長（植田知孝君） 続きまして、第2番目、「町内総生産、GDPについて」のご質問にお答えいたします。

議員のご質問にもございましたとおり、平成27年度奈良県市町村民経済計算が公表されました。奈良県市町村民経済計算は、市町村における経済の規模、産業構

造、所得水準などを包括的に把握することを目的として、市町村ごとの市町村内総生産（GDP）等を推計したものでございます。

県全体の経済成長率は、保健衛生・社会事業や卸売小売業などが増加したことにより、国全体の2.8%に対しプラス0.3%で、3年連続のプラスとなりました。

一方、本町の総生産は890億6,700万円で、対前年比の成長率は3.6%、県内シェアは2.5%で、県内で11番目に大きく、町村では一番大きな県内シェアを占めているという状況でございます。

また、県内を9つの地域に区分した地域ごとの経済活動別の構成比では、本町は天理・磯城地域に入りますが、県の構成比と比較して、多少の幅はあっても大きく特徴的な差はなく、おおむね県に類似した産業構造であると見られるところでございます。

そこで、お尋ねの「今回の県内総生産から本町の総生産をどのように分析され、今後どのように対応されますか」についてでございますが、平成27年度の本町の3.6%のプラス成長は、本町の総生産額の26%を占める製造業の伸びが15%のプラスになったこと、また、県全体でもプラス要因となっております保健医療施設や社会福祉施設等の保健衛生・社会事業の着実な伸び等が寄与していると考えられ、逆に前年は製造業の成長率が横ばいであったことで、他の経済活動のマイナス要因により全体としてはマイナス成長であったと見ております。

製造業につきましては、平成23年度との比較で55%の伸びを示しており、新たに準工業地域等へ企業進出があったことによる生産額の伸びが要因と考えております。

一方で、本町の主要な地域産業の一つである農業につきましては、就業人口の減少等により耕作放棄地が増加傾向にあり、農業の総生産は平成23年度と比較して約30%のマイナス成長という状況で、生産額の増には遊休農地の有効活用といった施策が求められているところでございます。

本町では、今後の人口減少に伴う地域経済の縮小がさらなる人口減少につながるといった悪循環が生じる可能性がある中で、利便性の高い交通網を生かした企業誘致や企業支援、創業支援などによる経済の活性化は不可欠であると考えており、働く場の創出にも直結するものと考えております。

また、本年オープンいたしました唐古・鍵遺跡史跡公園や道の駅レスティ唐古・鍵などを活用し、交流人口の拡大を図り、人が集まることで商工業が振興され、その好循環が生み出されることによって町民所得の増加や人口減少の抑制にもつながると考えており、結果として本町総生産の着実なプラス成長を実現していけるものと考えております。

町内の事業所数は減少傾向とのことでございます。雇用の維持・創出、生活の利便性向上の観点からも、今後の取り組みは重要と考えております。

本町といたしましては、「賑わいと活力あふれるまちづくり」の実現に向け、さまざまな産業振興施策を検討しながら、地域の活性化に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 8番、古立議員。

○8番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。

今のお答えの中で、二、三お聞きしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、登下校時の安全について、「こども110番の家」を設けていただいているんですけども、最初のころは非常に旗がきれいで見やすかったんですが、現状、旗が途切れるとか汚くなっているとか、そういう傾向が非常に見られておりますので、この辺を今後どうされるのかをまず一つお聞きしたいということです。

次に、登下校時の安全ですけども、子どもたちが登下校時につけている防犯ブザーがございまして。子どもたちが1人になったときが一番襲われますので、1人になったときから先が非常に大事ですので、そのときに活用できる、自分の身を守るのがやはり防犯ブザーと思うんですね。

ところが、私自身子どもたちの学校の行き帰りを見ていると、防犯ブザーをつけている子が少ない。下手したらほとんどいないというケースが見受けられます。ですから、ぜひとも防犯ブザーをつけていただくことと、その防犯ブザーの電池の点検をしっかりとさせないと意味ないですから、つけていても鳴らなきゃ意味ないので、その辺の、子どもたちにもやはりそういう危険から自分で身を守るということを教えていかなければいけないと思うんですが、それをできるのがこの防犯ブザーの対応だと思うんですけども、その辺、防犯ブザーに対してどのように対応

されているのか、お聞かせください。

次に、熱中症対策で、一定の温度を超えた場合、運動会の練習も制限されていると言っておられたんですけれども、具体的には何度からはどうするとか、そういう具体的ななのがあるのかどうか、ちょっと教えてください。

それと、ミストシャワーの活用と言われたんですけれども、二、三年前は確かにブームで皆つけていただいたんですけれども、今、これ、各学校で活用されていますか。その辺もお答えください。

それと、望ましい教室の温度が「17度以上、28度以下」になりました。そこで、以前から教育委員会にお願いしていたんですけれども、教室に温度計をつけていますかという話なんです。つけていただいているのであれば、この範囲内に入っているかどうかだけちょっとお知らせください。今年を中心に。

それと、最後のエアコンなんですけれども、国や県の財政措置の動向を注視しながらというのはわかるんですけれども、これ、どうなるかわかりません。

では、田原本町の小・中学校の普通教室全部にエアコンをつけるならばどれぐらい費用がかかるのか。もし国や県の財政措置が少ないときにでも、どこかから捻出してやることを考えておられるのかどうかをぜひともお聞かせください。

最後に、町内総生産（GDP）の件なんですけれども、私もこの新聞を見るまでは、田原本町の総生産が、GDPが幾らかということが余り頭に入っていなかったんですけれども、やっぱり考えてみますと、国がGDPを中心として幾らにしていくなか、目標値を上げながらそれぞれの諸施策を決めていく、どこを重点的にしていくのかということを決めておりますので、やはり田原本町もGDPをしっかり分析されて、特に産業構造は分析されて、どこを底上げしていかなきゃならないのか、そしてどこを伸ばすのか、そして伸びていないところをどのように底上げしていくのかという考え方に立って、予算等を組んでいかないと、子育て施策とかいろんな呼び入れにしてもやっぱり空回りするおそれがありますので、田原本町として、町長として、この総生産をどう考えられておられるのか。それで、どう伸ばされるのかと、それをどう予算に反映をされようというお考えなのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 1 つずつお答えさせていただきます。

「こども110番」の旗につきましては、議員お述べのとおりもうかなり古くなっており、よくわからないというところがございますので、その辺また点検いたしまして、旗の更新というのを進めていけたらなと思っております。

それから、防犯ブザーの重要性につきましても十分認識するところでございます。

導入ということも検討はしてまいりたいとは思っておりますけれども、現在のところ県教委の保健体育課のほうから、ここ数年間、ある企業を介して、全ての1年生に防犯笛というのを配布していただいております。それを各校の新1年生が全て持っている状態ですので、もちろんこれは活用しなければ意味がございませんので、その辺のところもまた各学校のほうに指示してまいりたいと考えております。

それから、熱中症に関しましての温度なんですが、先般の校園長会議では、35度を超えた場合は全ての運動を停止していただきたいということで確認しております。

それから、31度からの状態につきましては、そのときの体育館であったりとか運動場であったりとか教室であったりとか、その辺の状況を確認しながら、特に外の場合は運動を制限すると、長時間の運動は行わないということで、これも確認しております。

それから、外のほうにはミストシャワーが既についている学校もあるんですが、これにつきましても増設するというので、もう既に配布のために発注をしております。体育の時間の後であるとか休憩時間にちょっとしたミストをかぶっていただくと、若干体感温度が下がるんじゃないかなと思っております。

それから、教室の温度計につきましては、各校、各教室に温度計は設置されております。基準では17度から28度ということなんですけれども、実際申しますと、小学校の3階あたりではやはりこの温度を超えるケースが7月あたりは出ております。

こういうことも9月以降考えられますので、現在、小学校のほうには午後の授業に関して、できるだけ教室変更等をして、現在エアコンの設置してある教室を少なくとも1つぐらいは活用するというので、クールダウンさせるということでお話はしております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、エアコンについてでございますが、まだ試算のほうで、設計段階でございますので総トータルが見えてこない状況です。ただ、2億、3億でおさまるかとは思っておりません。恐らく4億弱ぐらいまでいくのかなというふうには考えております。

国と県の状況を見ながらでございますが、やはり町としても来年の夏までには全ての幼・小・中につけたいと考えておりますので、もしその財政措置がない場合、何とか町でも捻出をしてでもつけていきたいというふうに考えておりますので、ほかの事業にも影響があるかもしれませんが、まずは最優先で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、町内総生産でございますが、私もその新聞を見てその言葉を知ったわけなんです、まず分析をさせていただくことと、あとはRESASの統計情報をもってどのような人口動態をしているのかということも踏まえながら、町の産業構造をちょっと分析していきたいと考えております。

それも、先ほど山田議員からもご提案があったみたいに、やはり核となるもの、特色となるものがあればやはり広報もしやすいですので、何が強みで何が弱みであるかということをしかりと根拠を持って見つけていきたいと考えております。

田原本は、感覚で申しわけないんですけれども、製造業は昔から盛んでございました。プラスチック業も布帛も盛んでありました。ただ、農業が先ほど答弁ありましたように30%下がっているというところでありましたら、まず下げどまりをするためにも農業に力入れをしていかないといけないということと同時に、まだGDPで恐らく算出では入ってきていない観光産業、田原本、いろんな観光の魅力があります。

神社仏閣、歴史、唐古・鍵遺跡等、本当に埋蔵文化財だけではなくて重要文化財等もありますので、それにしかりとスポットを当てて、観光にまず力を入れていこうというふうにも考えておりますが、しかりとまず数値を分析させていただき、その強みと弱みを出していきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 8番、古立議員。

○8番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。

答弁の中で、教育長が、今は防犯ブザーから笛にかわっているとおっしゃったんですけれども、どうなんですかね。実際襲われたときに笛を吹けますか。そこはよく子どもたちの立場になって考えてあげてほしいんですよ。

それで、この防犯ブザーを僕もできたら町の予算で、1年生の子どもたちに与えると。特に女子には絶対与えてあげてほしいんです。男の子よりやっぱり女の子が狙われるのが多いですので、女の子はよう声も出せませんので、特に小さい子は。ぜひとも笛じゃなくて防犯ブザーを、どこか、町の金じゃなくてもいいですから、企業でもいいですから言うていただいて、ぜひともつけるようよろしくお願いいたします。

それと、エアコンは財政措置が今後どうなるやわかりませんが、よろしくお願いいたします。

それと、GDPなんですけれども、伸びているのは製造業で、一番低いのが農業だとおっしゃって、そのとおりだと思うんですけれども、ただ、製造業で、特に中小企業対策としていろいろな政策が国から出てきております。出てきたことは商工会との連携が非常に大事だと思うんですね。その商工会との連携がちょっと余り見えてこないんです、私自身。その辺どう連携されているのかということを知りたいんですけれども、ご答弁お願いします。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部参事。

○産業建設部参事（岡部泰也君） 商工会との連携のことについてのお尋ねでございます。

一つ例を申し上げますと、本町では町内の事業者の皆様に対する支援といたしまして、町内中小企業の経営の安定化や設備投資に対する融資制度の実施をさせていただいているところです。

もう一つ、国が制定しました生産性向上特別措置法、これの施行がございました。それを受けまして、本年6月13日に田原本町では導入促進基本計画を策定いたしました。それにつきましては、商工会等にも情報を提供させていただき、現在のところですが、それを受けて、事業者のほうに策定をしていただく先端設備等導入計

画というものがございます。これ、既に3カ月弱ですが9件の認定を受けていただいたところでございます。

これを例としましても、今後もこういった制度の活用を積極的に事業者の皆様にご利用いただけるように、商工会等との情報共有、これを密にしながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 防犯ブザーに関しましてですけれども、全国的に先ほど申しました安全笛が普及しておるわけなんです、確かに議員おっしゃるように、万が一の場合はなかなか小さな子どもは動きがとれないということで、やはり防犯ブザーの重要性は十分認識しております。

今のところちょっと公費でということは難しい部分もございますが、防犯ブザーにつきましては、学校によりましたらPTAからの寄贈を受けて活用しているところもございますので、その辺また教育委員会とPTA等と十分相談させていただきながら、今後、防犯上非常に有効であるという旨を周知するなど普及に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして8番、古立議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開を3時10分といたします。

午後2時52分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開いたします。

町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 失礼いたします。

先ほどの山田議員への答弁の中で、道の駅の来場者数が11万人という答弁を申し上げましたところですが、正しくは、道の駅のレジ通過者数が11万人ということでございますので、誤解のないようご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） それでは、続きまして、1番、梶木議員。

（1番 梶木裕文君 登壇）

○1番（梶木裕文君） 議長のお許しをいただきまして一般質問させていただきます。

今回は、公共施設のリノベーションについて質問させていただきます。

我が国では、高度経済成長や人口増加を背景とした市民ニーズに応えるため、これまで積極的に公共施設の整備に取り組んできました。しかしながら、この時期に整備された公共施設は既に相当な年月が経過しており、施設の老朽化をはじめ、人口構造や社会的ニーズの変化など、多くの課題が出てきています。今後、さらに少子化、高齢化が進み、人口構造が大きく変化し、財政状況の厳しさが増す中で、改築時期を迎える多くの施設にどのように対応していくのか、また、公共施設そのものをどうしていくべきなのか、検討しなければならない時期が来ています。

2015年には総務省が、自治体インフラを民間に開放し、地域経済の好循環を生み出していくための公共施設のオープンリノベーションを推進していく方針を打ち出しました。目的は、自治体の保有する公共施設を核として新たな地域経済循環を創造し、雇用と所得向上につなげるため、民間事業者との連携、施設を核とした地域での効果的な再生、活性化の手法、さらには、それに資する公共施設のリノベーションの方法などの可能性を調査し、具体的な地域再生、活性化モデルの構築を図る事業です。

学校や公民館といった公共施設の多くで老朽化が進んでいて、需要が減った施設の廃止に着手している国や地方自治体も多くなっております。建て替えや改修の大量発生は、公共の施設整備予算を確実に圧迫します。さらなるコストの抑制と効率化が求められるが、有力な解決策の一つにリノベーションによる施設の用途変更があります。

リノベーションは、建物の構造体を残して外壁や内装、設備機器を更新したり、部屋の間取りを更新したりする建築設計手法であります。民間では、老朽化したマンションやオフィスビルなどの不動産価値を施工費用を抑えつつ向上させる手法として普及が進んでいます。

公共施設をリノベーションする利点は、行政にとっては新規に建設するより低コストで施設の転用を図れることになり、地域の住民や企業にとっては用途の変更に

より新たな付加価値が生まれることにあります。外観の保全が可能なため、地域のシンボリックな施設を用途変更する際に、地域住民の思い出を残せることも重要な利点だと思います。

本町でも、学校や体育館、公民館等といった公共施設の多くで老朽化が進んでいて、その施設を改善していく必要性があるとおっしゃっております。また、第5次田原本町行政改革の中では、体育館管理運営において、住民のスポーツ活動拠点となっているやすらぎ体育館、中央体育館、健民運動公園、テニスコートの運営を民間事業者等に委託し、スポーツ環境の充実、住民サービスの向上、経費削減のため、基盤となるスポーツ施設の管理運営に民間事業者等を導入するとおっしゃっております。私も、民間の活力を生かし、積極的に公共施設の活用方法を考えていくべきだと思います。また、これからのまちづくりに必要なことは、民間の発想と資本を巻き込み、開発していくことが重要と考えます。

公共リノベーションとは、文字どおり公共の空間や施設などのあり方をもう一度見直し、民間事業者などとの連携を深めて活性化させていこうという取り組みです。そのためにも、まずは無駄の削減を徹底的に行うことは言うまでもありませんが、同時に、収入を上げるためにはどうすればよいかを考えることも必要不可欠です。

もう少し細かい点に触れるのであれば、例えば既存の資産を最大限に活用して収入につなげることが行政にも求められているのではないのでしょうか。まずは、奈良県、田原本町にはないノウハウやスキルを取り入れ、それらを民間に生かしてもらい、最少のコストで最大の効果を生んでいくという発想が必要なのではないのでしょうか。公共資産の有効活用や公共の役割を方向転換させるといった意味でも、今後重要な政策になってくると考えます。

田原本町公共施設等総合管理計画の基本目標では、今後の公共施設等の施設運営に当たっては、民間活力の導入を積極的に図り、効果的な事業の実施と効率的な運営を図る。高度経済成長期の急激な人口増加に対応して多くの公共施設やインフラ施設が整備されてきましたが、これらの施設の中には、建築後30年以上経過する施設が数多く存在し、建てかえや大規模な改修が必要となる時期を迎えている。公共施設等の現状から見た課題として、建築後30年以上を経過した公共施設（建物）が全体の57%を占めており、今後、これら施設の大規模改修や建てかえの時期が

到来する。

総延べ床面積の約4割を学校教育系施設が占めていることから、将来的には児童の減少に伴う空き教室や余剰スペースの増加が見込まれ、公共施設等の維持管理には今後40年間で年平均26.6億円のコストが必要になるものと試算され、2006年から2015年の10年間に公共施設（建物）とインフラ施設の整備に要した費用年20.4億円の約1.3倍となっています。特に公共施設（建物）については約2.3倍のコストが必要となり、厳しい財政状況の中での財源確保が課題となるとおっしゃっております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1つ目、民間の活力を積極的に導入してリノベーションを進め、今ある公共施設をどのように有効活用されるのか、町としての考えをお示してください。

2つ目、本町にある公共施設の中で今後リノベーションが必要な施設、また解体が必要な施設がどれぐらいあるのか、現時点での見解をお聞かせください。

3つ目、その中での優先順位をお聞かせください。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 1番、梶木議員の公共施設のリノベーションについてのご質問にお答えいたします。

生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障関連経費の増大など、厳しい財政状況の中、これからの公共施設の建てかえや大規模改修に多額の経費が見込まれるため、今後の施設等の維持管理に関する基本的な方針である田原本町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

この計画の基本目標といたしましては、施設の総量の適正化、維持管理と負担コストの縮減、効率的・効果的な運営方法の検討の3つを設定しており、これに基づき、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、全庁的に課を超えた横断的な取り組みで本計画の下位計画に当たる個別施設計画を各公共施設の性格に応じ作成し、統廃合、除却、長寿命化や具体的な施設維持の優先順位など、今後の方向性を検討しながら、施設ごとに指定管理者制度、

包括業務委託制度、PFI・PPPなど、民間活力を積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 1番、梶木議員。

○1番（梶木裕文君） 近年よく耳にするこのリノベーションという言葉がございしますが、これによく似た意味合いで使われているリフォームという言い方がございしますが、このリフォームとリノベーションを同じ意味で使っている方もいらっしゃいますが、若干違いがございまして、一般的にリフォームというのは、老朽化した建物を新築の状態に戻すこととございまして、例えばマンションとかアパート、そういった場合は入居者がかわるときに以前の状況に戻すこと、つまり原状回復といいますが、そういう意味合いで使われているわけとございまして、基本的に手直しをしてきれいにするということで、例えば建物の外装を塗り直す、室内の壁紙を張りかえる、そういったこともリフォームに該当するわけとございまして。

また一方、リノベーションとは、既存の建物を生かして、そして性能を以前の状態よりも向上させ価値を高めるということで、よりデザイン性の高い建物に改良したり、住環境を現代的なスタイルに合わせて間取りや内装、外装を変えていく、そういったのがリノベーションというふうに言われています。

昨今、全国各地では、地域の特性やニーズに応じたさまざまなリノベーションが進み始めています。公共施設の管理を民間事業者に行わせる指定管理者制度の活用や、空き施設を民間開放することにより公共施設を効果的に活用する取り組みが各地で導入され、民間事業者の創意工夫により施設の魅力が向上し、住民の利便性向上や新たな雇用の創出が実現されています。

今後の方向性、優先順位はといいますと、義務教育の学校施設は、児童・生徒がいる限り維持し、必要に応じて更新していく必要があります。また、災害時の防災拠点となる行政施設や学校、保育所、幼稚園、福祉施設、病院など、子どもあるいは高齢者、障害者等の安全・安心の確保が必要な施設は、耐震化や老朽化対策の必要性、優先度が高い施設と言えます。道路、橋梁、公園、上下水道は、町民の日常生活や経済活動に直結する重要なライフラインであり、大規模災害時等には救援や災害復旧時においても重要な役割を果たすことから、今後も必要不可欠な基盤施設

と言えます。

今後、限られた財源の中で老朽化した施設の維持管理、更新や耐震化を検討する際には、町民が安心して施設を利用できるよう、施設の必要性、老朽化の進行状況や耐震性の有無、提供するサービスの質や需要等を踏まえ、維持管理、更新の優先順位を整理し、検討を行うべきと考えます。

さて、本町にある公共施設の中で、東校区の平田地区に中央体育館、テニスコート、先日オープンいたしましたスケートボード場、公園のある体育施設があります。この施設の中央体育館は、観覧席562席を備えた施設であり、スポーツ大会での利用が大変多くなっていて、そして施設に隣接してナイター設備の整った健民運動場やテニスコートもあります。

健民運動場は、小学校のスポ少や中学校の部活動の野球やサッカー等で活用でき、スポーツを通じて住民が交流を深めていける町民マラソンや町民駅伝、町民ソフトボール大会、高齢者様はゲートボール大会等で使用したりと、年間通じて活躍している施設であります。テニスコート場は月約1,000人の方が利用する人気の施設で、ここの施設全体の利用者になりますと、月平均約8,000人の多くの方々が利用している大変人気のある体育施設となっています。

また、先月8月8日には、駐車場等を使って警察や消防、自衛隊、住民など66団体約1,300人が参加し、消防車や救急車など88台と防災ヘリなど6基が出動した本番さながらの県防災訓練が繰り広げられたりと、さまざまなイベントで活躍できる、そんな施設となっております。

しかし、これらの施設は年々老朽化が進んでいて、今後の維持管理が大変重要と考えます。本町の総合計画のスポーツ施設管理運営事業の中でも、ここの施設が住民のスポーツ活動拠点となっているが、しかし施設は老朽化が進んでいるので、適正に改善していく計画を検討し、気軽に継続的にスポーツができる環境づくりを進めていく必要があるとおっしゃっております。私も、ここの施設を田原本町のスポーツ活動拠点にし、町の中心的な役割を果たしていくべきと考えます。

そして、これから公共施設等の整備や維持管理についてさまざまな取り組みを考えていく上で、インフラ整備、道路の整備が重要になってくると考えます。

ここの体育施設を利用される方の中には、中学生や高校生がたくさんいます。年

間を通して部活動等で、さまざまな大会や練習などで中学生や高校生が利用していて、この夏休みも連日町内外からたくさんの学生がこの施設を訪れていました。

町外から訪れる多くの学生たちの交通手段はといいますと、電車でまず田原本駅に来て、そこから町の中を通過して国道24号線の阪手交差点を渡り、県道大和高田桜井線を通って歩いてこの施設に通っています。しかし、ここに来るまでの道路は、町道千代阪手線の交差点を東へ少し行ったところまでは道路整備ができていますが、それより先は道路整備がとまったまま一向に進んでおりません。そのために、今でも子どもたちは、車道にはみ出しながら車が横を通り抜ける非常に危険な状態でこの施設に通っておられます。大型車もたくさん通っている道路であります。本当にいつ大変な事故が起こってもおかしくない状態です。

田原本町第4次総合計画の公共施設等の整備に関連する取り組みとして、現状の通行形態及び将来の構想の検証を行い、重要性と優先度等を考慮し、地域の特徴を生かした道路整備を推進するとおっしゃっております。この道路の拡幅整備の件については、何年も前から多くの同僚議員がお聞きしておりますが、一向に整備が進まないまま何年も経過しています。

そこで質問いたします。大和高田桜井線は県道でありますので、県が道路整備を行います。以前から町としても県に対して要望していただいているとは思いますが。その点を踏まえて、現在の進捗状況、今後の取り組みについてお聞かせください。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） ただいま議員お述べの県道大和高田桜井線におきましては、県道でございますので、県の管理下となっております。これにおきましては、国道24号線の阪手交差点から東のほう約500メートルの区間の工事が完了しております。それより東側の県道拡幅工事は、現在、議員お述べのようにとまっている状態でございます。

本町といたしましても、先ほど述べられました体育館の利用者がたくさん通行しておられますので、奈良県に対しましても県道の拡幅工事の要望を毎年行っているところでございます。

中和土木に最近確認しましたところ、道路用地の買収が一部残っておりますが、

ただいま交渉中であるとのことで、今年度は、吉村建設株式会社より、東へ50メートルの間において工事に着手される予定と伺っております。中央体育館までの距離は約450メートルの区間がまだ未整備でありますけれども、引き続き県のほうに要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 1番、梶木議員。

○1番（梶木裕文君） 本当にここの施設には、部長もおっしゃるとおり、たくさんの学生が町内外から来ております。本町としても、この道路の現状をわかっていながら放置しているというのはどうかと考えますが、ここの施設に来ていただいている学生の通学道路について、今のご答弁で、県の職員が用地買収に真摯に取り組んでおられるが、なかなか応じていただけない。あと、今から吉村建設より東へ50メートルは着手するとおっしゃっておりますが、その後はまだ未定みたいな状態なんですけれども、確かに用地買収は地元地権者の協力が不可欠だと思います。ぜひとも子どもの安全を守るために、一刻も早い整備を県にはもっと強く要望していただきたいと思います。子どもの安全を守ることを最優先に考えていただきたく思います。

そこで、1つ目の質問をしたいんですけれども、今後も県に要望していく中で、それでも地権者との話し合いがなかなかうまくいかなくて、整備にはまだまだ時間がかかるとわかった場合には、別の仮設道路等の設備やルート変更してでも安全な歩道を整備するとか、ここを通る車両がスピードを出せなくなる、飛ばせなくする速度抑制効果に適した整備や、買収ができなくても、拡幅できなくても、現状でも少しでも安全対策になる方法、例えば車道と歩道の境界に歩行者が道路にはみ出さないように防護柵やガードパイプ、外側線にはラバーポールを設置したりと、何かいろいろな対策があると思います。

仮に今からすぐには買収が済んで工事が完成するとしても、まだまだ数年かかってしまいます。私は、一刻も早く子どもの安全対策となる最善の方法をとるべきと考えますが、その点について町としての考えをお聞かせください。

次の質問に移りたいと思います。

本町には、本当にスポーツをする方がたくさん訪れております。人口減少が進む

中、ここの施設利用者は近年一定の数で推移していて、先ほども申しましたが、4月にはスケートボード場もでき、さらにここを利用している方がふえていているとお聞きしております。

ここのスポーツ施設は、東校区内で唯一、人がたくさん集まる場所だと思います。町東部の東小学校区は、町の5小学校区の中で最も人口減少が進む地域であります。私も幼少期には東校区で過ごし、だんだん人の数が減り活気がなくなっていくのがやはり寂しくて、どうにかならないものかと考えております。このままでは、今後もさらに人口が減っていくのが見えています。

そんな東校区にある唯一人が集まる施設にもっと人を呼び込むために、ここの体育施設を含め、はせがわ展望公園、堤防を整備、リノベーションして、もっと利用しやすい環境づくり、せっかくある施設を無駄にしないためにも民間企業とタッグを組んで取り組んでいくと、さらに人を呼び込み、地域の活性化につながり、本町の中でも特に衰退していくであろう東校区全体にも活気を起こせると思います。

そして、この施設の東側には、公園を併設するしきのみちはせがわ展望公園があります。ここは片道3.5キロのウォーキングに最適な河川になっていて、この間にさまざまな13の公園があります。唐古・鍵遺跡の楼閣や大和平野の山並みを一望できる公園にゲートボール場、グラウンド・ゴルフができる施設があります。しかし、平成14年に完成してから約15年たった現在では、この一帯を利用する方が多くないのが現実だと思います。

そこで、最後の質問です。本町の課題の一つでもあります老朽化が進む中央体育館等の改修、しきのみちはせがわ展望公園の活用について、今後この一帯についての取り組み等の考えは何かおありか、お聞かせください。

最後になりますが、昨今、全国自治体の公共施設の老朽対策は、財政難が大きな課題となっております。持続可能な社会をつくるためには、行政の財務構造を立て直すことは喫緊の課題だと思います。初めにも申し上げましたが、そのためにも、まずは無駄の削減を徹底的に行うことは言うまでもありませんが、同時に、収入を上げるためにはどうすればいいかを考えることも必要不可欠です。

ここの施設に限った話ではなく、行政が持つ資産や土地は非常に立地がいいことが多いという利点があるため、役所や図書館などの既存施設ももっと有効活用する

ことができるのではないかという視点が必要です。役所の空間をもっと開放的にし、例えばカフェなどを併設することで人々が交流を図れる場所になり、そうすると民間企業としてもその空間をより活用したいという呼び水につながりますし、役所のあり方が大きく変わることになるのではないのでしょうか。

さまざまな知識とノウハウを持った方々と連携することで今までにない空間を創出することが期待され、今まではコストにしかならなかった空間を価値や税収や地域連携を生み出す空間へと変貌させることが大切です。持続可能なビジネスモデルをしっかりと構築した上で、公共リノベーションを進めていくことは不可欠だと思います。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、県道のことでございますが、議員の皆様からご要望いただいております。早く何とかしてほしいというふうにお聞きしております。年1回の中和土木との意見交流会の中でも、この現状、土地所有者との進捗状況も共有理解しながら、県に任せるだけじゃなくて、町としてもできることはないかということで、今タグを組んでさせていただいております。

その中で、なかなか進んでいかない、50メートル今回は進んだということでございますが、さらにタグを組んで進めるためにも、例えば高中学生が歩いている姿を現状として写真を撮って情報を県と共有する、また、危ない状況をしっかりと認識するというので、もう一度煮詰めていきたいと考えております。その中で、応急措置としての安全対策、ラバーポールの設置であったり、横断歩道、歩行者の歩くところの安全確保に向けて動いていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、公共施設の有効利用でございますが、町のほうにも、ご指摘のとおり、公共施設がたくさんあり、老朽化が進み始めております。ただ一方、人気のある、本当に住民の皆様にご利用いただいている公共施設もたくさんありますので、しっかりと有効利用をしていきたいと考えております。

その中で、今言われております、東校区と北校区にまたがりますけれども、健民グラウンドと中央体育館のところですが、私も週末にたまに行かせていただきます

が、本当に来場者であふれている、そして県内からも、遠く県外からも来られている方もいるというふうにお聞きしております。せっかくあそこに来ていただきますので、しっかりとその方たちに田原本をアピールすると同時に、引き続きこれからも来ていただけるように、地の利を生かした有効利用を考えていこうと考えております。

そのためにも、公共施設のオープンリノベーション、公で所有していると負債になりがちですが、民間に活用していただくと資産になると言われております。公共施設の空間を無駄ではなくて有効利用できる価値あるものに変えるためにも、やはり民間の活力は必要であると私は考えております。

その活性化の一つの例として、スケートボードでございますが、若い人があそこに集まってきたことによって、東校区は人口が減っていると言われておりますが、実は交流人口の中ではかなり多いエリアでございます。はせがわ展望公園もあります。散歩をしていて、若い人たちがいると元気が出る、毎日こうやって見に来ているんだという高齢者の方の声もいただいておりますので、やはり人が集まれる場所をつくっていききたい、そう考えております。

議員からのご提案で、今、はせがわ展望公園という声がありましたが、具体的な年数は覚えていませんが、恐らく河川改修のときにあの公園をつくられたのかなと思います。今見ていると、ボルタリングの壁があったりバスケットボールのゴールがあったりということで、今から考えれば最先端の内容であるのかなと思いますが、実は使い切れていないという点もあります。

私の今の構想でございますが、体育館からはせがわ展望公園、そして、そのまま北に上がっていきますと奈良県のサッカーグラウンド、サッカー協会の入っている旧志貴高校があります。そして道の駅、史跡公園とつながりますので、ぜひあそこを有効利用できないかというふうに今考えております。それを公でするのではなくて、民間の活力を使ったりリノベーション、そしてクリエイターを何とか呼んできたいなというふうに考えております。

先々月も廃校を利用してリノベーションをされた岡山県のほうに見学に行かせていただきました。廃校であったところにクリエイターが入ることによって本当に生まれ変わり、人口増も果たしておられる、そして新たなベンチャーも来られている

ということで、その村の大きな取引先は東京と海外とっておられました。こういったことでも、新しい血を入れることによって生まれ変わるのが公共施設であると思います。しっかりとそのあたりを勉強しながら、図書館、公園、役場、学校、そして体育館を何とか民間活力で生かし切れないかということで研究を進め、来年度予算の中でも何かご提案できないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、1番、梶木議員の質問を打ち切ります。

続きますて、13番、松本議員。

（13番 松本美也子君 登壇）

○13番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

共生社会のまちづくりのために、（1）避難行動要支援者のための「避難支援個別計画」の策定についてお尋ねをいたします。

国の平成25年の災害対策基本法の改正において、平成26年4月より避難行動要支援者名簿の作成などが市町村長に義務づけられました。避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針として、市町村が避難支援等関係者と連携をした個別計画の策定が上げられています。

平成23年の東日本大震災において、障害者の死亡率は被災者住民全体の死亡率の約2倍であり、65歳以上の高齢者の死者数は約6割です。災害時には、耳の不自由な方は防災無線が届かない、聞こえない、視覚障害の方は、自身の身の回りで何が起きているのか全くわからない、身体に不自由がある方も、みずから避難することは困難です。外国人は、日本語表示の避難の掲示板や避難場所等が理解しづらい。高齢者、精神障害の方、人工透析の方、呼吸器障害の方、妊産婦、乳幼児等々、誰かの支援なくして避難できない方々が本町には多くお住まいです。家族がいるから大丈夫といつても、災害は家族がそろっているときに起きるとは限らない。災害が発生し、またそのおそれが高まったときに、要支援者の避難支援等を迅速かつ的確に実施するためには、あらかじめ要支援者一人一人について、誰が支援をしてどこの避難所に避難をさせるかを定めておくための個別の計画の策定が必要です。自主防災組織や自治会単位等、身近な地域で避難を支援する方、要支援者とその家族

と一緒に策定をいたします。災害が起こってからでは遅い、平時の備えが減災につながることは皆様もご承知のことと存じます。

担当所管は防災課であります。要支援者の名簿に係る健康福祉課、長寿介護課、総務等々、関係所管が一体となって支え合う共生社会のまちづくりのために、避難支援個別計画を一日も早く策定していただきたく、質問をさせていただきました。本町のご見解をお聞かせください。

(2) 「ヘルプマーク」の普及と周知の取り組みについてお尋ねをいたします。

人工関節や内部障害、妊娠初期など、外見では判断が難しいハンディのある人が周囲に支援や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク。マークを身につけた人々を見かけた際には、電車などで席を譲ることや、駅、商業施設等で困っているようであれば声をかけるなどの配慮、災害時には安全に避難するための支援など、周囲の方に思いやりの行動を呼びかけています。

マークは、全国に先駆けて東京都が2012年10月から作成をし、無料で配布し、以降、全国で普及の取り組みが広がっています。奈良県では、県が作成して2016年10月より市町村に配布をしていただいております。本町では、広報でお知らせいただき、希望される一部の対象者に配布していただいております。

昨年7月には、ヘルプマークが駐車場や温泉マークなどとともに案内用図記号を規定する国内規格に追加され、公的な意味合いを持ったことで、一層の普及の追い風になりそうだと期待もされましたが、まだまだ認知度が追いつかなくて、マークに気づいてもらえなかったとの声もあります。本町においても、ヘルプマークについてはご存じない方がまだまだいらっしゃるのではないのでしょうか。そこでお尋ねをいたします。

①ヘルプマークを希望された方への配布数及び普及率について、②ヘルプマークを必要とされる方への普及及び認知向上のための周知への取り組みについて、本町のご見解をお聞かせください。

(3) 障害者差別解消法に基づく対応要領の策定及び地域協議会の設置についてお尋ねをいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具

体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって差別の解消を推進し、それにより、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

障害者差別解消法では、不当な差別的取り扱いと合理的配慮の提供をしないことが差別になります。

不当な差別的取り扱いでは、例えば障害があるという理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車椅子だからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので不当な差別的取り扱いであると考えられます。ただし、ほかに方法がない場合などは不当な差別的取り扱いにならないこともあります。

合理的配慮をしないこととは、聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障害のある人にわかりやすく説明をしないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えていないことになります。障害のある人が困っているときに、その人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。

障害者差別解消法では、役所や会社、お店などが障害のある人に合理的配慮をしないことも差別になります。不当な差別的取り扱いをすることは、役所、お店なども禁止されます。役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社、お店などは、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。（内閣府のリーフレットより）

対応要領とは、行政機関等の職員のための対応要領の策定で、行政機関の長、地方公共団体の機関等は、基本方針に即して、行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を定めることとされています。なお、対応要領を定めようとするときは、あらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければなりません。（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については努力義務）

障害者差別解消法第17条において、国や地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして地域協議会を設置できることとされました。

奈良県では、平成29年4月1日時点における障害者差別解消法に基づく対応要領の策定及び地域協議会の設置状況は、対応要領は策定予定、策定済みが6市7町1村、地域協議会は2市1町3村と伺っています。本町での対応要領の策定及び地域協議会の設置についてのご見解をお聞かせください。

続きまして、(4)手話通訳の配置についてお尋ねをいたします。

以前にも質問をさせていただいておりますが、再度お尋ねをいたします。

さきにも述べましたように、障害者差別解消法の合理的配慮の提供の中で、障害のある方からバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応することとあります。手話、点字、拡大文字、筆談、通訳等により、障害のある方のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれると記されています。

現状、障害のない方は、来庁の際に申請や届け出の日を選んで予約をする必要はありません。いつでも都合のいいときに自由に来庁して手続や相談ができます。しかし、聴覚に障害のある方は、手話通訳者の申請をして予約をしなければ来庁して手続や相談ができません。このことは合理的配慮がなされていないということになるのではないのでしょうか。

複雑な相談や会議の折には、希望により派遣事業をご利用いただければいいかと思いますが、せめて窓口には、皆様と同じように予約なくいつでも来庁できるように配慮をお願いしたいと思います。本町のご見解をお聞かせください。

学校環境整備のために、熱中症対策における幼稚園、小学校、中学校へのエアコン設置についてお尋ねをいたします。

今年は異常な暑さが続き、学校現場においても、夏休み中のプールの中止や屋外でのイベント等を中止せざるを得ない状況が続いています。7月17日には愛知県豊田市で、校外学習に参加した小学1年生の男子児童が教室に戻った後に意識を失って救急搬送され、重度の熱中症である熱射病で亡くなりました。

7月30日に公明党田原本町議会議員団として、古立議員とともに、森町長に熱中症対策における幼、小、中学校にエアコン設置を求める緊急要望を提出いたしました。

文部科学省は、今年度から、学校環境衛生基準を1964年策定以来初めて改定し、学校の教室における望ましい温度の基準を従来の10度以上30度以下から17度以上28度以下に見直し、学校での熱中症対策を徹底するよう、4月2日付で全国の教育委員会に通知されています。

亡くなった児童の教室にはエアコンは設置されていませんでした。今回の事故を受けて豊田市は、小学校のエアコン設置を前倒しすると発表されていました。奈良県内においても、次年度にはエアコン設置の学校がふえると思われれます。

今後も35度を超えて40度近くなる異常気象は続くと言われています。体温調節が発達しておらず、熱中症になりやすい子どもは危険です。毎日、テレビ等で、室内であっても必ずエアコンをつけて熱中症対策をと呼びかけ続けています。命に及ぶ危険な暑さの中で子どもたちが学習するのは危険だと言っても過言ではありませんでした。子どもたちだけではなく、先生たちも同じです。

次年度には本町においても快適なクーラーのある教室で学習ができるように、子どもたちの命を守ることを最優先にお考えいただきたく質問をいたしました。改めて熱中症対策における幼稚園、小学校、中学校の未設置の教室へのエアコン設置について、本町のご見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。場合によっては自席にて再質問をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 13番、松本議員の第2番目、学校環境整備のためののご質問にお答えいたします。

ご質問の内容が森井議員、それから古立議員の内容と重なる部分がございますので、同様の答弁になることをお許しいただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、文部科学省の学校衛生基準による望ましい学校の教室の温度を従来の10度以上30度以下から17度以上28度以下にする見直しがあり、

本年度からの実施となっております。

そういった中、特にことしの夏は記録的な暑さとなり、最高気温の記録更新があった地域もあり、危険な暑さとも言われたところがございます。また、田原本町連合PTAからも設置に向けた要望をいただいたところでもあります。ここ数年の夏の暑さを考えますと、子どもたちの熱中症対策、また教育環境の向上として、エアコンの設置は喫緊に取り組む課題であると認識しております。

本町の小・中学校のエアコン設置状況は、保健室、図書室、パソコン教室などの特別教室に設置はしておりますが、普通教室は未設置となっております。また、幼稚園は、各園とも預かり保育の部屋に設置しており、平野幼稚園は今年度の改修工事に合わせ全室に設置することで、幼稚園の全体の設置率は50%となっております。

小・中学校、とりわけ普通教室になろうかと思いますが、さらに、幼稚園の保育室のエアコン設置につきましては、本年度で実施設計を行い、工事の実施につきましては、国や県の財政措置の動向を注視しながら、次年度の夏を目途といたしまして進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 続きまして、第1番目、共生社会のまちづくりのためのご質問にお答えいたします。

避難行動要支援者のための避難支援個別計画の策定についてでございますが、議員ご指摘のとおり、避難行動要支援者に対する避難支援は重要な課題であると認識しており、本町では、田原本町地域防災計画のもと、災害時要支援者名簿登録マニュアルを平成23年8月に作成し、また、平成29年度には被災者支援システムを構築し、取り組んでいるところでございます。また、避難行動要支援者の状況に合わせた一人一人の個別避難計画を作成する必要があるものと認識しており、避難行動要支援者の避難支援制度を検討しているところでございます。

避難行動支援制度の基本的な考え方としては、支援対策を災害時に限定せず、ふだんから顔の見える関係を築き、その延長線上に災害時の支援を位置づけることと

し、支援の申し込み方法も、いざというときに役立つ名簿を作成するため、地域で支援の必要な方を把握し、町と情報共有する申告方式とするよう考えております。

支援者の選定方法は、要支援者の方と協議の上で地域で選定し、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせて具体的な避難の方法を考えながら、個別避難計画を町と地域とが一体となって支援することを制度化できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 竹島基量君 登壇）

○住民福祉部長（竹島基量君） 続きまして、第1番目、共生社会のまちづくりのための第2点目、ヘルプマークの普及と周知の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

内閣府のホームページでは、障害者に関するマークの一例として、各省庁や自治体、団体が障害者のために作成、所管されている11種類のマークが紹介されております。このようなマークの一つに、議員お述べの東京都が平成24年度に導入したヘルプマークがあります。

ヘルプマークは、かばんなどにつけ、目立たせることで配慮が必要なことを周囲に効果的に知らせることができ、現在、東京都以外にも10近い府県が導入しているようで、経済産業省が昨年7月にJISマークに追加したこともあり、今後全国的に普及が進むものと考えられております。

奈良県でもヘルプマークの促進を積極的に進めておられ、これまでにポスター等を作成し、市町村などに配布されており、今月号の「県民だより奈良」の県政スポットのコーナーでも紹介をされています。

本町では、ヘルプマークの配布を平成28年10月から内部障害のある方を対象に開始し、年々障害の種別を広げ、これまでに約70名の方にお渡ししており、これからも町の広報紙、ホームページをはじめ、ポスターなどによる周知啓発を積極的に実施し、関係機関とともに普及及び認知向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障害者差別解消法に基づく対応要領の策定及び地域協議会の設置について

のご質問でございますが、いわゆる障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指しており、国や地方自治体、事業所等に不当な差別的取り扱いを禁止し、個別の状況に応じた合理的配慮の提供を求めています。

ご質問の対応要領の策定については地方自治体に対する努力義務とされており、県が策定されている奈良県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領をはじめ、議員お述べの既に策定等をされている県内の14市町村の事例等を参考に研究してまいりたいと考えております。また、地域協議会につきましても、設置等をされている県内6市町村の情報収集に努めてまいります。

最後に、役場窓口への手話通訳の配置については、聴覚に障害のある方々のご意見もお聞きしながら前向きに検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 13番、松本議員。

○13番（松本美也子君） ご答弁、ありがとうございました。

ご答弁いただいた順序で進めさせていただきます。

エアコンに関しましては、先ほどから古立議員への質問の答弁にもありましたように、来年度にやっていただけるようにかたい決意をもって町長にお答えしていただきましたので、もうそれで再質問はいたしません。

次の避難支援個別計画におきましても、進めていただけるようにご答弁がありましたので、できるだけ早くよろしくお願ひしたいと思います。

その次のヘルプマークの件でございますが、再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、配布数は今答弁の中にございました。普及率についてご答弁をいただきたいというのと、そして、普及及び認知向上のための周知への取り組みについて少し提案をさせていただきたいと思ひますので、その件についてまたご答弁をお願ひしたいと思います。

ヘルプマークにつきましては、京都府がマンガ学部を設置している京都精華大学に協力を要請して啓発漫画を作成し、進学などで公共交通機関を利用する機会がふえることを考慮して、昨年度は私立も含む府内の中学校2年生全員に行き渡るよう

に約2万5,000部を配布したとあります。また、京都ですので外国人の観光客も多く訪れる地域であることから、啓発チラシやポスターにヘルプマークの趣旨や配慮してもらいたい内容を英語で表記するなど、工夫を凝らしているとありました。

本町においては、財政の関係もありますので、1つ提案をさせていただきたいと思います。

1つは、今年は高齢者の方もということで、幅がかなり広がっております。当初は手帳をお持ちの方とか、内部障害の方とか、限られた方でしたので、その方たちに個別にこういうヘルプマークがありますということをお知らせする何らかの取り組みをお願いしたいと思います。

それと、人権週間などの記念週間に、ヘルプマークとか耳マーク、補助犬のマークもあるんですけども、これについて子どもたちにポスターを描いていただいてマークの意味を知っていただくとともに、描いていただいたポスターをあらゆるところに掲示して啓発をしていくというのも提案させていただきたいと思います。駅やスーパー、そして出先の公共の機関、会社等にも子どもたちの描いたポスターを展示していただければと思っております。若い子どもたちにもこのことを知っていただいて、手助けを求めるヘルプマークの啓蒙・啓発をお願いしたいと存じます。

それから、対応要領でございますが、先ほども申しましたように、対応要領につきましては、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領を障害のある人などから意見を聞きながらつくることとされています。役所で働く人は対応要領を守って仕事をするとあります。

本町においても、町の職員が適切に対応するために、何が差別に当たるのか、合理的配慮として望ましい対応などについて基本的な考え方や具体的な事例を記載した対応要領として、障害を理由とする差別の解消のための職員の対応に関する要綱と、それから障害者差別解消職員対応マニュアルをぜひとも作成していただきたいと思っております。

そして、地域協議会におきましてですが、地域においては、生活する障害者の活動は広範多岐にわたることが予想されます。障害者が行政機関の相談窓口で障害者差別に関する相談等を行う際に、最初から権限を有する機関を選んで相談すること

は難しいと考えられ、また、相談等を受ける行政機関においても、相談内容によっては当該の機関だけでは対応できない可能性がございます。相談がたらい回しになることを防ぐことも踏まえまして、こうした事案をケーススタディーとして情報を共有しながら、同様の事案が発生した際に迅速かつ的確な対応ができるよう、話し合いが持てるよう、障害者差別解消法第17条において地域協議会を設置できることとしております。

また、設置形態でございますが、地域協議会の設置形態に特別な決まりはなく、設置する単位、市町村とか都道府県によっても異なってきますし、市町村の場合でも規模によって異なりますので、設置根拠を含めながら、地域の実情に応じてさまざまな立ち上げが考えられるとあります。このため、必ずしも条例を根拠とする必要はないというふうに述べておられます。既に障害者差別の解消に関する条例等に基づく会議体を有している場合は、その組織に地域協議会の機能を付加する方法もあります。また、既存の障害者虐待防止法に基づくネットワークや障害者総合支援法に基づく協議会の枠組みを活用して地域協議会を立ち上げるケースも多く見られます。

多くの場合、障害者施策に関する会議体の構成メンバーは重複することが多いので、既存の会議体の枠組みを活用しながら必要なメンバーを加えることにより、参画する機関等の負担も抑えながら地域協議会を立ち上げることができるとあります。現に奈良県からいただいた障害者差別解消法第17条に基づく地域協議会に関する調査におきましては、障害者差別解消法に基づく地域協議会の位置づけのみを有しているところはどこもありません。今述べましたように、障害者基本法第36条に基づく合議制の機関の位置づけも兼ねていますし、また、障害者総合支援法第89条の3に基づく協議会の位置づけも兼ねております。障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置づけも兼ねながら地域協議会を設置しているという状況でございます。いずれにしても、設置の形態の別を問わずに実質的に地域協議会の機能を果たすことができるという点が重要になるかと思えます。

以上を踏まえて、対応要領の策定と地域協議会の設置について、もう一度明確な担当課のご見解とさらなるご決意を承りたいと存じますので、再度のご答弁をお願いしたいと思います。

それと、手話通訳の配置についてでございますが、前向きに検討しているところでございますという答弁がございました。今までも何度かこの質問をさせていただきましたので、実施に向けて前向きに検討をしているのか、実施をしていただけのご覚悟をもう一度明確にご答弁いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） それでは、ヘルプマークの普及率からお答え申し上げます。

平成28年度は、身体障害者手帳所有者のうち、先ほども申し上げましたように、内部障害のある方だけが対象となっておりますので、対象者は350人で8人が希望され交付しましたので、このときの普及率としては約2.3%でございました。

そして、平成29年度には身体障害者に加え、難病の方も対象になりました。ただ、難病の方については人数的な把握ができておりませんでしたので、普及率は算出できておりません。このほか、聴覚・視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害、難病の方々、この年は31人に配布しております。

平成30年度はさらに対象者が拡大され、障害者手帳を所持している方のほかに高齢者の方や妊娠初期の方、発達障害の方、がんの治療中の方など、外見から援助が必要とされていることがわからない方も対象となり、8月末現在で30人に交付しております。以上、70名でございます。

それと、京都精華大学の例を挙げてご紹介いただきましたが、先ほども申し上げましたように、奈良県でもヘルプマークの促進に積極的に取り組んでおられますので、本町の関係機関などとともに連携しながら、広報紙やホームページを中心に周知啓発を行うとともに、議員にご提案いただいておりますポスターの募集等についても、他府県の情報収集にも努め、検討してまいりたいと考えております。

次に、障害者差別解消法についてでございますが、議員もお述べのように、対応要領は、私たち町職員が適切に対応するために、不当な差別的取り扱いや合理的配慮として望ましい対応などについて基本的な考え方や具体的な事例を盛り込んだものであり、障害のある方々などからのご意見もお聞きしながらつくることとされており、また地域協議会については、障害者差別を解消するための取り組みを行うネ

ットワークとして、障害者差別を解消するために地域のさまざまな関係機関などの関係者が話し合いの場をつくるものでございますので、ただいまいただきましたご意見も参考にさせていただき、先ほども申し上げましたように、県内自治体の事例等の情報収集、研究に努め、全庁的な方向性を検討してまいりたいと考えております。

最後に、手話通訳の配置につきましては、今年度は予算化には至っておりませんが、現在、聴覚障害者の方々のご意見も伺いながら前向きに検討しているところであり、ただいまご意見をいただきましたように、手話通訳を健康福祉課に配置したとしても、全庁的に活用できるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 13番、松本議員。

○13番（松本美也子君） 1点だけ、私が聞き漏らしたかもしれないんですけども、障害手帳をお持ちの方、内部障害の方とか、こちらで把握できる方に個別にお知らせするということに関してのご答弁をいただけていなかったかなと思うのと、子どもたちに絵を描いていただいてというのも、私が聞き漏らしたかもしれないんですけども、再度お願いしたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） まず、個別通知については現在のところ考えておりませんが、今後、先進地の事例等も収集してまいりたいと思います。

ポスター募集についても、先進地の事例等を、先ほどもお答えしましたが、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「8、31、30で69枚。70枚じゃないんですか」と吉田議員呼ぶ）

約70枚とお答えしました。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、13番、松本議員の質問を打ち切ります。

続きまして、14番、小走議員。

（14番 小走善秀君 登壇）

○14番（小走善秀君） 議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

まず、街づくりについてでございます。

本町の寺川堤防では、花壇がつくられて花が植えられ、そして草刈りをされたり水やりの世話をさせていただいております。また、堤防の歩道沿いの草刈りもさせていただいている。これは阪手西自治会の高齢者の有志の方々のご尽力によるものでございます。この活動は、地域の見苦しい場所を少しでも美しくしようとする善意によるものです。

そこで、町としても町民の善意による自主的なまちづくりの機運を盛り上げ、美しくきれいなまちづくりのため、そして町民の思いに報いるため、少しばかりの補助金をしていただき、同様の活動について申請により補助することを広報しました。すばらしい試みであると思います。このような町をよくする機運が全町に広がることを願うところでございます。

そこで、この申請について、何件の申請があり、どのような活動をされておられるか、お尋ねいたします。

また、同じ有志の方たちが2万個のスイセンの球根を保有されており、町の花を何としても咲かせ、有効活用したい旨のお考えだとのこと。できれば唐古・鍵遺跡史跡公園、学校花壇、役場庁舎東側堤防西側等に植えられないかと考えておられるとのこと、町としてどうお考えなのか、お示し願います。

次に、防災についてでございます。

まず、防災無線ですが、西日本を襲った7月の豪雨被害は広範囲に及び、100人を超す被害を出しました。河川氾濫は当町でもいつ起こるかわかりません。命を守るには、正確な情報に基づき一刻も早い避難を徹底しなければならないところですが、7月7日のこと、私が雨上がりで表に出ていたところ、防災無線が聞こえてきました。ところが、肝心の内容が全くわかりません。最後に「解除します」というような感じでした。解除ならいいものの、避難等の指示なら全く役に立ちません。

町は、防災無線について、その有効性を確認されていますか。現状で万全だと思いでしょうか。このことについて回答を求めます。

次に、ブロック塀ですが、大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒壊し、下敷きになった女兒が死亡する痛ましい事故が起きました。二度とこのようなことが起きないように願うばかりです。

文科省の緊急調査によると、全国の幼稚園や小・中学校、高校などのうち、安全に問題のあるブロック塀は1万2,640校に上るとのこと、非常に心配な事態であります。当町のブロック塀の現状と改修の見込みについて説明を求めます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 三浦 明君 登壇）

○産業建設部長（三浦 明君） 14番、小走議員の第1番目、まちづくりについてのご質問にお答えいたします。

まず、堤防の美化等の活動、町の支援件数、活動状況につきましては、田原本町地域環境美化運動支援事業を、平成26年度より、町民の快適な生活空間の保全のため、地域住民等で構成された団体による主体的な道路・河川の地域環境美化活動の支援、育成及びその継続を図り、良好な生活空間の維持及び向上に資することを目的として実施しており、平成30年度は阪手西、八条、西代の3自治会におきまして美化活動を実施していただいております。

活動の主な内容は、年3回以上の寺川沿いの草刈り、軽微な清掃となっております。ただ、阪手西自治会におきましては、花壇での植栽につきまして、奈良県が河川サポート事業として実施しています地域がはぐくむ川づくり事業において実施されていると聞いております。

現在は3団体ですが、地域環境美化活動を通じて良好な生活空間の維持及び向上のため、田原本町内で活動団体をふやしていきたいと考えております。

次に、町の花スイセンの植栽についてでございますが、寺川の堤防は、一級河川の管理者である奈良県の管理区域内であり、中和土木事務所に堤防の植栽について確認したところ、先ほど述べました奈良県の地域がはぐくむ川づくり事業での植栽は可能ですが、現在新規での募集は行っておられませんが、土木管理課で管理している公園の中で、しきのみちはせがわ展望公園内の一定場所や学校等にスイセンを植栽していただくことは可能と判断しております。

また、県が策定しております植栽計画に基づいて、田原本町といたしましても、スイセンの植栽も含め検討してまいりたいと考えているところです。町の花スイセンについてより一層のPRを行い、地域の活性化と生活環境の向上を推進してまい

りたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 続きまして、第2番目、防災についての防災無線についてのご質問にお答えいたします。

午前中の森井議員と重複する部分がございますが、よろしくお願いたします。

平成23年度に導入いたしましたMCA同報通信システムによる防災無線は、町内46カ所に設置した屋外スピーカーにより町内へ防災情報を伝達しているものがございます。このシステムは放送機能を有しておりますが、サイレンにより危険が迫っていることをいち早く伝達し、自分の身に危険が迫っていることに気づいていただくことが前提となり、屋外スピーカーによる防災無線は、周囲の建物や気象条件によっては聞こえない場合がございます。

また、防災情報の伝達手法として、防災無線のほかに防災無線フリーダイヤル、安心安全メール、緊急速報メール、町ホームページ、フェイスブックなどがございます。さらには、広報車による伝達や自治会を通じたの周知などがあり、防災無線はさまざまな情報伝達手段の一つであると考えております。

今後も防災無線を含む住民の皆様への防災情報のより確実な伝達手段の充実に努めるとともに、防災無線フリーダイヤルや安心安全メールなど、防災情報の伝達手段の利用に関する周知を積極的に図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部参事。

（産業建設部参事 岡部泰也君 登壇）

○産業建設部参事（岡部泰也君） 引き続き、第2番目、防災についての危険なブロック塀の状況についてのご質問にお答えをいたします。

先ほどの教育部長の答弁にもありましたとおり、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、学校におけるブロック塀及び通学路におけるブロック塀等の安全点検を行ったところでございます。点検結果につきましては、学校施設での危険なブロック塀はございませんでした。

また、通学路において、地震発生時に倒壊や落下等のおそれのある塀や壁、建物がないかを各学校の教職員が目視により行ったところでございます。特にブロック塀につきましては、高さ2.2メートルを超えていないか、傾きやひびが生じていないかを確認したところです。点検の結果、危険と考えられるブロック塀や建物など約20カ所がございました。

地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等に危険性が確認された場合、本町では建築基準法に合致しているかどうかについては判断はできませんが、危険と思われる箇所につきましては、町関係課で情報共有するとともに、所管の特定行政庁であり、建築基準に関する相談窓口である奈良県中和土木事務所に既に相談をしており、状態によっては県中和土木事務所から指導が行われることとなります。

また、奈良県ホームページ（建築安全推進課）に掲載されているブロック塀の安全点検チェックポイントシートを使って、所有者がみずから塀の高さ、厚さ、控え壁等の構造について調べていただき、奈良県建築士会、または奈良県建築士事務所協会の専門家の窓口に相談をかけていただくことができます。

これにつきましては、既に町のホームページにも掲載をしております。今後、速やかに本町の広報紙等で広く周知を図ってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、町広報紙やホームページ等、さまざまな手段、機会を捉えて所有者にブロック塀の安全点検の実施等について周知啓発を積極的に行うとともに、町関係課及び奈良県中和土木事務所等と連携を図りながら対応してまいります。

また、本町といたしましては、安全性に問題のあるブロック塀等の撤去に係る助成金制度につきまして、通学路を優先に、他の自治体の事例も参考に、具体的な助成金制度設計の検討を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） 14番、小走議員。

○14番（小走善秀君） ありがとうございます。

植栽等の件なんです、3団体だけということで、うれしい気持ちとちょっと少ないんじゃないかなという気持ちです。町を活性化する、あるいはまちづくりのために町民がみずから進んで動こう、そういう機運が全町に広がるのと、いや、そんなの町がやってくれるわ、行政がやってくれるからいいんだと知らんぷりするのと

では大きな差があると思いますね。やっぱりこういう気持ちを少しでも醸成してもらうために、何とか町としても幾ばくかの金銭的な補助とか、何か機運を盛り上げるための方法を考えていただけないかなと思う次第です。

それと、スイセンが町花ということを知り余り知らぬ人もおられないかとも思いますし、町内を見渡しても余りスイセンを見かけることもないのかなど。やはりところどころ、特にこの庁舎の向こうの堤防沿いなんかにはスイセンが植わっていたらいいのかなど思ったりもしますし、ちょっとその辺、よろしく考えていただきたいと思います。

それと、まちづくりに関してなんですけれども、国連がSDGsという考え方、持続可能な開発目標を公表し、これに対して安倍総理が内閣の基本政策としてSDGsアクションプラン2018ということをして積極的に推進していくということで、ことし5月に29件の町村に対してSDGs未来都市選定都市ということで選定されておると。この中には、奈良県では十津川村が入っています。持続可能な森林保全及び観光振興による十津川村SDGsモデル構想ということです。この29件の中には、北海道であったり、つくば市であったり、神奈川県横浜市であったり、富山、静岡、愛知とか山間部のあるところ、大阪では堺、九州では北九州市も選定されております。

こういうことも利用すれば、またさらに地方創生、まちづくりをやっているのではないかと。SDGsについて町はどの程度取り組みをされておるのか、その辺をちょっと聞かせていただけますか。

それと、次に防災の関係ですね。

ある程度いろいろな形で伝達手段ができていると、確かにそうだろうと思います。緊急速報がメールでも来ていますし、大きな音で鳴りますのですぐわかるんですけども、ただ、高齢者の方とかはスマホを持っておられないし、携帯も持っておられない方もおられる、そんな中で、やっぱり防災無線が物すごく役に立つのではないかと。携帯だとかを持っていない人でも聞いて、ああ、危ないんだなということがわかるように、その辺の整備はやっぱり必要ではないかなと思うんですけども。

この前の東日本大震災でも、放送をしておられた女性の方が亡くなったけれども、あの方が緊急だ、みんな避難してくれということを本当に何遍も叫び続けた結果、

やっぱりそれに基づいて逃げた人がたくさんおられると、で、助かった人がおられる。本人は亡くなられましたけれども、悲しいことですけれども、そういうこともありますので、やっぱり緊急無線をいかに活用するかは大事なことだと思いますね。

先ほどもおっしゃいましたが、近所から文句が出たりするということもあるかもわかりません。けども、人の命にかかわる緊急避難、避難しなければならない、川が決壊して水があふれて溺れ死ぬかわからない、そんな中ですぐ逃げよという緊急の指示を、近所の一般の人の生活がどうであれ、今逃げてよという声が一番大事じゃないかなと思うんですね。ちょっとそういうことも考えていただいてやっていただけたらなと思います。

それとブロック塀についてですが、先ほど来、中和土木とも相談してやっていくという話なんですけど、確かに所管的にはそうかもわかりませんが、やっぱり町の生徒の安全を保つという意味でも、教職員の方たちに平素から気をつけていただく。本町としてはブロック塀も危ないところはなさそうですけれども、平素から注意していただいて、土木から行くよりも、施主のほうには、先生方からの「子どものためだからこの危ないのを何とかしてよ」という訴えが響くんじゃないか。なぜそんなのうちは金をかけてしなければならないのか、補助も出るらしいけれども、金を出すのは嫌だわという、そんな方はおられないと思いますが、そんな中でも教職員の「いや、子どものためです。何とかしてください」という訴えがあったらまた違うのかなと思いますので、ちょっとその辺の意気込みというか、考え方もお聞かせいただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） まず、1点目でございますけれども、地域環境美化活動支援事業の団体数が少ないということで、これにつきましてはPR不足というふうなところもございますので、今後、いろんな媒体を使いましてPRに努めていきたいと思っております。

それから、この事業の内容ですけれども、補助内容といたしまして、一応報償金という形で堤防の草刈り、それと軽微な草刈り、それから植栽という3つがございまして、それにつきまして、例えば1団体に20万とか、軽微な草刈りとかでしたら3万円とか、植栽の場合だったら一応3万円とか、種子の購入とか苗の購入とか

というふうな内容で補助をしておりますので、そういった内容についても、また皆さんに周知していきたいと考えております。

また、スイセンの植栽につきまして、町民の皆さんに余り知られていないのではないかと思いますので、こちらに関しましても、何かイベントがあるごとに、それとまた、先ほども申しましたように、ホームページとか町広報、町広報にも一応毎月は載っているわけなんですけれども、より一層PRを強化して町の花スイセンを皆さんに知っていただきたいと思いますので、さらにそういったことを推進していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 防災情報の伝達につきましては、今ございますMCA同報無線システム防災無線をベースに、より確実な伝達手法等を検討しながら充実に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 危険なブロック塀の所有者への働きかけを教職員、学校を中心に行ったらどうかというお話であったかと思えます。確かに学校、もしくは自治会を通してというふうな働きかけもあるかと思うんですけれども、この関係につきましては校園長会等でも協議をしたところなんですけれども、なかなかやっぱり個人の方の意識を、働きかけだけでいけるのかどうかというところの課題もありますので、今後PTAとの連携なども含めまして、そういう働きかけについて、どういうことができるのかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） SDGs、持続可能な開発目標ということで、ちょっと私も勉強不足で細かいところまでは理解していないんですけれども、恐らく町の土地とか地域の資産に対しての環境負荷をどう軽減していくか、そして自然とともにどう生活していくかという内容かなというふうに理解しております。

町といたしましては、環境負荷に対する軽減をすとか、再生可能エネルギーを使っていくとか、今ある河川、花、木をどう維持しながらしていくかということでございますので、教育の中でも子どもたちにも環境に対しての意識、そして町でい

えばごみの減量化ということも通しながら進めていく方向性になるのかなと思えますが、もう少ししっかり勉強させていただきながら未来都市に向けたまちづくりの方向性も考えていきたいなと思っております。

○議長（植田昌孝君） 14番、小走議員。

○14番（小走善秀君） ありがとうございます。

一応SDGsの未来都市構想については、何か1,100億円ほど予算がついているようなので、今はまだ29件だけですので、今後この1,100億円をどのくらい引っ張ってこられるかということにもなろうかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、14番、小走議員の質問を打ち切ります。
これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（議第38号より認第1号までの7議案について）

○議長（植田昌孝君） 続きまして、総括質疑を議題といたします。

今期定例会に一括上程いたしました議第38号、平成30年度田原本町一般会計補正予算（第3号）より認第1号、平成29年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についての7議案について、去る3日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

なお、質疑については、念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、同一の議題について3回を超えることはできません。

質疑ありませんか。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 私の所管外の案件は、議第38号、一般会計補正予算（第3号）だけですので、これについて総括質疑をさせていただきます。

通告しているとおり読み上げますので、答弁をお願いします。

中学校給食談合情報の内容はどんなものか。それから、中学校給食設計変更で何がどのように変わるのか。それから、中学校給食棟の完成はいつごろかということ。給食棟への太陽光発電をやめる理由なんですかということ。幼稚園、小学校、中学校へのエアコン導入時期はというのは、森井議員の質問に対しては国・県の財政措置を見ながらという答弁だったわけで、古立議員になったら、それが駄目なときの

財政措置を捻出していききたいというふうになりましたので、最終的には統一されたほうがいいと思いますので、最後のお答えをいただきたいなと思います。それから、幼稚園、学校で導入されている、今入っているクーラー等の稼働年数はどのぐらいか。それともう一つは、例規整備支援業務委託料の内容について説明をお願いします。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） まず、中学校給食談合情報の内容についてはでございます。

まだこれから入札を行いますので、今後の入札に影響を与える可能性がございますので、談合情報についての詳細な内容をご説明できませんが、2度の談合がございます。どちらとも特定の業者が受注することに決まっているといった内容でございました。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 続きまして、中学校給食設計変更でどのように変わるのかにつきましてでございます。

当初の計画では、本町の建築工事での標準的な発注形態である学校単位での設計といたしておりました。今回の談合情報によりまして入札が中止となったことから、早急に設計を見直して改めて入札準備をする必要が生じたことから、短時間での設計変更が可能な手法といたしまして、厨房機器を除く工事分を2校にまとめて1契約とするものと、工事から分離して、厨房機器についても2校まとめて1契約にする設計変更を行うものでございます。

なお、工事を実施する箇所及び給食施設の面積等につきましては、当初計画の内容で変更はございません。

また、国庫補助金が活用できないことから、工事、設備等のグレードの見直しなどを行いまして、経費の減に留意をしたところでございます。

それから、中学校給食棟完成の時期につきましては、本定例会で補正予算のご議決をいただき、今後実施設計を見直し、入札を実施し、12月の定例議会において

契約締結のご議決を得、年内に着工し、平成31年7月末の竣工予定と考えております。

次に、給食棟への太陽光発電をやめる理由につきましては、中学校給食施設への太陽光発電施設の設置をするため国庫補助金を申請しておりましたが、不採択となったため、太陽光発電施設の設置を見送ることといたしたところでございます。

それから、幼稚園、小学校、中学校へのエアコン導入時期につきましては、本定例会で補正予算のご議決をいただき、今年度内に設計業務を行い、国・県の財政措置の動向を注視しながらできる限り早期に実施したいと考えております。ただ、補正予算の対応もまた考える必要がございます。できますなら来年の夏を目途に進めてまいりたいと今考えておるところでございます。

それから、幼稚園、学校で導入されているクーラー等の稼働年数ということでございます。暖房機能のないクーラーにつきましては8台を把握しておりまして、稼働年数につきましては、おおむね15年を経過しております。特に古いものでは、北中学校のクーラーにつきましては建設当時から、57年の開校当時のものとなっております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 続きまして、例規整備支援業務委託料の内容ということでございます。

まず、今回の補正でございますが、昨年公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部改正におきまして、一般職の会計年度任用職員制度が創設をされました。会計年度任用職員には期末手当の支給が可能となるほか、地公法の服務に関する規定が適用されるなど、これまで要綱等により対応してきた任用や勤務条件を条例・規則等に位置づける必要があり、関連する条例の改正案を来年6月定例会に提案させていただくことを目途に作業を進めていきたいと考えております。

そこで、例規整備支援業務委託の内容でございますが、本町の臨時・非常勤職員の実態把握のための調査、任用・勤務条件等の設定、影響のある関連例規の調査、例規改正案作成など、全般のサポートを委託するものでございます。よろしく願いします。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは、少し聞かせていただきます。

給食ですけれども、談合情報でいろいろ耳に入ってくるんですね。その中で、役場の職員が業者と打ち合わせをしていた、業者と通じていたというようなうわさも来ます。そのような中身があったのかどうか、あったとしたら確認したのかどうか。その辺を教えてください。

それから、あと給食の設計変更ということをされたと。それまでは田中と北中で7億1,800万の工事、そして、それ以降6億7,700万ということになって、約4千5,600万ぐらい減ったんですか。工事の面積や中身は変わらないということでしたけれども、2校に分けていたのを1つにする、あと調理器具は別とかいうのがあったんですけれども、それとともに言われたのは、グレードの見直しをしましたよということですね。グレードの見直しで4,500万ぐらいの金額が出るのかというのがわからないので、どういう見直しをされたのかというところを教えてください。

それと、工事に関してはこの議会での採決が最初で、あと入札とかいろいろありますけれども、実際7月末に竣工しようと思ったら、授業をしている期間もやっぱり工事をしなければならないと思います。その点はどういう対策をとられるのかということをお教えください。

あとエアコンについては、来年の夏を目途にということですので、補助金はいただけたらそれが一番いいですよ。でも、やっぱり子どもの命の大切さをどう受けとめるかということが一番だと思うんですね。いってみたら広陵町とか川西町とかは、ほかに補助金をもらっておられるかわかりませんが、補助制度のないときでもやらなければならないとして実施された。それに比べたら田原本は、補助金がつかなければしないよ、つくまで置いておくよというような姿勢になっていると、これはちょっとやっぱり町の姿勢としてまずいだらうと思うんですね。そうではないよという話をまたしてもらった方がいいと思いますから、その点では、子どもの命を守るためにやっぱり田原本町は全力を挙げて頑張っていますよという意気込みだけでも出してもらわなければならないと思うんです。いいチャンスだと思いますので答弁してもらったと思います。

あと補助金に関しては給食でも失敗しているんですね。給食でも補助金をもらわなければならないということでいろいろ手続をされてきたと。補助金がついた途端に談合でなくなったと。結果的に補助金はなくなったんですね。いってみたら、補助金を当てにしなかったら2年ほど前にできていたということになるわけです。その点では、補助金はそりゃいただくのはありがたいけれども、やはり各事業ごとに町の重みとといいますか、どういうふうに位置づけてるんだと。補助金がついたらやるけれども、つかなかったら後回しというのがこれまでの田原本町の姿勢だし、今もそう感じるという点では、明確な思いを語っていただけたらと思いますので、お願いします。

あとエアコンの導入とか言っていますけれども、今年の夏、平野小学校の学童保育でエアコンが潰れましたよね。大分古い、これはクーラーですね。その点でクーラーの稼働年数はどのぐらいか聞いたわけですが、それで、もう古いから新しいのかえてよというような声が出たけれども、いやいや、修理しますということで修理したら冷えないじゃないかと、それでももう一回やってみたら何とか冷えるようになったということですよ。その間、子どもたちは、学童保育の部屋じゃなくてほかのクーラーのある部屋に行って時間を過ごすというようなことになったわけです。その点では、臨時的に、応急的にはしようがないですけれども、本来家庭で過ごすような過ごし方ができなかったというのも事実だと思うんですね。

それで、せっかくエアコンを導入するんだったら、こういう古いクーラーのついているところにも入れて、全てかえてもらったら快適な学校生活ができるんじゃないかと思うんですね。今から予算をつけてするということですから、ここも足して計画してもらったらいいと思いますので、その点について、今急に言ったからわからないかもしれませんが、検討できるのかどうか。どっちがするのかわかりませんが、答えていただけますか。

○議長（植田昌孝君） お諮りいたします。5時になりましたが、本日の会議を延長することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議を延長し、引き続き会議を行います。

町長。

○町長（森 章浩君） まず、預かり保育をするに当たっては、補助金もつかずに幼稚園に全てエアコンを入れさせていただいております。そういったことから、やはり子どもには過ごしやすい環境が必要であるという考えはあります。

今回、森井議員と古立議員の質問にもありましたように、入れるに当たってやはり町の覚悟はありますが、利用できる国費、県費は何とか利用していきたい、そう考えておりますので、当初予算で国の予算をつけられるのであればもちろん乗っていきますし、それが前倒しで補正予算という話であればそれに乗っていくという覚悟でございますので、国・県のがつくから入れるのではないんですけれども、町の姿勢に合わせて国・県が乗ってきてくれる条件があるならば使っていきたい、そう考えております。

ほかの古い、稼働年数の高いクーラー等に関してですが、まず優先で入れさせていただきたいと思っているのは普通教室を今考えております。今入っていないところにまず入れさせていただこうと。ただ、設備設計する中で事業ボリュームが出てきますので、そこからどこまで広げていけるかというところで古いところも恐らく選択肢の中には入ってくるかなと思っておりますので、まずは設備の設計をさせていただき、事業ボリュームを見ていきたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 談合情報についてでございますが、職員が業者と通じているといったようなうわさは一切聞いておりません。（「いや、入っているかどうか」と吉田議員呼ぶ）

入っておりません。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 工事の見直しというお尋ねでございます。

まず、工事でございますが、8カ所から4カ所につきまして、自動扉から手動に変更すると。それから、テレビ設備の取りやめがございます。それから、壁の材質の変更、屋根のモルタルの取りやめ等が工事に係るもの。それから、ガスの回転釜なりロッカー、シューズボックス等、備品がございます。その辺のグレードを下げるのがグレードの変更ということでございます。その辺の備品に係る経費の減など

も合わせた内容でございます。

それから、今の計画でいきますと夏休みから工事ということで、今お尋ねの授業に支障がないのかという……（「夏休みから工事」と吉田議員呼ぶ）

今までにつきましては、夏休みを予定しておりました。今のお尋ねにつきましては12月以降になるので、その辺の影響が出るのかということでございますが、夏休みの期間がないわけでございますので、その辺の支障は生じると考えてはおりません。学校、それから業者とも調整を行いながら、可能な限り授業に影響が出ないような何か取り組みは考えてまいりたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今聞いただけですぐわからないんですけども、屋根のモルタルの取り消しとか言っておられましたか。全然わからないんですけども、屋根にモルタルを塗るんですか。瓦屋根じゃない、スレートじゃない、どんな屋根の構造なのか教えてください。

それと、やはり授業に影響が出ない方法という点では十分対策を練っていただきたいし、お近くに住まいの方もおられますので、それについてもよろしくお願ひしたいと思います。それだけは要望しときます。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 屋根のモルタルということを申し上げました。これは屋根の上の歩いて点検をするところの場所に薄い、コンクリートではございませんが、モルタルを敷くと、それによって点検がしやすくなるということもございました。そこにつきましても、あえてそれをする必要性、経費を見直す中では、それがなくても十分歩行が可能だということで、モルタルをやめたというふうな内容でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、11番、吉田議員の総括質疑を打ち切ります。

以上をもちまして総括質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後5時08分 散会